

土木工事共通仕様書(2023年7月) 改定箇所一覧(概要)

編	章	改定項目	年月 (最新)	
第1編	共通	第1章 総則	第1節～第3節、第5節	2023年7月
		第2章 工事材料	第5節、第7節、第12節	2023年7月
		第3章 一般施工	第9節	2023年7月
		第4章 出来形管理	出来形精度	2023年7月
		第5章 様式集	工事打合せ簿、検査結果報告書	2023年7月
		付録 工事書類一覧表	契約・工事関係書類・手続一覧	2023年7月
		付録図 作業標準及びプロセスチェック	誤字誤謬	2023年7月
		付録表 品質・出来形管理項目表	コンクリート、舗装	2023年7月
第2編	建設工事	第1章 基礎工事	第3節	2023年7月
		第2章 下部工事		2019年7月
		第3章 鋼桁及び鋼製橋脚工事	第3節、第5節	2023年7月
		第4章 床版工事		2020年7月
		第5章 R C ・ P C 桁工事		2019年7月
		第6章 塗装工事		2020年7月
		第7章 道路工事	第3節	2023年7月
		第8章 トンネル工事	第6節	2023年7月
		第9章 開削トンネル工事		2019年7月
		第10章 シールドトンネル工事		2019年7月
		第11章 舗装工事	第3節	2023年7月
		第12章 道路付属物工事	第4節	2023年7月
		第13章 様式集		2019年7月
第3編	補修工事	第1章 鋼構造物補修工事		2019年7月
		第2章 コンクリート構造物補修工事	第4節	2023年7月
		第3章 舗装補修工事	第3節	2023年7月
		第4章 塗装塗替工事		2020年7月
		第5章 伸縮継手補修工事		2019年7月
		第6章 環境対策工事		2019年7月
		第7章 耐震補強工事		2020年7月
関係基準	1	出来高算出要領	第2節	2023年7月
	2	工事現場における保安施設の設置基準	第6節	2023年7月
	3	コンクリート単位水量管理基準		2020年12月
	4	コンクリートのアルカリ骨材反応抑制対策実施要領		2019年7月
	5	無収縮モルタル施工指針		2019年7月
	6	異形鉄筋スタッド方式頂版接合工施工要領		2019年7月
	7	塗料規格 (HDK規格)	第2節、第9節	2023年7月
	8	高架構造の出来形管理要領		2019年7月
	9	土工施工管理要領		2022年7月
	10	施工計画書作成要領	第2節、第3節	2023年7月
	11	データテーブル記入要領	第5節	2023年7月
	12	工事写真撮影要領	第2節、第9節、第11節、別紙	2023年7月
	13	エポキシ樹脂品質管理基準	第2節	2023年7月
	14	あと施工アンカー施工要領		2019年7月
	15	契約後V E方式の実施要領		2020年7月
	16	電子納品に関する手引き (土木設計業務・土木工事編)	第1章	2023年7月
	17	土木工事請負契約における設計変更ガイドライン		2020年7月
	18	工事一時中止ガイドライン		2020年12月
	19	週休2日制ガイドライン	第1章～第3章	2023年7月
	20	コンクリート構造物の非破壊試験要領		2020年7月
	21	設計・施工連絡会議 (三者会議) 実施要領		2019年7月
	22	ワンデーレスポンス実施要領		2019年7月
	23	工事版ウィークリースタンス実施要領		2020年7月
	24	Live立会・Web会議実施要領	第7節、別紙、別表	2023年7月
	25	建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用促進ガイドライン		2021年4月
	26	CIM活用促進ガイドライン		2022年7月

土木工事共通仕様書(2023年7月) 改定概要

No.	編	章	節	項目	改定概要	備考
1	第1編	第1章	1	1.1.10 工事の下請負	施工体制台帳を作成しなければならない範囲(必要な業務の明示)および必要な添付資料について追記	
2	第1編	第1章	1	1.1.24 技術提案書及び品質確保体制確認書に関する事項	内容確認の容易性等業務効率を考慮し、更新のあった履行内容のみの根拠資料添付とする	
3	第1編	第1章	2	1.2.2 施工計画書	書類簡素化・業務効率化の観点から、変更施工計画書は変更に関する事項を抜粋して提出することを追記	
4	第1編	第1章	2	1.2.6 品質確認	複数の品質確認責任者を定めることができるケースについて追記	
5	第1編	第1章	2	1.2.21 建設副産物の適正処理及び再生資源の活用	資源有効利用促進法省令の一部改正(令和5年1月1日施行、5月26日施行)に伴い必要となる対応について追記	
6	第1編	第1章	3	1.3.3 安全衛生管理	複数の安全衛生管理点検者を定めることができるケースについて追記	
7	第1編	第2章	5	2.5.4 レディミクストコンクリート	表-2.5.1の適用構造物欄に鋼・コンクリート複合橋脚の二次コンクリートを追記	
8	第1編	第2章	5	2.5.5 コンクリート材料	石炭ガス化スラグに係る解説を追記	
9	第1編	第2章	5	2.5.9 中詰めグラウト	適合材料の汎用性を考慮し、記載内容を改定	
10	第1編	第3章	9	3.9.7 配合設計	水セメント比の記載に関して、認識の齟齬が生じないように記載内容を改定	
11	第1編	第4章	2	表-4.2.1 出来形精度	杭基礎施工便覧 R2.9(日本道路協会)を参考に、杭基礎の傾斜に係る出来形精度を追記	
12	第1編	第5章	-	様式-1-1 注記	Hi-TeLus適用工事における「工事打合せ簿」の取扱いについて追記	
13	第1編	第5章	-	様式-1-5	書類簡素化・業務効率化の観点から、現場監督員の立合い時の写真は添付不要とする	
14	第1編	付録	-	表-2.5.5(3) 細骨材	石炭ガス化スラグ細骨材(JIS A 5011-5)の追記	
15	第1編	付録	-	表-2.7.9(2) 改質グースアスファルト(改質アスファルト)	改質グースアスファルト性状に関する参考値を規定	
16	第1編	付録	-	表-2.7.10(2) ポリマー改質アスファルト	高耐久型ポリマー改質アスファルトH型の基準値を規定	
17	第1編	付録	-	表-11.3.6(3) 改質グースアスファルト混合物(改質アスファルト)	改質グースアスファルト混合物に関する基準値を規定	
18	第1編	付録	-	表-11.3.6(6) 高耐久ポラスアスファルト舗装混合物	高耐久型ポリマー改質アスファルト舗装混合物に関する目標値を規定	
19	第2編	第1章	3	1.3.4 場所打ち杭工	施工時に発生する廃液の適切な処理方法について追記	
20	第2編	第3章	3	3.3.1 一般事項	溶接施工試験の省略について、「道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法」に準拠し、実績時期の取扱い等を改定	
21	関係基準	1	-	出来高算出要領	設計費に係る出来高を別途規定	
22	関係基準	2	-	工事現場における保安施設の設置基準	管を50cm以上重ね2箇所以上つなぐ対象として、主たる荷重を受け持つ骨組の継手であることを明示	
23	関係基準	7	-	塗料規格(HDK規格)	JIS規格(JIS K 5552およびJIS K 5553)の改正内容について反映	

土木工事共通仕様書(2023年7月) 改定概要

No.	編	章	節	項目	改定概要	備考
24	関係基準	10	-	施工計画書作成要領	平面図・構造図・使用材料の品質確認資料等の別途確認が可能な資料は施工計画書への添付対象から除外	
25	関係基準	11	-	データテーブル記入要領	高耐久型ポリマー改質アスファルト高耐久グース(改質グースアスファルト)を舗装材料に追記	
26	関係基準	12	-	工事写真撮影要領	現在の実態に応じてフィルムカメラに係る規定を削除	
27	関係基準	13	-	エポキシ樹脂品質管理基準	過去認定品について本関係基準に明示	
28	関係基準	16	-	電子納品の手引き	Hi-TeLus適用工事・業務を対象に、Hi-TeLus「しゅん工後アーカイブ」のフォルダ構成等の電子納品の作成方法について改正	
29	関係基準	19	-	週休2日制ガイドライン	一定期間を週休2日化対象外期間として工事発注した場合の取扱いについて追記	
30	関係基準	24	-	Live立会実施要領	Live立会の試行結果等に基づき、工種毎にLive立会の適応性を反映した一覧表を規定	

工種 (頁)	—	改定年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p>第1編 共通</p> <p>第1章 総則</p> <p>2023年7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>第1編 共通</p> <p>第1章 総則</p> <p>2022年7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>改定に伴う西暦変更</p>

第1章 総則
第1節 総則

1.1.8 適用すべき諸基準

～略～

地盤工学会

- 1) 地盤調査の方法と解説
- 2) 地盤材料試験の方法と解説
- 3) グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説
- 4) 地山補強土工法設計・施工マニュアル

～略～

厚生労働省

粉じん障害防止規則

環境省

水質汚濁に係る基準（環境省告示第62号）

日本グラウト協会

薬液注入工法の設計・施工指針

工事記録映像活用研究会

工事記録映像活用試行要領・同解説

日本規格協会

各関係 JIS

1.1.10 工事の下請負

(2) 施工体制台帳

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、建設業法第24条の8第1項の定めに従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。記載内容に変更が生じた場合も同様とする。なお、建設工事の請負契約に該当しない資材納入、運搬業務、測量業務等について作成の必要はなく、添付が必要な書類は建設業法施行規則第14条の2第2項の定めによる。

1.1.24 技術提案書及び品質確保体制確認書に関する事項

(4) 技術提案書及び品質確保体制確認書の履行確認

受注者は技術提案書及び品質確保体制確認書履行確認願を毎月提出し、前の月の履行状況及び月の履行予定について、監督員又は検査員の確認を受けるものとする。なお、前の月の履行状況については、前々月から更新のあった履行内容が確認できる資料を根拠資料として添付しなければならない。

第1章 総則
第1節 総則

1.1.8 適用すべき諸基準

～略～

地盤工学会

- 1) 地盤調査の方法と解説
- 2) 地盤材料試験の方法と解説
- 3) グラウンドアンカー設計・施工基準 同解説

～略～

厚生労働省

粉じん障害防止規則

日本グラウト協会

薬液注入工法の設計・施工指針

工事記録映像活用研究会

工事記録映像活用試行要領・同解説

日本規格協会

各関係 JIS

1.1.10 工事の下請負

(2) 施工体制台帳

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結したときは、建設業法第24条の8第1項の定めに従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。なお、記載内容に変更が生じた場合も同様とする。

1.1.24 技術提案書及び品質確保体制確認書に関する事項

(4) 技術提案書及び品質確保体制確認書の履行確認

受注者は技術提案書及び品質確保体制確認書履行確認願を毎月提出し、前の月の履行状況及び月の履行予定について、監督員又は検査員の確認を受けるものとする。なお、前の月の履行状況については、履行内容が確認できる資料を根拠資料として添付しなければならない。

適用すべき基準の追加

適用すべき基準の追加

施工体制台帳を作成しなければならない範囲および必要な添付資料について追記

内容確認の容易性等業務効率を考慮し、更新のあった履行内容のみ根拠資料を添付する

第2節 工事一般

1.2.2 施工計画書

(4) 施工計画書の変更

受注者は、工事現場の状況その他の施工条件の変化に伴い、施工順序、施工方法、工事実施工程、使用材料等、施工計画を変更する必要がある場合には、**その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項**について速やかに変更施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。**なお、変更施工計画書は変更が生じない部分を改めて提出する必要はない。**

1.2.6 品質確認

(1) 工事の施工に先立ち、品質確認の体制、項目、方法等品質確認計画を策定し、施工計画書に記載すること。また、品質確認をつかさどる品質確認責任者を定め、工事打合せ簿により品質確認責任者届を監督員に提出すること。**共同企業体を構成し工事を分担する場合や施工箇所点在型工事においては、工事内容や施工場所に応じて複数の品質確認責任者を定めることができる。**なお、鋼桁等の製作工事において、受注者が共同企業体であるなど複数の工場で作成が行われる場合には、品質確認責任者のほか品質確認をつかさどる品質確認主任を定めることができる。

1.2.15 環境保全

受注者は、自らの責任と費用をもって、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針、騒音規制法、振動規制法、**水質汚濁に係る環境基準**、その他関係法令及び条例、並びに設計図書のと定めを遵守して、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題については施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、その発生を最小限にとどめる措置を講じ、環境の保全に努めなければならない。なお、環境への影響が生じたとき、又は発生が予測されるときは、速やかに関連する資料を添えて監督員に報告し、監督員から指示があった場合には、その指示に従わなければならない。第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者はこの節 1.2.11「関係官公署及び地元関係者等」の規定に従い対応しなければならない。

第2節 工事一般

1.2.2 施工計画書

(4) 施工計画書の変更

受注者は、工事現場の状況その他の施工条件の変化に伴い、施工順序、施工方法、工事実施工程、使用材料等、施工計画を変更する必要がある場合には、必要な事項について速やかに変更施工計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1.2.6 品質確認

(1) 工事の施工に先立ち、品質確認の体制、項目、方法等品質確認計画を策定し、施工計画書に記載すること。また、品質確認をつかさどる品質確認責任者を定め、工事打合せ簿により品質確認責任者届を監督員に提出すること。なお、鋼桁等の製作工事において、受注者が共同企業体であるなど複数の工場で作成が行われる場合には、品質確認責任者のほか工場ごとの品質確認をつかさどる品質確認主任を定めることができる。

1.2.15 環境保全

受注者は、自らの責任と費用をもって、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針、騒音規制法、振動規制法、その他関係法令及び条例、並びに設計図書の定めを遵守して、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題については施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、その発生を最小限にとどめる措置を講じ、環境の保全に努めなければならない。なお、環境への影響が生じたとき、又は発生が予測されるときは、速やかに関連する資料を添えて監督員に報告し、監督員から指示があった場合には、その指示に従わなければならない。第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者はこの節 1.2.11「関係官公署及び地元関係者等」の規定に従い対応しなければならない。

書類簡素化・業務効率化の観点から、変更に関する事項を抜粋して提出することとする（国交省：土木工事電子書類スリム化ガイドに準拠）

複数の品質確認責任者を定めることができるケースについて追加説明を明示

適用すべき基準の追加

1.2.21 建設副産物の適正処理及び再生資源の活用

(2) 受注者は、工事を実施するに当たり、「資源の有効な利用の促進に関する法律」第15条関係省令（「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」）第8条第1項及び同法第34条関係省令（「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」）第7条第1項に定める規模以上の場合にあつては、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を監督員に提出しなければならない。また、これらの計画書の実施状況は、工事完成後、速やかに監督員に提出しなければならない。

なお、受注者は、法令等に基づき再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- (3) 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- (4) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。
- (5) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と上記(4)に示す確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- (6) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。
- (7) 受注者は、当該工事が建設副産物情報交換システム、建設発生土情報交換システム（以下「本システム」という）の登録工事となった場合、施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じたときに、速やかに本システムにデータ入力を行うものとする。なお、これにより難しい場合には、監督員と別途協議しなければならない。

1.2.21 建設副産物の適正処理及び再生資源の活用

(2) 受注者は、工事を実施するに当たり、「資源の有効な利用の促進に関する法律」第15条関係省令（「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」）第8条第1項及び同法第34条関係省令（「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」）第7条第1項に定める規模以上の場合にあつては、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を監督員に提出しなければならない。また、これらの計画書の実施状況は、工事完成後、速やかに監督員に提出しなければならない。

- (3) 受注者は、当該工事が建設副産物情報交換システム、建設発生土情報交換システム（以下「本システム」という）の登録工事となった場合、施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じたときに、速やかに本システムにデータ入力を行うものとする。なお、これにより難しい場合には、監督員と別途協議しなければならない。

資源有効利用促進法省令の一部改正（令和5年1月1日施行および令和5年5月1日施行）に伴う現場掲示の必要性、建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地であるかなどの確認、建設発生土の搬出先への受領書の交付等に係る記載の追記

第3節 安全衛生管理

1.3.3 安全衛生管理

(1) 安全衛生管理点検者

受注者は、工事の施工に当たり、危険防止、健康障害の発生防止、労働災害防止等、安全及び衛生に関する事項の指導、教育並びに管理を行うため、当該工事の安全衛生管理に十分な知識と経験を有する者を安全衛生管理点検者として定め、工事打合せ簿により安全衛生管理点検者届を監督員に提出しなければならない。**共同企業体を構成し工事を分担する場合や施工箇所点在型工事においては、工事内容や施工場所に応じて複数の安全衛生管理点検者を定めることができる。**なお、安全衛生管理点検者は、現場に常駐しなければならない。

第5節 工事しゅん工図書

1.5.3 工事しゅん工図書の作成規格

(4) ラベル等

図-1.5.2 に示すように、収納箱にラベルを貼り、その縁を表-1.5.1 により工種ごとに色分けするものとする。

60									
5	10	10	15	2.5	7.5	2.5	7.5		
設 計 図	年度	設計年月日	縮尺	番号					
	業務名								
	路線名								
	図名								
	設計者名								
しゅん 工 図	担当部所	阪神高速道路株式会社 ○○部 ○○課又は○○工事事務所							
	年度	管理番号	図面番号						
	工事名								
	施工者名								
	工期								
					3.5	21		35	
					3.5				
					3.5				
					3.5				
					3.5				
					3.5	14			
					3.5				
					3.5				
					3.5				
					3.5				
					15	10	12.5	10	12.5
					60				

(c) 設計図タイトル (監督員より貸与した図面)

第3節 安全衛生管理

1.3.3 安全衛生管理

(1) 安全衛生管理点検者

受注者は、工事の施工に当たり、危険防止、健康障害の発生防止、労働災害防止等、安全及び衛生に関する事項の指導、教育並びに管理を行うため、当該工事の安全衛生管理に十分な知識と経験を有する者を安全衛生管理点検者として定め、工事打合せ簿により安全衛生管理点検者届を監督員に提出しなければならない。なお、安全衛生管理点検者は、現場に常駐しなければならない。

第5節 工事しゅん工図書

1.5.3 工事しゅん工図書の作成規格

(4) ラベル等

図-1.5.2 に示すように、収納箱にラベルを貼り、その縁を表-1.5.1 により工種ごとに色分けするものとする。

60									
5	10	10	15	2.5	7.5	2.5	7.5		
設 計 図	年度	設計年月日	縮尺	番号					
	業務名								
	路線名								
	図名								
	設計請負								
しゅん 工 図	担当部所	阪神高速道路株式会社 ○○部 ○○課又は○○工事事務所							
	年度	管理番号	図面番号						
	工事名								
	施工者名								
	工期								
					3.5	21		35	
					3.5				
					3.5				
					3.5				
					3.5				
					3.5	14			
					3.5				
					3.5				
					3.5				
					3.5				
					15	10	12.5	10	12.5
					60				

(c) 設計図タイトル (監督員より貸与した図面)

複数の安全衛生管理点検者を定めることができるケースについて追加説明を明示

誤謬

改定理由

注意事項

工種 (頁)	—	改定年月日	2023 年 7 月 1 日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第 1 編 共 通</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 工事材料</p> <p style="text-align: center;">2023 年 7 月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第 1 編 共 通</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 工事材料</p> <p style="text-align: center;">2022 年 7 月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第2章 工事材料

第5節 コンクリート

2.5.4 レディーミクストコンクリート

表-2.5.1 コンクリートの種別と適用構造物

種別 ※1	コンクリートの種類による記号 ※2	呼び強度 ※3	スラブ (cm) ※4	最大骨材 寸法 (mm) ※5	セメントの 種類 ※6	指定事項等	適用構造物
18-8-25BB	普通	18	8	25	BB		石積み等の裏込め
18-8-40BB	普通	18	8	40	BB		均しコンクリート、鋼製橋脚の中詰コンクリート、岩盤の置換えコンクリート、重力式擁壁、比較的鉄筋量の少ない現場打ち排水構造物
18-18-25BB	普通	18	18	25	BB		ケーンの中詰め
18-8-40BB	普通	18	8	40	BB		トンネルのインバート
18-15-40BB	普通	18	15	40	BB		トンネルの覆工用コンクリート (吹付けコンクリートを除く)
24-8-25N	普通	24	8	25	N		ケーン躯体、PC桁の均し、舗装工における路肩部、中央分離帯開口部、カルバート、非常駐車帯、横断側溝に用いるコンクリート、比較的鉄筋量の多い現場打ち排水構造物
24-8-25BB	普通	24	8	25	BB		開削トンネル
24-8-40N	普通	24	8	40	N		橋台、擁壁（重力式を除く）、トンネルの坑門工（RC構造形式）
24-8-40BB	普通	24	8	40	BB		アーチング、ケーン等の頂版、深礎杭、鋼製橋脚根巻コンクリート、踏掛版、付属構造物の基礎
27-8-25-N	普通	27	8	25	N		鋼非合成桁の床版、RC桁、スラブ橋用コンクリート
27-8-25-N	普通	27	8	25	N	材齢7日で膨張率150×10 ⁻⁶ 以上、250×10 ⁻⁶ 以下 ※7	壁型剛性防護柵
27-8-25-BB	普通	27	8	25	BB		RC橋脚の柱及び梁用コンクリート、開削トンネル、 複合橋脚二次コンクリート
30-8-25N	普通	30	8	25	N		鋼合成桁、PC合成桁の床版
30-8-25L	普通	30	8	25	L	呼び強度保証 材齢91日	開削トンネル、U型擁壁、カルバート等でマスコングクリートのひび割れ対策が必要な部位
30-8-25BB	普通	30	8	25	BB		開削トンネル
30-8-25H	普通	30	8	25	H		プレテンションT桁及びボーステンション桁の横桁、間詰、伸縮装置のアンカー部
36-8-25N	普通	36	8	25	N		橋脚のPC梁用コンクリート
36-8-25H	普通	36	8	25	H		プレテンションT桁の横桁及びボーステンション桁の横桁
30-15-40BB	普通	30	15	40	BB		場所打ち杭、井筒の中詰めコンクリート等の水中コンクリート
30-15-25BB	普通	30	15	25	BB		比較的鉄筋量の多い場所打ち杭（2段配筋）
40-8-25H	普通	40	8	25	H		工場製作及び現場キャスト製作のボーステンション桁用コンクリート、場所打ちPC桁用コンクリート
舗装4.5-2.5-40N	舗装	曲げ4.5	2.5	40	N		舗装用コンクリート

第2章 工事材料

第5節 コンクリート

2.5.4 レディーミクストコンクリート

表-2.5.1 コンクリートの種別と適用構造物

種別 ※1	コンクリートの種類による記号 ※2	呼び強度 ※3	スラブ (cm) ※4	最大骨材 寸法 (mm) ※5	セメントの 種類 ※6	指定事項等	適用構造物
18-8-25BB	普通	18	8	25	BB		石積み等の裏込め
18-8-40BB	普通	18	8	40	BB		均しコンクリート、鋼製橋脚の中詰コンクリート、岩盤の置換えコンクリート、重力式擁壁、比較的鉄筋量の少ない現場打ち排水構造物
18-18-25BB	普通	18	18	25	BB		ケーンの中詰め
18-8-40BB	普通	18	8	40	BB		トンネルのインバート
18-15-40BB	普通	18	15	40	BB		トンネルの覆工用コンクリート (吹付けコンクリートを除く)
24-8-25N	普通	24	8	25	N		ケーン躯体、PC桁の均し、舗装工における路肩部、中央分離帯開口部、カルバート、非常駐車帯、横断側溝に用いるコンクリート、比較的鉄筋量の多い現場打ち排水構造物
24-8-25BB	普通	24	8	25	BB		開削トンネル
24-8-40N	普通	24	8	40	N		橋台、擁壁（重力式を除く）、トンネルの坑門工（RC構造形式）
24-8-40BB	普通	24	8	40	BB		アーチング、ケーン等の頂版、深礎杭、鋼製橋脚根巻コンクリート、踏掛版、付属構造物の基礎
27-8-25-N	普通	27	8	25	N		鋼非合成桁の床版、RC桁、スラブ橋用コンクリート
27-8-25-N	普通	27	8	25	N	材齢7日で膨張率150×10 ⁻⁶ 以上、250×10 ⁻⁶ 以下 ※7	壁型剛性防護柵
27-8-25-BB	普通	27	8	25	BB		RC橋脚の柱及び梁用コンクリート、開削トンネル
30-8-25N	普通	30	8	25	N		鋼合成桁、PC合成桁の床版
30-8-25L	普通	30	8	25	L	呼び強度保証 材齢91日	開削トンネル、U型擁壁、カルバート等でマスコングクリートのひび割れ対策が必要な部位
30-8-25BB	普通	30	8	25	BB		開削トンネル
30-8-25H	普通	30	8	25	H		プレテンションT桁及びボーステンション桁の横桁、間詰、伸縮装置のアンカー部
36-8-25N	普通	36	8	25	N		橋脚のPC梁用コンクリート
36-8-25H	普通	36	8	25	H		プレテンションT桁の横桁及びボーステンション桁の横桁
30-15-40BB	普通	30	15	40	BB		場所打ち杭、井筒の中詰めコンクリート等の水中コンクリート
30-15-25BB	普通	30	15	25	BB		比較的鉄筋量の多い場所打ち杭（2段配筋）
40-8-25H	普通	40	8	25	H		工場製作及び現場キャスト製作のボーステンション桁用コンクリート、場所打ちPC桁用コンクリート
舗装4.5-2.5-40N	舗装	曲げ4.5	2.5	40	N		舗装用コンクリート

鋼・コンクリート複合橋脚設計手引き（平成20年6月：阪神高速道路株式会社）で規定している二次コンクリートを適用構造物欄に追記

2.5.5 コンクリート材料

(3) 細骨材

《留意事項及び解説等》

- アルカリシリカ反応は、有害な骨材と無害な骨材を混合して使用した場合、有害な骨材を単独で使用する場合よりもモルタルやコンクリートの膨張量が大きくなることがあるため、混合した骨材について実施する必要がある。
- JIS A 5005「コンクリート用砕石及び砕砂」では、砕砂の粒形の良否を判定する粒形判定実績率の試験方法が示されており、その値は54%以上と規定されている。
- 高炉スラグ細骨材は、山砂等の天然産の細骨材の20～60%を置換して用いられることが多い。
- フェロニッケルスラグ骨材を用いたコンクリートは、普通骨材コンクリートと比較して乾燥収縮ひずみが小さくなる傾向にあることから、ひび割れ抵抗性の改善に有効である。ただし、製造時の冷却条件の違いにより、アルカリシリカ反応を有するものがあるため、「フェロニッケルスラグ骨材を用いたコンクリートの設計施工指針」を参考にすることができる。
- 銅スラグ細骨材は天然の骨材よりも密度が大きいが、銅スラグ細骨材混合率が容積比で30%以下であれば、コンクリートの単位容積質量の増加は100 kg/m³を超えることはほとんど無く、一般的なコンクリートと同様に取り扱うことができる。
- 区分Nの電気炉酸化スラグ細骨材を混合率（容積比）30%以下で用い、粗骨材を砂利や砕石とした場合、コンクリートの単位容積質量の増加は100 kg/m³を超えることは少なく、一般的なコンクリートと同様に取り扱うことができる。
- 電気炉酸化スラグ骨材を用いた場合には、ブリーディングの増加が顕著となりやすいため、減水効果の大きい混和材の使用や各種鉱物質微粉末の使用、微粒分の多い電気炉酸化スラグ骨材を用いる等の対策を施す必要がある。（粗骨材での使用の場合も同様）
- 石炭ガス複合発電（IGCC）の発電の際、副産物として発生する石炭ガス化スラグは、コンクリートの単位数量や乾燥収縮の低減によって耐久性等に優れた効果が期待できる。

2.5.5 コンクリート材料

(3) 細骨材

《留意事項及び解説等》

- アルカリシリカ反応は、有害な骨材と無害な骨材を混合して使用した場合、有害な骨材を単独で使用する場合よりもモルタルやコンクリートの膨張量が大きくなることがあるため、混合した骨材について実施する必要がある。
- JIS A 5005「コンクリート用砕石及び砕砂」では、砕砂の粒形の良否を判定する粒形判定実績率の試験方法が示されており、その値は54%以上と規定されている。
- 高炉スラグ細骨材は、山砂等の天然産の細骨材の20～60%を置換して用いられることが多い。
- フェロニッケルスラグ骨材を用いたコンクリートは、普通骨材コンクリートと比較して乾燥収縮ひずみが小さくなる傾向にあることから、ひび割れ抵抗性の改善に有効である。ただし、製造時の冷却条件の違いにより、アルカリシリカ反応を有するものがあるため、「フェロニッケルスラグ骨材を用いたコンクリートの設計施工指針」を参考にすることができる。
- 銅スラグ細骨材は天然の骨材よりも密度が大きいが、銅スラグ細骨材混合率が容積比で30%以下であれば、コンクリートの単位容積質量の増加は100 kg/m³を超えることはほとんど無く、一般的なコンクリートと同様に取り扱うことができる。
- 区分Nの電気炉酸化スラグ細骨材を混合率（容積比）30%以下で用い、粗骨材を砂利や砕石とした場合、コンクリートの単位容積質量の増加は100 kg/m³を超えることは少なく、一般的なコンクリートと同様に取り扱うことができる。
- 電気炉酸化スラグ骨材を用いた場合には、ブリーディングの増加が顕著となりやすいため、減水効果の大きい混和材の使用や各種鉱物質微粉末の使用、微粒分の多い電気炉酸化スラグ骨材を用いる等の対策を施す必要がある。（粗骨材での使用の場合も同様）

石炭ガス化スラグに係る解説を追記（国交省共通仕様書-R5.3 改定にて石炭ガス化スラグ追加）

2.5.9 中詰めグラウト

鋼製橋脚のアンカーフレーム内には、防せい用として中詰めグラウトを充填しなければならない。中詰めグラウトは、プレミックスタイプの膨張モルタル材を使用するものとし、鋼材や周囲の部材へ悪影響が生じないようにすること。

2.7.9 グースアスファルト舗装材料

《規定事項》

□グースアスファルトは、硬質アスファルトまたは改質アスファルトを使用し、第1編付録表-2.7.9によることを原則とする。

2.7.10 加熱アスファルト舗装材料

《規定事項》

□改質アスファルトは、ポリマー改質アスファルト、高耐久型ポリマー改質アスファルト H 型並びに硬質アスファルトを標準として、第1編付録表-2.7.10(2)によることを原則とする。

2.5.9 中詰めグラウト

鋼製橋脚のアンカーフレーム内には、防せい用として中詰めグラウトを充填しなければならない。中詰めグラウトの品質は、表-2.5.9によるものとし、鋼材や周囲の部材へ悪影響が生じないようにすること。

表-2.5.9 中詰めグラウトの品質規格

項目	規格値	試験方法
コンシステンシー (右記のいずれか)	流下時間 15±2秒 (Pロート)	JSCE-F521
	流下時間 8±2秒 (Jロート)	JSCE-F541
ブリーディング率	3%以下	JSCE-F542
膨張率	5%以上	JSCE-F542
圧縮強度 (28日強度)	30N/mm ² 以上	JSCE-G541
塩化物含有量	0.30kg/m ³ 以下	

2.7.9 グースアスファルト舗装材料

《規定事項》

□グースアスファルトは、硬質アスファルトを使用し、第1編付録表-2.7.9によることを原則とする。

2.7.10 加熱アスファルト舗装材料

《規定事項》

□改質アスファルトは、ポリマー改質アスファルト並びに硬質アスファルトを標準として、第1編付録表-2.7.10(2)によることを原則とする。

適合する材料がほぼ存在しないことから、記載内容を改定
(国交省近畿地整の共通仕様書記載内容に準拠)

グースアスファルトに改質アスファルトを規定。

高耐久型ポリマー改質アスファルト H 型の規定化に伴い、追記。

第12節 道路付属物

2.12.1 遮音壁材料

(2) 吸音板

① 吸音板は、表-2.12.3 に示す材料規格に適合するものでなければならない。

表-2.12.3 吸音板の材料規格

名称	材 質
① 正面板	JIS H 4000 A 5052 P t=1.0mm
② 背面板	JIS G 3323 SGMH400 K27 高耐候性めっき鋼板 t=1.6mm
③ 側面板	JIS G 3323 SGMH400 K27 高耐候性めっき鋼板 t=1.6mm
④ 吸音材	JIS A 6301 ロックウール密度(1号) 40~100kg/m ³ JIS A 6301 グラスウールボード密度32kg/m ³ 又は同等以上のもの
⑤ 吸音材保護フィルム	PVF (ポリフッ化ビニールフィルム) 21μ又は同等以上
⑥ リベット	アルミ合金φ3.2 及び SUSφ3.2
⑦ シール材	クロロピレンゴム・発泡・30mm

2.12.6 橋脚番号材料

高欄及び路下に設置する橋脚番号材料はシート方式によるものとし、高欄タイプは JIS Z 9117 (再帰性反射材) に規定する品質規格に適合するものでなければならない。

2.12.15 落下防止ロープ材料

落下防止ロープは、めっき鋼ワイヤーロープ (JIS G 3525) またはステンレスワイヤーロープ (JIS G 3550) で、黒色のナイロンで被覆したものを、両端はエンドストッパーを装置したものとする。また、エンドストッパーのワイヤー緊結力は、ワイヤー破断強度より大きくなければならない。

ワイヤーロープ種別は、設置場所の点検・交換の困難性や腐食環境の厳しさ等を踏まえて適切に選定すること。

第12節 道路付属物

2.12.1 遮音壁材料

(2) 吸音板

① 吸音板は、表-2.12.3 に示す材料規格に適合するものでなければならない。

表-2.12.3 吸音板の材料規格

名称	材 質
① 正面板	JIS H 4000 A 5052 P t=1.0mm
② 背面板	ふっ素樹脂フィルムラミネート鋼板 t=1.6mm
③ 側面板	JIS G 3302 Z27 t=1.6mm
④ 吸音材	JIS A 6301 ロックウール密度(1号) 40~100kg/m ³ JIS A 6301 グラスウールボード密度32kg/m ³ 又は同等以上のもの
⑤ 吸音材保護フィルム	PVF (ポリフッ化ビニールフィルム) 21μ又は同等以上
⑥ リベット	アルミ合金φ3.2 及び SUSφ3.2
⑦ シール材	クロロピレンゴム・発泡・30mm

2.12.6 橋脚番号材料

高欄及び路下に設置する橋脚番号材料はシート方式によるものとし、JIS Z 9117 (再帰性反射材) に規定する品質規格に適合するものでなければならない。

2.12.15 落下防止ロープ材料

落下防止ロープは、めっき鋼ワイヤーロープ (JIS G 3525) またはステンレスワイヤーロープ (JIS G 3550) で、黒色のナイロンで被覆したものを、両端はエンドストッパーを装置したものとする。また、エンドストッパーのワイヤー緊結力は、ワイヤー破断強度より大きくなければならない。

ワイヤーロープ種別は、設置場所の点検・交換の困難性や腐食環境の厳しさ等を踏まえて適切に選定すること。

耐久性の確保・コストの総合的な観点から「高耐候性めっき鋼板」に統一

誤謬

誤謬

改定理由

注意事項

工種 (頁)	—	改定年月日	2023年 7月 1日	Ⓞ公表 Ⓞ社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">第3章 一般施工</p> <p style="text-align: center;">2023年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">第3章 一般施工</p> <p style="text-align: center;">2022年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第3章 一般施工
第9節 コンクリート工
3.9.7 配合設計
《規定事項(各項)》

(3)水セメント比

□水セメント比は、コンクリートに要求される強度、コンクリートの劣化に対する抵抗性ならびに物質の透過に対する抵抗性等を考慮して、これらから定まる水セメント比のうちで最小の値を設定する。

《留意事項及び解説等》

(3)水セメント比

- 水セメント比が大きくなると、コンクリートの材料分離が生じやすくなること等により、コンクリートの劣化に対する抵抗性ならびに物質の透過に対する抵抗性に悪影響を及ぼす。
- ただし、水セメント比を過剰に小さく設定することで、コンクリートの強度やヤング係数の試験値が設計値に対して過大となり、構築されたコンクリート構造物が設計と異なる応答を示す可能性がある点に留意する必要がある。
- 各構造における水セメント比の規格値は、道路橋示方書に準拠した表-3.9.12に記載の値とするが、これにより難しい場合は、構造物条件や現場条件を踏まえて所要の検討を行い、監督員の承諾を得た水セメント比を適用することができるものとする。

第3章 一般施工
第9節 コンクリート工
3.9.7 配合設計
《規定事項(各項)》

(3)水セメント比

□水セメント比は、65%以下で、かつ、コンクリートに要求される強度、コンクリートの劣化に対する抵抗性ならびに物質の透過に対する抵抗性等を考慮して、これらから定まる水セメント比のうちで最小の値を設定する。

《留意事項及び解説等》

(3)水セメント比

- 水セメント比が大きくなると、コンクリートの材料分離が生じやすくなること等により、コンクリートの劣化に対する抵抗性ならびに物質の透過に対する抵抗性に悪影響を及ぼす。
- ただし、水セメント比を過剰に小さく設定することで、コンクリートの強度やヤング係数の試験値が設計値に対して過大となり、構築されたコンクリート構造物が設計と異なる応答を示す可能性がある点に留意する必要がある。

コンクリートの一般的な水セメント比の最大値として65%以下と記載しているが、別途規定しているコンクリート種別毎の水セメント比(表-3.9.12:RC構造-50%以下等)と混乱を生じさせることから記載内容を改定。

表-3.9.12の注意書きに記載しているが、確認の容易性等を考慮し「留意事項及び解説等」に同内容を記載。また、表-3.9.12に記載の水セメント比が道路橋示方書に準拠した値であることを明示。

改定理由	
注意事項	

工種 (頁)	—	改定年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">第4章 出来形管理</p> <p style="text-align: center;">2023年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">第4章 出来形管理</p> <p style="text-align: center;">2022年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第4章 出来形管理

表-4.2.1 出来形精度

項目		精度 (単位: mm)	摘要	
基礎	平面位置 (偏心量)	杭	±100 杭個々の中心位置における値	
		フーチング	±30 橋脚中心位置における値	
		ケーソン	ニューマチックケーソン ±150 オープンケーソン ±200 "	
	基準天端高	フーチング	±20	
		ケーソン	±100	
	傾斜	杭	1/100	
		ケーソン	ニューマチックケーソン 1/100 オープンケーソン 1/50	
		回転	ケーソン 3°以内 平面	
	橋脚橋台	橋脚中心間距離(橋軸方向)		±30 平面
		橋脚平面位置(偏心量)		±30
橋脚の傾き		0<1/500		
支承の箱抜		計画高	+10~-30	
		平面位置	±20	
		鉛直度	1/50以下 アンカーボルト孔	
門柱間隔 (ラーメン)		±20		
基準高		±20 フーチング天端高、はり天端高 ただし、杓座部においては は(+)の誤差は認めない。		
幅員	総幅(a)		0~+30	
	車道部幅(b)		0~+20	
高欄中央分離帯	高欄	幅	-5~+10	
		高さ	±10	
	中央分離帯	幅	-5~+10	
		高さ	-10~0	
RC床版	厚さ	-5~+10		
	平坦性	3m定規±10		
コンクリート 構造物	垂直部材の長さ寸法		設計寸法の±1%又は±30のうち 小さい方の値 プレストレストコンクリート を含む	
	水平部材の長さ寸法		設計寸法の±1%又は±30のうち 小さい方の値	
	ケーソン・フーチング・ 柱・はり・桁の断面寸法		設計寸法の±2%又は-10+20 のうち小さい方の値	
鋼構造物			表-4.2.2~表-4.2.6による。	
道路土工			表-4.2.7 による。	
舗装			表-4.2.8 による。	
トンネル			表-4.2.9 による。	
開削トンネル			表-4.2.10 による。	
遮音壁			表-4.2.11 による。	
排水設備			表-4.2.12 による。	
防護柵			表-4.2.13 による。	

(注)出来形は建築限界、用地境界を侵してはならない。

第4章 出来形管理

表-4.2.1 出来形精度

項目		精度 (単位: mm)	摘要
基礎	平面位置 (偏心量)	杭	±100 杭個々の中心位置における値
		フーチング	±30 橋脚中心位置における値
		ケーソン	ニューマチックケーソン ±150 オープンケーソン ±200 "
	基準天端高	フーチング	±20
		ケーソン	±100
	傾斜	ケーソン	ニューマチックケーソン 1/100 オープンケーソン 1/50
		回転	ケーソン 3°以内 平面
		橋脚中心間距離(橋軸方向)	
	橋脚平面位置(偏心量)		±30
	橋脚の傾き		0<1/500
橋脚橋台	支承の箱抜	計画高	+10~-30
		平面位置	±20
		鉛直度	1/50以下 アンカーボルト孔
門柱間隔 (ラーメン)		±20	
基準高		±20 フーチング天端高、はり天端高 ただし、杓座部においては は(+)の誤差は認めない。	
幅員	総幅(a)		0~+30
	車道部幅(b)		0~+20
高欄中央分離帯	高欄	幅	-5~+10
		高さ	±10
	中央分離帯	幅	-5~+10
		高さ	-10~0
RC床版	厚さ	-5~+10	
	平坦性	3m定規±10	
コンクリート 構造物	垂直部材の長さ寸法		設計寸法の±1%又は±30のうち 小さい方の値 プレストレストコンクリート を含む
	水平部材の長さ寸法		設計寸法の±1%又は±30のうち 小さい方の値
	ケーソン・フーチング・ 柱・はり・桁の断面寸法		設計寸法の±2%又は-10+20 のうち小さい方の値
鋼構造物			表-4.2.2~表-4.2.6による。
道路土工			表-4.2.7 による。
舗装			表-4.2.8 による。
トンネル			表-4.2.9 による。
開削トンネル			表-4.2.10 による。
遮音壁			表-4.2.11 による。
排水設備			表-4.2.12 による。
防護柵			表-4.2.13 による。

(注)出来形は建築限界、用地境界を侵してはならない。

杭基礎施工便覧_R2.9 (日本道路協会) を参考に杭基礎の傾斜に係る出来形精度を追記

改定理由

注意事項

工種 (頁)	—	改訂年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">第5章 様式集</p> <p style="text-align: center;">2023年7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">第5章 様式集</p> <p style="text-align: center;">2022年7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

様式-1-1

工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 契約責任者	発議年月日	
	<input type="checkbox"/> 監督員		
	<input type="checkbox"/> 代表者		
	<input type="checkbox"/> 現場代理人		

発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾願 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()
------	--

工事名	
-----	--

件名	
----	--

(内容)

※内容に応じて、必要な事項を記載し、資料等を添付すること。
 【「工事打合せ簿」作成上の注記】を参照のこと

処理・回答	<input type="checkbox"/> 契約責任者	上記について、 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 () 年月日：
	<input type="checkbox"/> 監督員	

処理・回答	<input type="checkbox"/> 代表者	上記について、 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 () 年月日：
	<input type="checkbox"/> 現場代理人	

現場代理人

様式-1-1

工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 契約責任者	発議年月日	
	<input type="checkbox"/> 監督員		
	<input type="checkbox"/> 代表者		
	<input type="checkbox"/> 現場代理人		

発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()
------	---

工事名	
-----	--

件名	
----	--

(内容)

※内容に応じて、必要な事項を記載し、資料等を添付すること。
 【「工事打合せ簿」作成上の注記】を参照のこと

処理・回答	監督員	上記について、 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 () 年月日：

処理・回答	現場代理人	上記について、 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 () 年月日：

現場代理人

誤謬

誤謬

(様式-1-1) の注記

「工事打合せ簿」作成上の注記

- (注1) 発注者側押印欄の役職名は、監督員の指示によること。
- (注2) 処理・回答（承諾等）の際には内容確認の上、必要に応じて印紙貼付を行うこと。
- (注3) 「工事打合せ簿」で対象とする書類は、この共通仕様書に定めるものであり、契約書・現場説明書等において別途定めのある様式は対象外とする。
- (注4) **Hi-TeLus** を利用する工事において、発議画面が「工事打合せ簿」の代替とみなし、本様式は不要とする。内容を記載する場合、様式は任意で良いが、任意様式として「工事打合せ簿」の利用は可能。その場合、発注者側押印欄及び現場代理人押印欄は削除すること。

(様式-1-1) の注記

「工事打合せ簿」作成上の注記

- (注1) 発注者側押印欄の役職名は、監督員の指示によること。
- (注2) 処理・回答（承諾等）の際には内容確認の上、必要に応じて印紙貼付を行うこと。
- (注3) 工事打合せ簿で対象とする書類は、この共通仕様書に定めるものであり、契約書・現場説明書等において別途定めのある様式は対象外とする。

Hi-TeLus 適用工事における「工事打合せ簿」の取扱いについて追記

様式-1-5

品質管理結果報告書
材料（又は施工）検査願及び検査結果報告書

年 月 日

阪神高速道路株式会社

（監督員） 殿

（受注者名）

（現場代理人名） ㊟

（工事名）

上記工事について、下記のとおり、品質・出来形管理結果を報告します。

（品質確認責任者）

㊟

件名			
内容			
確認年月日	確認方法	立会い・書類	

上記工事について、下記のとおり、材料（又は施工）検査をお願いします。

検査件名			
検査内容			
検査予定年月日			
検査場所			
検査担当者名	検査方法	立会い・書類	

上記の材料（又は施工）検査の結果は、下記のとおりとします。

検査実施年月日			
検査結果	合格	不合格	
記事 (指摘内容等)			

（検査結果確認）

（注1）発注者側押印欄の役職名は、監督員の指示によること。

（注2）各内容に応じて、管理記録や検査概要や記録等の資料を添付すること。なお、現場監督員が立会い検査を実施した場合、立会い時の写真は添付不要とする。

様式-1-5

品質管理結果報告書
材料（又は施工）検査願及び検査結果報告書

年 月 日

阪神高速道路株式会社

（監督員） 殿

（受注者名）

（現場代理人名） ㊟

（工事名）

上記工事について、下記のとおり、品質・出来形管理結果を報告します。

（品質確認責任者）

㊟

件名			
内容			
確認年月日	確認方法	立会い・書類	

上記工事について、下記のとおり、材料（又は施工）検査をお願いします。

検査件名			
検査内容			
検査予定年月日			
検査場所			
検査担当者名	検査方法	立会い・書類	

上記の材料（又は施工）検査の結果は、下記のとおりとします。

検査実施年月日			
検査結果	合格	不合格	
記事 (指摘内容等)			

（検査結果確認）

（注1）発注者側押印欄の役職名は、監督員の指示によること。

（注2）各内容に応じて、管理記録や検査概要や記録等の資料を添付すること。

書類簡素化・業務効率化の観点から、現場監督員の立会い時の写真は添付不要とする（国交省：土木工事電子書類スリム化ガイドに準拠）

様式-1-7

安全衛生管理日誌

年 月 日 () 晴・曇・雨・雪・強雨

工事名	受注者名	安全衛生管理点検者	現場代理人
本日 作業内容		朝礼 (伝達・指示内容)	
本日の実施事項	安全指示事項	安全巡視 指摘事項	処置
その他			

(注) 記載項目が満足していれば、様式は任意で良い。

(注) 各年の最終作業日 (年末) 及び工事の施工完了日においては、その他欄に該当年の「延べ実労働時間 (時間)」、「労働災害による死傷者数 (人)」、「延べ労働損失日数 (日)」を記載するものとする。

様式-1-7

安全衛生管理日誌

年 月 日 () 晴・曇・雨・雪・強雨

工事名	受注者名	安全衛生管理点検者	現場代理人
本日 作業内容		朝礼 (伝達・指示内容)	
本日の実施事項	安全指示事項	安全巡視 指摘事項	処置
その他			

(注) 記載項目が満足していれば、様式は任意で良い。

安全管理に係る統計に必要となる
年単位での各種数値の記載 (年1
回) について追記

改訂理由

注意事項

工種 (頁)	—	改訂年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">付 録 (工事関係書類一覧表)</p> <p style="text-align: center;">2023年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">付 録 (工事関係書類一覧表)</p> <p style="text-align: center;">2022年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

解説

工事関係書類一覧表については、下記に留意のこと。

- 1) 書類名称欄における「◎」は、契約内容・工事内容に関わらず手続が必須となる書類。
- 2) 書類名称欄における「・」は、当該書類の上位に記載している書類に添付の上、手続を行う書類。
- 3) 書類形式・押印欄における「(○)」は、本人性の確認ができる電子署名、又は電子押印であれば電子化は可能。
- 4) 押印欄における「-」は、押印省略が可能であるとの意を記したものである。手続を行う会社・組織における決裁又は押印の規程等を否定し、押印省略を強制するものではない。
- ~~5) 様式 No. 欄に示す番号は、Hi-TeLus 内の利用マニュアルに掲載する「Hi-TeLus 書類作成手引き」における番号であり、契約書・現場説明書及び土木工事共通仕様書に添付されている様式番号と異なるため留意のこと。~~
- ~~6) 「Hi-TeLus 書類作成手引き」及び各種様式は、Hi-TeLus 内の各種マニュアルから参照のこと。~~
- 5) Hi-TeLus 機能追加・拡張等に伴い、本表については、適宜、見直しを行う場合がある。そのため、最新の手続・様式等については、Hi-TeLus 書類作成手引きを参照のこと。
- 6) Hi-TeLus で手続を行わない書類等についても、関係手続として掲載をしているものもあるので留意のこと。
- 7) 各書類の手続者等の名称については下記のとおり略記している。
 - 【代】 = 代表者
 - 【現】 = 現場代理人
 - 【品】 = 品質確認責任者
 - 【契】 = 契約責任者
 - 【監】 = 監督員
 - 【検】 = 検査員

解説

工事関係書類一覧表については、下記に留意のこと。

- 1) 書類名称欄における「◎」は、契約内容・工事内容に関わらず手続が必須となる書類。
- 2) 書類名称欄における「・」は、当該書類の上位に記載している書類に添付の上、手続を行う書類。
- 3) 書類形式・押印欄における「(○)」は、本人性の確認ができる電子署名、又は電子押印であれば電子化は可能。
- 4) 押印欄における「-」は、押印省略が可能であるとの意を記したものである。手続を行う会社・組織における決裁又は押印の規程等を否定し、押印省略を強制するものではない。
- 5) 様式 No. 欄に示す番号は、Hi-TeLus 内の利用マニュアルに掲載する「Hi-TeLus 書類作成手引き」における番号であり、契約書・現場説明書及び土木工事共通仕様書に添付されている様式番号と異なるため留意のこと。
- 6) 「Hi-TeLus 書類作成手引き」及び各種様式は、Hi-TeLus 内の各種マニュアルから参照のこと。
- 7) Hi-TeLus 機能追加・拡張等に伴い、本表については、適宜、見直しを行う場合がある。そのため、最新の手続・様式等については、Hi-TeLus 書類作成手引きを参照のこと。
- 8) Hi-TeLus で手続を行わない書類等についても、関係手続として掲載をしているものもあるので留意のこと。
- 9) 各書類の手続者等の名称については下記のとおり略記している。
 - 【代】 = 代表者
 - 【現】 = 現場代理人
 - 【品】 = 品質確認責任者
 - 【契】 = 契約責任者
 - 【監】 = 監督員
 - 【検】 = 検査員

「Hi-TeLus 書類作成手引き」に関する記載を削除。

契約・工事関係書類・手続一覧【変更契約時、内容変更時】

Table with columns for document type, category, and status. Includes sections like '契約関係書類' (Contract Documents), '工事関係書類' (Construction Documents), and '安全管理' (Safety Management).

契約・工事関係書類・手続一覧【変更契約時、内容変更時】

Table with columns for document type, category, and status. Includes sections like '契約関係書類' (Contract Documents), '工事関係書類' (Construction Documents), and '安全管理' (Safety Management).

受発注者双方	【契約関係書類】															
	コリンズ	◎ コリンズ(登録内容確認書)	20日以内	○	-	-	○							共仕	右記	コリンズ指定様式
		・コリンズへの仮登録	20日以内	○	-	-	○							共仕	-	コリンズからメール送信
		・内容確認通知	20日以内	△	-	-	○							共仕	-	押印したスキャンデータを添付
		・登録内容確認書	20日以内	○	-	-	○							共仕	-	コリンズからメール送信
		・受領報告	20日以内	○	-	-	○							共仕	-	コメント欄に添付
	建設リサイクル	説明書	契約締結時	○	○	○	○							現説	現説別紙	電子署名なら電子OK
		・分別解体等の計画等	契約締結時	○	○	○	○							現説	現説別紙・別紙	説明書に添付
		再生資源利用計画書	工事着手14日前	○	-	-	○							共仕	右記	COBRIS(BCREDAS)様式
		再生資源利用促進計画書	工事着手14日前	○	-	-	○							共仕	右記	COBRIS(BCREDAS)様式
		届出	工事着手7日前	○	-	-	○							関係法令	関係法令	【関係者協議】で報告を実施
		再生資源利用実施書	-	○	-	-	○							共仕	右記	COBRIS(BCREDAS)様式
		再生資源利用促進実施書	-	○	-	-	○							共仕	右記	COBRIS(BCREDAS)様式
		再資源化完了報告	再資源化完了後	○	-	-	○							共仕	関係法令	
	請求書(前払金)	前払金請求書	-	○	-	-	○							契、現説	現説	支払いは請求日から30日以内
	請求書(前払金(年度出来高))	◎ 年度出来高予定額承諾書	20日以内	○	-	-	○							契、現説	現説	支払いは請求日から30日以内
		◎ 年度出来高月別予定表	20日以内	○	-	-	○							契、現説	現説	予定額承諾書に添付
		◎ 年度出来高予定額承諾書	-	○	-	-	○							契、現説	任意	
		前払金請求書	-	○	-	-	○							契、現説	現説	
	【品質・施工管理】															
技術提案履行	技術提案等変更承諾書	-	○	-	-	○							共仕	任意	工事打合せ簿参照	
	技術提案等変更報告	-	○	-	-	○							共仕	任意	技術部へも報告	
発注者	【契約関係書類】															
	技術者通知	監督員通知	20日以内	○	-	-	○							契	任意	
		現場監督員通知	20日以内	○	-	-	○							共仕	-	Hi-TeLusで明示
		施工管理員通知	20日以内	○	-	-	○							共仕	任意	
		統括安全衛生管理義務者	-	○	-	-	○							共仕	任意	
	請求書(前払金)	前払金請求書	-	○	○	○								契	任意	支払いは請求日から30日以内又は減額契約時の戻入請求
	【施工計画・体制】															
	事前調査・照査	調査結果の通知	報告受領後14日以内	○	-	-	○							契	任意	原則、立会いで調査
	【品質・施工管理】															
	変更工事施工通知書	変更工事施工通知書	施工前	○	-	-	○							契、共仕	社内規程	

受発注者双方	【契約関係書類】																
	コリンズ	◎ コリンズ(登録内容確認書)	20日以内	○	-	-	○							共仕	右記	コリンズ指定様式	契、共仕
		・コリンズへの仮登録	20日以内	○	-	-	○							共仕	-	コリンズからメール送信	契、共仕
		・内容確認通知	20日以内	△	-	-	○							共仕	-	押印したスキャンデータを添付	契、共仕
		・登録内容確認書	20日以内	○	-	-	○							共仕	-	コリンズからメール送信	契、共仕
		・受領報告	20日以内	○	-	-	○							共仕	-	コメント欄に添付	契、共仕
	建設リサイクル	説明書	契約締結時	○	○	○	○							現説	現説別紙	電子署名なら電子OK	
		・分別解体等の計画等	契約締結時	○	○	○	○							現説	現説別紙・別紙	説明書に添付	
		再生資源利用計画書	工事着手14日前	○	-	-	○							共仕	右記	COBRIS(BCREDAS)様式	
		再生資源利用促進計画書	工事着手14日前	○	-	-	○							共仕	右記	COBRIS(BCREDAS)様式	
		届出	工事着手7日前	○	-	-	○							関係法令	関係法令	【関係者協議】で報告を実施	
		再生資源利用実施書	-	○	-	-	○							共仕	右記	COBRIS(BCREDAS)様式	
		再生資源利用促進実施書	-	○	-	-	○							共仕	右記	COBRIS(BCREDAS)様式	
		再資源化完了報告	再資源化完了後	○	-	-	○							共仕	関係法令		
	請求書(前払金)	前払金請求書	-	○	-	-	○							契、現説	現説	支払いは請求日から30日以内	
	請求書(前払金(年度出来高))	◎ 年度出来高予定額承諾書	20日以内	○	-	-	○							契、現説	現説	支払いは請求日から30日以内	
		◎ 年度出来高月別予定表	20日以内	○	-	-	○							契、現説	現説	予定額承諾書に添付	
		◎ 年度出来高予定額承諾書	-	○	-	-	○							契、現説	任意		
		前払金請求書	-	○	-	-	○							契、現説	現説		
	【品質・施工管理】																
技術提案履行	技術提案等変更承諾書	-	○	-	-	○							共仕	任意	工事打合せ簿参照		
	技術提案等変更報告	-	○	-	-	○							共仕	任意	技術部へも報告		
発注者	【契約関係書類】																
	技術者通知	監督員通知	20日以内	○	-	-	○							契	任意		
		現場監督員通知	20日以内	○	-	-	○							共仕	-	Hi-TeLusで明示	
		施工管理員通知	20日以内	○	-	-	○							共仕	任意		
		統括安全衛生管理義務者	-	○	-	-	○							共仕	任意		
	請求書(前払金)	前払金請求書	-	○	○	○								契	任意	支払いは請求日から30日以内又は減額契約時の戻入請求	
	【施工計画・体制】																
	事前調査・照査	調査結果の通知	報告受領後14日以内	○	-	-	○							契	任意	原則、立会いで調査	
	【品質・施工管理】																
	変更工事施工通知書	変更工事施工通知書	施工前	○	-	-	○							契、共仕	社内規程		

工種 (頁)	—	改訂年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)	現行 (元)			備考
<p data-bbox="409 924 955 1003">第1編 共通</p> <p data-bbox="457 1117 908 1222">付録 図 (作業標準及びプロセスチェック)</p> <p data-bbox="557 1520 807 1570">2023年 7月</p> <p data-bbox="427 1671 943 1722">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1507 924 2053 1003">第1編 共通</p> <p data-bbox="1555 1117 2006 1222">付録 図 (作業標準及びプロセスチェック)</p> <p data-bbox="1656 1520 1905 1570">2020年 7月</p> <p data-bbox="1525 1671 2041 1722">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="2338 1545 2588 1575">改定に伴う西暦変更</p>		

「第2編第11章舗装工」

項目	立会	手続	手続書類 (括弧内は件名)	添付資料・様式
11.3.4 準備 (工事内容の把握)	-	報告	設計図書照査報告書 (第〇回報告書)	任意
↓				
11.3.5 材料選定	-	承諾	材料承諾願 (路盤材料、舗装材料、防水層材料、目地材料、舗装用接着剤等、路面標示材料等) ※舗装配合材料については、配合設計時に添付して手続可 (瀝青材料、骨材、フィラー等)	任意
↓				
11.3.6 配合設計	○	承諾	材料承諾願 (配合設計)	試験練り結果報告書 及び 様式-2-45~様式-2-53
↓				
11.3.7 施工計画	-	提出	施工計画書 (〇〇工編) ※工事内容や施工方法等に応じて、下記を追加で作成のこと。 (グースアスファルト混合物の長時間の攪拌) (寒冷期や急速施工時の層間処理工の施工) (機械施工ができず人力施工となる箇所とその施工方法) (表基層の継目が所定の距離を確保できない箇所など) (コア抜きによらない品質管理方法) (コア抜きの箇所とコア抜き跡の後埋め処理方法) (コンクリート舗装の初期皮膜養生の箇所と方法) (コンクリート舗装の目地材の注入箇所と方法) など	任意 (新規作成又は追記)
↓				
11.3.8 製造	-	承諾	アスファルト混合物製造工場	任意
↓				
11.3.9 運搬	-	-	-	-
↓				
11.3.9 受入検査	○	検査願	品質管理結果報告書 (混合物製造伝票、混合物受入検査など)	伝票 検査結果の様式は任意
↓				
11.3.10 舗設工	○	検査願	品質管理報告書 ※施工内容により下記を参照のこと (11.3.11 舗設準備工) (11.3.12 層間処理工) (11.3.13 下層路盤工) (11.3.14 上層路盤工) (11.3.15 床版防水工) (11.3.16 グースアスファルト舗装工) (11.3.17 加熱アスファルト舗装工) (11.3.18 ポーラスアスファルト舗装工) (11.3.19 半たわみ性舗装工) (11.3.20 コンクリート舗装工) (11.3.21 路肩・中央分離帯舗装工)	任意又は指定様式
↓				
11.3.22 品質・出来形確認	○	提出	品質管理結果報告書 (出来形図)	任意
↓				
11.3.22 品質・出来形確認	○	提出	品質管理結果報告書 (出来形 (平坦性))	様式-2-60
↓				
11.3.22 品質・出来形確認	○	提出	品質管理結果報告書 (出来形 (厚さ、締固め度))	様式-2-58, 59
↓				
11.3.22 品質・出来形確認	-	承諾	補修計画	任意
↓				
11.3.22 品質・出来形確認	○	検査願	品質管理結果報告書 (補修結果)	任意
↓				
11.3.23 しゅん工検査	◎	提出	しゅん工届	任意
↓				
11.3.23 しゅん工検査	◎	提出	しゅん工図書	任意
↓				
11.3.24 修補	◎	提出	修補完了届	任意

※品質管理結果報告書は、[検査願及び検査結果報告書]をいう。

【立会の定義】 (※Live立会含む)

◎：原則、監督員の立会いの下で実施すること。(しゅん工図書は、机上又はオンラインシステム上での確認をいう。)

○：予め検査願を提出し、監督員が立会いを求める場合、監督員立会いの下で実施すること。

-：監督員の指示がない限り、監督員の立会いは不要。

「第2編第11章舗装工」

項目	立会	手続	手続書類 (括弧内は件名)	添付資料・様式
11.3.4 準備 (工事内容の把握)	-	報告	設計図書照査報告書 (第〇回報告書)	任意
↓				
11.3.5 材料選定	-	承諾	材料承諾願 (路盤材料、舗装材料、防水層材料、目地材料、舗装用接着剤等、路面標示材料等) ※舗装配合材料については、配合設計時に添付して手続可 (瀝青材料、骨材、フィラー等)	任意
↓				
11.3.6 配合設計	○	承諾	材料承諾願 (配合設計)	様式-1-13 (その他添付資料あり)
↓				
11.3.7 施工計画	-	提出	施工計画書 (〇〇工編) ※工事内容や施工方法等に応じて、下記を追加で作成のこと。 (グースアスファルト混合物の長時間の攪拌) (寒冷期や急速施工時の層間処理工の施工) (機械施工ができず人力施工となる箇所とその施工方法) (表基層の継目が所定の距離を確保できない箇所など) (コア抜きによらない品質管理方法) (コア抜きの箇所とコア抜き跡の後埋め処理方法) (コンクリート舗装の初期皮膜養生の箇所と方法) (コンクリート舗装の目地材の注入箇所と方法) など	任意 (新規作成又は追記)
↓				
11.3.8 製造	-	承諾	アスファルト混合物製造工場	任意
↓				
11.3.9 運搬	-	-	-	-
↓				
11.3.9 受入検査	○	検査願	品質管理結果報告書 (混合物製造伝票、混合物受入検査など)	伝票 検査結果の様式は任意
↓				
11.3.10 舗設工	○	検査願	品質管理報告書 ※施工内容により下記を参照のこと (11.3.11 舗設準備工) (11.3.12 層間処理工) (11.3.13 下層路盤工) (11.3.14 上層路盤工) (11.3.15 床版防水工) (11.3.16 グースアスファルト舗装工) (11.3.17 加熱アスファルト舗装工) (11.3.18 ポーラスアスファルト舗装工) (11.3.19 半たわみ性舗装工) (11.3.20 コンクリート舗装工) (11.3.21 路肩・中央分離帯舗装工)	任意又は指定様式
↓				
11.3.22 品質・出来形確認	○	提出	品質管理結果報告書 (出来形図)	任意
↓				
11.3.22 品質・出来形確認	○	提出	品質管理結果報告書 (出来形 (平坦性))	様式-2-60
↓				
11.3.22 品質・出来形確認	○	提出	品質管理結果報告書 (出来形 (厚さ、締固め度))	様式-2-58, 59
↓				
11.3.22 品質・出来形確認	-	承諾	補修計画	任意
↓				
11.3.22 品質・出来形確認	○	検査願	品質管理結果報告書 (補修結果)	任意
↓				
11.3.23 しゅん工検査	◎	提出	しゅん工届	任意
↓				
11.3.23 しゅん工検査	◎	提出	しゅん工図書	任意
↓				
11.3.24 修補	◎	提出	修補完了届	任意

※品質管理結果報告書は、[検査願及び検査結果報告書]をいう。

【立会の定義】 (※Live立会含む)

◎：原則、監督員の立会いの下で実施すること。(しゅん工図書は、机上又はオンラインシステム上での確認をいう。)

○：予め検査願を提出し、監督員が立会いを求める場合、監督員立会いの下で実施すること。

-：監督員の指示がない限り、監督員の立会いは不要。

誤字誤謬等に伴う修正

改訂理由

注意事項

工種 (頁)	—	改訂年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)	現行 (元)			備考
<p data-bbox="409 928 955 1003">第1編 共通</p> <p data-bbox="557 1121 807 1171">付録表</p> <p data-bbox="504 1188 866 1222">(品質・出来形管理項目表)</p> <p data-bbox="557 1524 807 1575">2023年7月</p> <p data-bbox="427 1675 943 1726">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1507 928 2053 1003">第1編 共通</p> <p data-bbox="1656 1121 1905 1171">付録表</p> <p data-bbox="1602 1188 1964 1222">(品質・出来形管理項目表)</p> <p data-bbox="1656 1524 1905 1575">2020年7月</p> <p data-bbox="1525 1675 2041 1726">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="2338 1549 2588 1583">改定に伴う西暦変更</p>		

「第1編第2章第7節 舗装」

表-2.7.5 舗装用接着剤等

表-2.7.5(1) プライムコート 石油アスファルト乳剤 (PK-3)

表-2.7.5(2) タックコート

(a)石油アスファルト乳剤 (PK-4)

(b.1)ゴム入りアスファルト乳剤 (PKR-T)

(b.2)ゴム入りアスファルト乳剤 (タイヤ付着抑制型) (PKM-T)

表-2.7.6 路盤材料

(a)粒度調整砕石

(b)クラッシュラン

(c)鉄鋼スラグ JIS A 5015

(d)砂

(e)アスファルト安定処理路盤材 (骨材)

表-2.7.8 床版防水材料

表-2.7.8(1) 床版防水層の規格

表-2.7.8(2) シート系床版防水層

表-2.7.8(3) シート系床版防水層用プライマー

(a.1)ゴム入りアスファルト系接着材 [コンクリート床版用]

(a.2)ゴム入りアスファルト系接着材 [鋼床版用]

(b.1)溶剤形エラストマー系速乾接着材 [コンクリート床版用]

(b.2)溶剤形エラストマー系速乾接着材 [鋼床版用]

表-2.7.8(4) シート系床版防水層 (流し貼り型) 貼付用アスファルト

表-2.7.8(5) 塗膜系床版防水層 (アスファルト加熱型)

表-2.7.9 グースアスファルト舗装材料

表-2.7.9(1) グースアスファルト (硬質アスファルト)

表-2.7.9(2) 改質グースアスファルト (改質アスファルト)

表-2.7.10 加熱アスファルト舗装材料

表-2.7.10(1) 舗装用石油アスファルト

表-2.7.10(2) ポリマー改質アスファルト

表-2.7.10(3) 骨材

(a)粗骨材

(b)砕石

(c)鉄鋼スラグ JIS A 5015

(d)スクリーニングスの粒度範囲 (JIS A 5001、呼び名 F-2.5)

(e)石灰岩を粉砕した石粉の粒度範囲 (JIS A 5008)

(f)回収ダストをフィラーの一部として使用する場合の目標値

表-2.7.12 半たわみ性舗装材料

表-2.7.12(1) 浸透用セメントミルク

表-2.7.13 目地材料

(a)加熱型注入目地材 (高弾性タイプ)

(b)目地板

「第1編第2章第7節 舗装」

表-2.7.5 舗装用接着剤等

表-2.7.5(1) プライムコート 石油アスファルト乳剤 (PK-3)

表-2.7.5(2) タックコート

(a)石油アスファルト乳剤 (PK-4)

(b.1)ゴム入りアスファルト乳剤 (PKR-T)

(b.2)ゴム入りアスファルト乳剤 (タイヤ付着抑制型) (PKM-T)

表-2.7.6 路盤材料

(a)粒度調整砕石

(b)クラッシュラン

(c)鉄鋼スラグ JIS A 5015

(d)砂

(e)アスファルト安定処理路盤材 (骨材)

表-2.7.8 床版防水材料

表-2.7.8(1) 床版防水層の規格

表-2.7.8(2) シート系床版防水層

表-2.7.8(3) シート系床版防水層用プライマー

(a.1)ゴム入りアスファルト系接着材 [コンクリート床版用]

(a.2)ゴム入りアスファルト系接着材 [鋼床版用]

(b.1)溶剤形エラストマー系速乾接着材 [コンクリート床版用]

(b.2)溶剤形エラストマー系速乾接着材 [鋼床版用]

表-2.7.8(4) シート系床版防水層 (流し貼り型) 貼付用アスファルト

表-2.7.8(5) 塗膜系床版防水層 (アスファルト加熱型)

表-2.7.9 グースアスファルト舗装材料

表-2.7.9(1) グースアスファルト (硬質アスファルト)

表-2.7.10 加熱アスファルト舗装材料

表-2.7.10(1) 舗装用石油アスファルト

表-2.7.10(2) ポリマー改質アスファルト

表-2.7.10(3) 骨材

(a)粗骨材

(b)砕石

(c)鉄鋼スラグ JIS A 5015

(d)スクリーニングスの粒度範囲 (JIS A 5001、呼び名 F-2.5)

(e)石灰岩を粉砕した石粉の粒度範囲 (JIS A 5008)

(f)回収ダストをフィラーの一部として使用する場合の目標値

表-2.7.12 半たわみ性舗装材料

表-2.7.12(1) 浸透用セメントミルク

表-2.7.13 目地材料

(a)加熱型注入目地材 (高弾性タイプ)

(b)目地板

改質グースアスファルト (改質アスファルト) を追記

<p>「第2編第11章第3節 舗装工」</p> <p>表-11.3.6 配合設計</p> <p>表-11.3.6(1) アスファルト安定処理路盤混合物 (加熱混合)</p> <p>表-11.3.6(2) グースアスファルト混合物 (硬質アスファルト)</p> <p>表-11.3.6(3) 改質グースアスファルト混合物 (改質アスファルト)</p> <p>表-11.3.6(4) 加熱アスファルト舗装混合物</p> <p>(a)粗粒度アスファルト混合物</p> <p>(b)密粒度アスファルト混合物</p> <p>(c)密粒度ギャップアスファルト混合物</p> <p>表-11.3.6(5) ポーラスアスファルト舗装混合物</p> <p>表-11.3.6(6) 高耐久型ポーラスアスファルト舗装混合物</p> <p>表-11.3.6(7) 半たわみ性舗装混合物</p> <p>表-11.3.6 配合設計</p> <p>表-11.3.6(1) アスファルト安定処理路盤混合物 (加熱混合)</p> <p>表-11.3.6(2) グースアスファルト混合物</p> <p>表-11.3.6(3) 加熱アスファルト舗装混合物</p> <p>(a)粗粒度アスファルト混合物</p> <p>(b)密粒度アスファルト混合物</p> <p>(c)密粒度ギャップアスファルト混合物</p> <p>表-11.3.6(4) ポーラスアスファルト舗装混合物</p> <p>表-11.3.6(5) 半たわみ性舗装混合物</p> <p>表-11.3.8 製造</p> <p>表-11.3.9 受入検査</p> <p>表-11.3.12 層間処理工</p> <p>表-11.3.13 下層路盤工</p> <p>表-11.3.14 上層路盤工</p> <p>表-11.3.15 床版防水工</p> <p>表-11.3.16 グースアスファルト舗装工</p> <p>表-11.3.17 加熱アスファルト舗装工</p> <p>表-11.3.18 ポーラスアスファルト舗装工</p> <p>表-11.3.19 半たわみ性舗装工</p> <p>表-11.3.22 品質・出来形確認</p>	<p>「第2編第11章第3節 舗装工」</p> <p>表-11.3.6 配合設計</p> <p>表-11.3.6(1) アスファルト安定処理路盤混合物 (加熱混合)</p> <p>表-11.3.6(2) グースアスファルト混合物</p> <p>表-11.3.6(3) 加熱アスファルト舗装混合物</p> <p>(a)粗粒度アスファルト混合物</p> <p>(b)密粒度アスファルト混合物</p> <p>(c)密粒度ギャップアスファルト混合物</p> <p>表-11.3.6(4) ポーラスアスファルト舗装混合物</p> <p>表-11.3.6(5) 半たわみ性舗装混合物</p> <p>表-11.3.6 配合設計</p> <p>表-11.3.6(1) アスファルト安定処理路盤混合物 (加熱混合)</p> <p>表-11.3.6(2) グースアスファルト混合物</p> <p>表-11.3.6(3) 加熱アスファルト舗装混合物</p> <p>(a)粗粒度アスファルト混合物</p> <p>(b)密粒度アスファルト混合物</p> <p>(c)密粒度ギャップアスファルト混合物</p> <p>表-11.3.6(4) ポーラスアスファルト舗装混合物</p> <p>表-11.3.6(5) 半たわみ性舗装混合物</p> <p>表-11.3.8 製造</p> <p>表-11.3.9 受入検査</p> <p>表-11.3.12 層間処理工</p> <p>表-11.3.13 下層路盤工</p> <p>表-11.3.14 上層路盤工</p> <p>表-11.3.15 床版防水工</p> <p>表-11.3.16 グースアスファルト舗装工</p> <p>表-11.3.17 加熱アスファルト舗装工</p> <p>表-11.3.18 ポーラスアスファルト舗装工</p> <p>表-11.3.19 半たわみ性舗装工</p> <p>表-11.3.22 品質・出来形確認</p>	<p>改質グースアスファルト、高耐久型ポーラス舗装混合物について追記</p> <p>誤謬</p>
---	---	--

表-2.5.5(3) 細骨材

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等		
						書類区分	書類名称	書類件名
砂	JIS A 5308(附属書A)の項目	JIS A 5308(附属書A)に適合していること	JIS A 5308(附属書A)	工事開始前 工事中1回/月以上 ^(a) 産地が変わった場合	全数	材料承諾願(配合設計) に添付して提出	任意	様式(添付)
	JIS A 5005の項目	JIS A 5005に適合していること	JIS A 5005	工事開始前 工事中1回/月以上 ^(b) 産地が変わった場合	全数			
高炉スラグ細骨材	JIS A 5011-1の項目	JIS A 5011-1に適合していること	JIS A 5011-1	工事開始前 工事中1回/月以上 ^(c) 産地が変わった場合	全数			
	JIS A 5011-2の項目	JIS A 5011-2に適合していること	JIS A 5011-2	工事開始前 工事中1回/月以上 ^(d) 産地が変わった場合	全数			
銅スラグ細骨材	JIS A 5011-3の項目	JIS A 5011-3に適合していること	JIS A 5011-3	工事開始前 工事中1回/月以上 ^(e) 産地が変わった場合	全数			
	JIS A 5011-4の項目	JIS A 5011-4に適合していること	JIS A 5011-4		全数			
電気炉酸化スラグ細骨材	JIS A 5011-5の項目	JIS A 5011-5に適合していること	JIS A 5011-5	工事開始前 工事中1回/月以上 ^(f) 産地が変わった場合	全数			
	JIS A 5021の項目	JIS A 5021に適合していること	JIS A 5021		全数			
再生細骨材H	JIS A 5021の項目	JIS A 5021に適合していること	JIS A 5021	工事開始前 JIS A 5021に規定する頻度	全数			

注1)有機不純物は1回/年以上実施すること。アルカリシリカ反応性試験及び安定性試験は1回/6か月以上実施すること。

注2)アルカリシリカ反応性試験は1回/6か月以上、安定性試験は1回/年以上実施すること。

注3)アルカリシリカ反応性試験は1回/6か月以上、安定性試験は1回/年以上実施すること。その値は54%以上と規定されている。

注4)フェロニッケルスラグ細骨材については、ふっ素の溶出量が基準以下であることを確認する必要があることに留意すること。

表-2.5.5(3) 細骨材

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等		
						書類区分	書類名称	書類件名
砂	JIS A 5308(附属書A)の項目	JIS A 5308(附属書A)に適合していること	JIS A 5308(附属書A)	工事開始前 工事中1回/月以上 ^(a) 産地が変わった場合	全数	材料承諾願(配合設計) に添付して提出	任意	様式(添付)
	JIS A 5005の項目	JIS A 5005に適合していること	JIS A 5005	工事開始前 工事中1回/月以上 ^(b) 産地が変わった場合	全数			
高炉スラグ細骨材	JIS A 5011-1の項目	JIS A 5011-1に適合していること	JIS A 5011-1	工事開始前 工事中1回/月以上 ^(c) 産地が変わった場合	全数			
	JIS A 5011-2の項目	JIS A 5011-2に適合していること	JIS A 5011-2	工事開始前 工事中1回/月以上 ^(d) 産地が変わった場合	全数			
銅スラグ細骨材	JIS A 5011-3の項目	JIS A 5011-3に適合していること	JIS A 5011-3	工事開始前 工事中1回/月以上 ^(e) 産地が変わった場合	全数			
	JIS A 5011-4の項目	JIS A 5011-4に適合していること	JIS A 5011-4		全数			
電気炉酸化スラグ細骨材	JIS A 5011-5の項目	JIS A 5011-5に適合していること	JIS A 5011-5	工事開始前 工事中1回/月以上 ^(f) 産地が変わった場合	全数			
	JIS A 5021の項目	JIS A 5021に適合していること	JIS A 5021		全数			
再生細骨材H	JIS A 5021の項目	JIS A 5021に適合していること	JIS A 5021	工事開始前 JIS A 5021に規定する頻度	全数			

注1)有機不純物は1回/年以上実施すること。アルカリシリカ反応性試験及び安定性試験は1回/6か月以上実施すること。

注2)アルカリシリカ反応性試験は1回/6か月以上、安定性試験は1回/年以上実施すること。

注3)アルカリシリカ反応性試験は1回/6か月以上、安定性試験は1回/年以上実施すること。その値は54%以上と規定されている。

注4)フェロニッケルスラグ細骨材については、ふっ素の溶出量が基準以下であることを確認する必要があることに留意すること。

石炭ガス化スラグ細骨材 (JIS A 5011-5) の追記

表-2.7.8(1) 床版防水層の規格

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
防水性試験 局部変形性試験	透水量	0.2ml以下 (23℃)	道格種床版防水便覧 付録1	工事開始前	全数	-	品質・ 施工管理	材料 承諾願	床版 防水材料	品質証明書
	透水量	0.1ml以下 (23℃)								
強度	0.8N/㎡以上 (-10℃)									
	0.15N/㎡以上 (23℃)									
変形性	0.5mm以上 (-10℃)									
	1.0mm以上 (23℃)									
強度	1.2N/㎡以上 (-10℃)									
	0.6N/㎡以上 (23℃)									
引張接着 水浸引張 接着試験	強度維持率	50%以下 (23℃)								
ひび割れ 追従性試験	追従限界ひび割れ幅	0.3mm以上 (+10℃)								

※防水層の性能試験に関しては、あらかじめ公的機関で実施された試験結果(有効期間は5年とする。)を添付して提出するものとする。

表-2.7.8(1) 床版防水層の規格

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
防水性試験 局部変形性試験	透水量	0.2ml以下 (23℃)	道格種床版防水便覧 付録1	工事開始前	全数	-	品質・ 施工管理	材料 承諾願	床版 防水材料	品質証明書
	透水量	0.1ml以下 (23℃)								
強度	0.8N/㎡以上 (-10℃)									
	0.15N/㎡以上 (23℃)									
変形性	0.5mm以上 (-10℃)									
	1.0mm以上 (23℃)									
引張接着 水浸引張 接着試験	強度	1.2N/㎡以上 (-10℃)								
	強度維持率	50%以下 (23℃)								
ひび割れ 追従性試験	追従限界ひび割れ幅	0.3mm以下 (-10℃)								

※防水層の性能試験に関しては、あらかじめ公的機関で実施された試験結果(有効期間は5年とする。)を添付して提出するものとする。

表-2.7.9(2) 改質グースアスファルト (改質アスファルト)

表-2.7.9(2) 改質グースアスファルト(改質アスファルト)

種類	項目	参考値	試験方法	時期・頻度	対象	立会	手続等			
							書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
	針入度	15~40 (1/10mm, 25℃)	JIS K 2207 (石油アスファルト(追補1))	工事開始前 及び 品質又は工場が 変わった場合	全数	-	品質・ 施工管理	材料 承諾願	材料 承諾願 (配合設計) に添付して 提出	品質証明書
		100~320 (1/10mm, 60℃)								
	軟化点	80℃以上								
	伸び	30cm以上 (15℃)								
	引火点	240℃以上								
密度	1.00~1.30g/cm ³ (15℃)	JIS K 2265 (引火点の求め方)	JIS K 2207 (石油アスファルト(追補1))							

※上記は代表性状例の参考値とし、数値を満たさない場合においても、表-11.3.6(3)に示す改質グースアスファルト混合物(改質アスファルト)の性状規格値を満足する場合は使用を認めるものとする

グースアスファルト (改質アスファルト) 性状に関する参考値について追記。

表-2.7.10(2) ポリマー改質アスファルト

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等			
						立会	書類区分	書類名称 書類名称 書類名称	
ポリマー改質アスファルトII型	針入度	40以上(1/10mm, 25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A041	工事開始前及び品質又は工場が変った場合	全数 (製造工場毎)	-	品質・ 施工管理	材料 承諾 (配合設計) に添付して 提出	品質証明書
	軟化点	56.0℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A042						
	伸び	30cm以上(15℃)	鋪装調査・試験法便覧 A043						
	タフネス	8.0N・m以上(25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A057						
	テナシティ	4.0N・m以上(25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A047						
	薄層加熱質量変化率	0.6%以下	鋪装調査・試験法便覧 A048						
	薄層加熱射入度残留率	65%以上	鋪装調査・試験法便覧 A045						
	引火点	260℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A045						
	針入度	40以上(1/10mm, 25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A041						
	軟化点	70.0℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A042						
ポリマー改質アスファルトH型	伸び	50cm以上(15℃)	鋪装調査・試験法便覧 A043	工事開始前及び品質又は工場が変った場合	全数 (製造工場毎)	-	品質・ 施工管理	材料 承諾 (配合設計) に添付して 提出	品質証明書
	タフネス	16.0N・m以上(25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A057						
	テナシティ	-	鋪装調査・試験法便覧 A047						
	薄層加熱質量変化率	0.6%以下	鋪装調査・試験法便覧 A048						
	薄層加熱射入度残留率	65%以上	鋪装調査・試験法便覧 A045						
	引火点	260℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A045						
	針入度	40以上(1/10mm, 25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A041						
	軟化点	80.0℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A042						
	伸び	50cm以上(15℃)	鋪装調査・試験法便覧 A043						
	タフネス	20.0N・m以上(25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A057						
高耐久型ポリマー改質アスファルトH型	テナシティ	-	鋪装調査・試験法便覧 A047	工事開始前及び品質又は工場が変った場合	全数 (製造工場毎)	-	品質・ 施工管理	材料 承諾 (配合設計) に添付して 提出	品質証明書
	薄層加熱質量変化率	0.6%以下	鋪装調査・試験法便覧 A048						
	薄層加熱射入度残留率	65%以上	鋪装調査・試験法便覧 A045						
	引火点	260℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A045						
	針入度	40以上(1/10mm, 25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A041						
	軟化点	80.0℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A042						
	伸び	50cm以上(15℃)	鋪装調査・試験法便覧 A043						
	タフネス	20.0N・m以上(25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A057						
	テナシティ	-	鋪装調査・試験法便覧 A047						
	薄層加熱質量変化率	0.6%以下	鋪装調査・試験法便覧 A048						
薄層加熱射入度残留率	65%以上	鋪装調査・試験法便覧 A045							
引火点	260℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A045							
針入度	40以上(1/10mm, 25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A041	工事開始前及び品質又は工場が変った場合	全数 (製造工場毎)	-	品質・ 施工管理	材料 承諾 (配合設計) に添付して 提出	品質証明書	
軟化点	80.0℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A042							
フラス軟化点	-12℃以下	鋪装調査・試験法便覧 A053							
引火点	260℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A045							
薄層加熱質量変化率	0.6%以下	鋪装調査・試験法便覧 A048							
薄層加熱射入度残留率	65%以上	鋪装調査・試験法便覧 A045							
粗骨材の制限面積	5%以下	鋪装調査・試験法便覧 A017							
バインダ曲7仕事量	1000Pa以上	鋪装調査・試験法便覧 A063							
バインダ曲7スティフネス	100MPa以下	鋪装調査・試験法便覧 A063							

表-2.7.10(2) ポリマー改質アスファルト

表-2.7.10(2) ポリマー改質アスファルト

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等			
						立会	書類区分	書類名称 書類名称 書類名称	
ポリマー改質アスファルトII型	針入度	40以上(1/10mm, 25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A041	工事開始前及び品質又は工場が変った場合	全数 (製造工場毎)	-	品質・ 施工管理	材料 承諾 (配合設計) に添付して 提出	品質証明書
	軟化点	56.0℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A042						
	伸び	30cm以上(15℃)	鋪装調査・試験法便覧 A043						
	タフネス	8.0N・m以上(25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A057						
	テナシティ	4.0N・m以上(25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A047						
	薄層加熱質量変化率	0.6%以下	鋪装調査・試験法便覧 A048						
	薄層加熱射入度残留率	65%以上	鋪装調査・試験法便覧 A045						
	引火点	260℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A045						
	針入度	40以上(1/10mm, 25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A041						
	軟化点	70.0℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A042						
ポリマー改質アスファルトH型	伸び	50cm以上(15℃)	鋪装調査・試験法便覧 A043	工事開始前及び品質又は工場が変った場合	全数 (製造工場毎)	-	品質・ 施工管理	材料 承諾 (配合設計) に添付して 提出	品質証明書
	タフネス	16.0N・m以上(25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A057						
	テナシティ	-	鋪装調査・試験法便覧 A047						
	薄層加熱質量変化率	0.6%以下	鋪装調査・試験法便覧 A048						
	薄層加熱射入度残留率	65%以上	鋪装調査・試験法便覧 A045						
	引火点	260℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A045						
	針入度	40以上(1/10mm, 25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A041						
	軟化点	80.0℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A042						
	伸び	50cm以上(15℃)	鋪装調査・試験法便覧 A043						
	タフネス	20.0N・m以上(25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A057						
テナシティ	-	鋪装調査・試験法便覧 A047							
薄層加熱質量変化率	0.6%以下	鋪装調査・試験法便覧 A048							
薄層加熱射入度残留率	65%以上	鋪装調査・試験法便覧 A045							
引火点	260℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A045							
針入度	40以上(1/10mm, 25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A041	工事開始前及び品質又は工場が変った場合	全数 (製造工場毎)	-	品質・ 施工管理	材料 承諾 (配合設計) に添付して 提出	品質証明書	
軟化点	80.0℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A042							
伸び	50cm以上(15℃)	鋪装調査・試験法便覧 A043							
タフネス	20.0N・m以上(25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A057							
テナシティ	-	鋪装調査・試験法便覧 A047							
薄層加熱質量変化率	0.6%以下	鋪装調査・試験法便覧 A048							
薄層加熱射入度残留率	65%以上	鋪装調査・試験法便覧 A045							
引火点	260℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A045							
針入度	40以上(1/10mm, 25℃)	鋪装調査・試験法便覧 A041							
軟化点	70.0℃以上	鋪装調査・試験法便覧 A042							

表-2.7.10(2) ポリマー改質アスファルト

高耐久型ポリマー改質アスファルトH型の性状に関する基準値を追記

表-11.3.6(2) グースアスファルト混合物 (硬質アスファルト)

表-11.3.6(2) グースアスファルト混合物 (硬質アスファルト)

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
	貫入量	[表層]1~4mm(40℃) [基層]1~6mm(40℃)	舗装調査・試験法便覧 C001	工事開始前 及び 品質又は工場が 変わった場合	全数	○	品質・ 施工管理	材料 承諾願	配合設計 (グースアス ファルト舗 装)	試験練り 結果報告書
	貫入量 (大型車交通量が多い場合)	2mm以下(40℃)								
	リュエール流動性	3~20秒(240℃)	舗装調査・試験法便覧 C002							
	動的安定度DS	[鋼床版用] 500回/mm以上 [簡易ノージョイント用] 300回/mm以上	舗装調査・試験法便覧 B003							
	曲げ破壊ひずみ	8×10^{-3} 以上	舗装調査・試験法便覧 B005							

表-11.3.6(2) グースアスファルト混合物

表-11.3.6(2) グースアスファルト混合物

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
	貫入量	[表層]1~4mm(40℃) [基層]1~6mm(40℃)	舗装調査・試験法便覧 C001	工事開始前 及び 品質又は工場が 変わった場合	全数	○	品質・ 施工管理	材料 承諾願	配合設計 (グースアス ファルト舗 装)	試験練り 結果報告書
	貫入量 (大型車交通量が多い場合)	2mm以下(40℃)								
	リュエール流動性	3~20秒(240℃)	舗装調査・試験法便覧 C002							
	動的安定度DS	[鋼床版用] 500回/mm以上 [簡易ノージョイント用] 300回/mm以上	舗装調査・試験法便覧 B003							
	曲げ破壊ひずみ	8×10^{-3} 以上	舗装調査・試験法便覧 B005							

改質グースアスファルト混合物
(改質アスファルト)と区別する
べく(硬質アスファルト)と明記

表-11.3.6(3) 改質グースアスファルト混合物 (改質アスファルト)

表-11.3.6(3) 改質グースアスファルト混合物 (改質アスファルト)

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
	貫入量	1~6mm(40℃)	舗装調査・試験法便覧 B001	工事開始前 及び 品質又は工場が 変わった場合	全数	○	品質・ 施工管理	材料 承諾願	配合設計 (改質グース アスファルト 舗装)	試験練り 結果報告書
	リュエール流動性 (メーカ推奨温度かつ240℃以下)	3~20秒	舗装調査・試験法便覧 B002							
	動的安定度	1000回/mm以上(60℃)	舗装調査・試験法便覧 B003							
	曲げ破壊ひずみ	8×10 ⁻³ 以上(-10℃)	舗装調査・試験法便覧 B005							
	曲げ仕事量	7.0N/mm以上(0℃)	舗装調査・試験法便覧 B005							

※リュエール流動性試験時の試験温度はメーカ推奨温度によるものとする。

※曲げ仕事量(N×mm)は1/2×曲げ強度(N)×変位量(mm)より算出する。なお、変位量は原点補正を行うこと。

改質グースアスファルト混合物
(改質アスファルト)の基準値・
判断基準について追記。

表-11.3.6(4) 加熱アスファルト舗装混合物
(a)粗粒度アスファルト混合物

表-11.3.6(4) 加熱アスファルト舗装混合物
(a)粗粒度アスファルト混合物

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等		
						立会	書類区分	書類名称 書類件名 様式(添付)
マーシャル試験	突固め回数	75回	—	工事開始前及び品質又は工場が変わった場合	全数	○	品質・施工管理	材料承諾額 配合設計(粗粒度アスファルト混合物) 試験練り結果報告書及び様式-2-45 様式-2-53 様式-2-61
	空隙率	3~7%	舗装調査・試験法便覧 B008-2					
	飽和度	65~85%	舗装調査・試験法便覧 B001					
	安定度	4.90kN以上	舗装調査・試験法便覧 B001					
	フロー値	20~40(1/100cm)	舗装調査・試験法便覧 B001					
	残留安定度	—	—					
水浸ホイールトラック試験 (骨材の剥離面接率)	動的安定度DS	—	—	品質・施工管理	全数	○	材料承諾額	配合設計(粗粒度アスファルト混合物) 試験練り結果報告書及び様式-2-45 様式-2-53 様式-2-61
	曲げ破断ひずみ	—	—					

※突固め回数を50回とする場合は、日本道路協会「舗装施工便覧」によること。

表-11.3.6(3) 加熱アスファルト舗装混合物
(a)粗粒度アスファルト混合物

表-11.3.6(3) 加熱アスファルト舗装混合物
(a)粗粒度アスファルト混合物

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等		
						立会	書類区分	書類名称 書類件名 様式(添付)
マーシャル試験	突固め回数	75	—	工事開始前及び品質又は工場が変わった場合	全数	○	品質・施工管理	材料承諾額 配合設計(粗粒度アスファルト混合物) 試験練り結果報告書及び様式-2-45 様式-2-53 様式-2-61
	空隙率	3~7%	舗装調査・試験法便覧 B008-2					
	飽和度	65~85%	舗装調査・試験法便覧 B001					
	安定度	4.90kN以上	舗装調査・試験法便覧 B001					
	フロー値	20~40(1/100cm)	舗装調査・試験法便覧 B001					
	残留安定度	—	—					
水浸ホイールトラック試験 (骨材の剥離面接率)	動的安定度DS	—	—	品質・施工管理	全数	○	材料承諾額	配合設計(粗粒度アスファルト混合物) 試験練り結果報告書及び様式-2-45 様式-2-53 様式-2-61
	曲げ破断ひずみ	—	—					

※突固め回数を50回とする場合は、日本道路協会「舗装施工便覧」によること。

品質

表-11.3.6(3)追加に伴う表番号の変更

(b)密粒度アスファルト混合物

(b)密粒度アスファルト混合物

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
マーシャル試験	突固め回数	75回	—	工事開始前 及び 品質又は工場が 変わった場合	全数	○	品質・ 施工管理	材料 承諾願	配合設計 (密粒度アス ファルト混合 物)	試験練り 結果報告書 及び 様式-2-45 ～ 様式-2-53 様式-2-61
	空隙率	3～6%	舗装調査・試験法便覧 B008-2							
	飽和度	70～85%	舗装調査・試験法便覧 B001							
	安定度	7.35kN以上	舗装調査・試験法便覧 B001							
	フロー値	20～40 (1/100cm)	舗装調査・試験法便覧 B001							
	残留安定度	75%以上	舗装調査・試験法便覧 B001							
	動的安定度DS	3,000回/mm以上	舗装調査・試験法便覧 B003							
	水浸ホイルラップケンブリッジ試験 (骨材の剥離面接率)	[ポーラスアスファルト舗装の基 層に用いる場合] 5%以下	舗装調査・試験法便覧 B004							
	曲げ破断ひずみ	[鋼床版部に用いる場合] 5×10 ⁻³ 以上	舗装調査・試験法便覧 B005							

※突固め回数を50回とする場合は、日本道路協会「舗装施工便覧」によること。

(b)密粒度アスファルト混合物

(b)密粒度アスファルト混合物

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
マーシャル試験	突固め回数	75	—	工事開始前 及び 品質又は工場が 変わった場合	全数	○	品質・ 施工管理	材料 承諾願	配合設計 (密粒度アス ファルト混合 物)	試験練り 結果報告書 及び 様式-2-45 ～ 様式-2-53 様式-2-61
	空隙率	3～6%	舗装調査・試験法便覧 B008-2							
	飽和度	70～85%	舗装調査・試験法便覧 B001							
	安定度	7.35kN以上	舗装調査・試験法便覧 B001							
	フロー値	20～40 (1/100cm)	舗装調査・試験法便覧 B001							
	残留安定度	75%以上	舗装調査・試験法便覧 B001							
	動的安定度DS	3,000回/mm以上	舗装調査・試験法便覧 B003							
	水浸ホイルラップケンブリッジ試験 (骨材の剥離面接率)	[ポーラスアスファルト舗装の基 層に用いる場合] 5%以下	舗装調査・試験法便覧 B004							
	曲げ破断ひずみ	[鋼床版部に用いる場合] 5×10 ⁻³ 以上	舗装調査・試験法便覧 B005							

※突固め回数を50回とする場合は、日本道路協会「舗装施工便覧」によること。

(c)密粒度ギャップアスファルト混合物

(c)密粒度ギャップアスファルト混合物

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
マージナル試験	突固め回数	75回	-	工事開始前 及び 品質又は工場が 変わった場合	全数	○	品質・ 施工管理	材料 承諾額	配合設計 (密粒度 ギャップアス ファルト混合 物)	試験簿の 結果報告書 及び 様式-2-45 様式-2-53 様式-2-61
	空隙率	3~7%	舗装調査・試験法便覧 E008-2							
	飽和度	65~85%	舗装調査・試験法便覧 E001							
	安定度	4.90kN以上	舗装調査・試験法便覧 E001							
	フロー値	20~40(1/100cm)	舗装調査・試験法便覧 E001							
	残留安定度	75%以上	舗装調査・試験法便覧 E001							
	動的安定度DS	3,000回/mm以上	舗装調査・試験法便覧 E003							
	水浸ホイールトラッキング試験 (骨材の剥離面接率)	[ポーラスアスファルト舗装の基 層に用いる場合] 5%以下	舗装調査・試験法便覧 E004							
	曲げ破断ひずみ	[鋼床版部に用いる場合] 5×10 ⁻² 以上	舗装調査・試験法便覧 E005							

※突固め回数を50回とする場合は、日本道路協会「舗装施工便覧」によること。

(c)密粒度ギャップアスファルト混合物

(c)密粒度ギャップアスファルト混合物

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
マージナル試験	突固め回数	75	-	工事開始前 及び 品質又は工場が 変わった場合	全数	○	品質・ 施工管理	材料 承諾額	配合設計 (密粒度 ギャップアス ファルト混合 物)	試験簿の 結果報告書 及び 様式-2-45 様式-2-53 様式-2-61
	空隙率	3~7%	舗装調査・試験法便覧 E008-2							
	飽和度	65~85%	舗装調査・試験法便覧 E001							
	安定度	4.90kN以上	舗装調査・試験法便覧 E001							
	フロー値	20~40(1/100cm)	舗装調査・試験法便覧 E001							
	残留安定度	75%以上	舗装調査・試験法便覧 E001							
	動的安定度DS	3,000回/mm以上	舗装調査・試験法便覧 E003							
	水浸ホイールトラッキング試験 (骨材の剥離面接率)	[ポーラスアスファルト舗装の基 層に用いる場合] 5%以下	舗装調査・試験法便覧 E004							
	曲げ破断ひずみ	[鋼床版部に用いる場合] 5×10 ⁻² 以上	舗装調査・試験法便覧 E005							

※突固め回数を50回とする場合は、日本道路協会「舗装施工便覧」によること。

表-11.3.6(5) ポーラスアスファルト舗装混合物

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・種度	対象	手続等					
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)	
マージナル試験	突固め回数	50回	-	工事開始前及び品質又は工場の品質又は工場が変わった場合	全数	○	品質・施工管理	材料承諾願	配合設計(ポーラスアスファルト舗装)	試験補り及び結果報告書 様式-2-45 及び 様式-2-53 及び 様式-2-61 様式-2-63	
	空隙率	20%程度	舗装調査・試験法便覧 B008-2								
	安定度	安定度	4.90kN以上								舗装調査・試験法便覧 B001
		フロー値	20~40(1/100cm)								舗装調査・試験法便覧 B001
	残留安定度	75%以上	舗装調査・試験法便覧 B001								
	動的安定度DS	動的安定度DS	3,000回/mm以上								舗装調査・試験法便覧 B003
		カンダプロ損失率	20%以下(20℃)								舗装調査・試験法便覧 B010
	透水係数	透水係数	1×10^{-3} mm/sec以上								舗装調査・試験法便覧 B017T
		浸透水量	1,000ml/15sec以上								舗装調査・試験法便覧 S025
	水浸ホイールトラックング試験(骨材の剥離面接率)	水浸ホイールトラックング試験(骨材の剥離面接率)	5%以下								舗装調査・試験法便覧 B004
曲げ破壊ひずみ		【鋪床版部に用いる場合】 5×10^{-3} 以上	舗装調査・試験法便覧 B005								
ダレ防止効果確認試験	ダレ防止効果確認試験	ダレ防止できていること	目視等により繊維強化補強材の有無とダレ防止効果を確認								

※空隙率及び透水係数は、目視値とする。

※浸透水量は、ホイールトラックング試験用供試体及び現場にて確認するものとする。

表-11.3.6(4) ポーラスアスファルト舗装混合物

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・種度	対象	手続等					
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)	
マージナル試験	突固め回数	50	-	工事開始前及び品質又は工場の品質又は工場が変わった場合	全数	○	品質・施工管理	材料承諾願	配合設計(ポーラスアスファルト舗装)	試験補り及び結果報告書 様式-2-45 及び 様式-2-53 及び 様式-2-61 様式-2-63	
	空隙率	20%程度	舗装調査・試験法便覧 B008-2								
	安定度	安定度	4.90kN以上								舗装調査・試験法便覧 B001
		フロー値	20~40(1/100cm)								舗装調査・試験法便覧 B001
	残留安定度	75%以上	舗装調査・試験法便覧 B001								
	動的安定度DS	動的安定度DS	3,000回/mm以上								舗装調査・試験法便覧 B003
		カンダプロ損失率	20%以下(20℃)								舗装調査・試験法便覧 B010
	透水係数	透水係数	1×10^{-3} 以上								舗装調査・試験法便覧 B017T
		浸透水量	1,000ml/15sec以上								舗装調査・試験法便覧 S025
	水浸ホイールトラックング試験(骨材の剥離面接率)	水浸ホイールトラックング試験(骨材の剥離面接率)	5%以下								舗装調査・試験法便覧 B004
曲げ破壊ひずみ		【鋪床版部に用いる場合】 5×10^{-3} 以上	舗装調査・試験法便覧 B005								
ダレ防止効果確認試験	ダレ防止効果確認試験	ダレ防止できていること	目視等により繊維強化補強材の有無とダレ防止効果を確認								

※空隙率及び透水係数は、目視値とする。

※浸透水量は、ホイールトラックング試験用供試体及び現場にて確認するものとする。

表-11.3.6(3)追加に伴う表番号の変更

透水係数単位の統一、追記誤謬

表-11.3.6(6) 高耐久型ポーラスアスファルト舗装混合物

表-11.3.6(6) 高耐久型ポーラスアスファルト舗装混合物

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	立会	手続等			
							書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
マージナル試験	突固め回数	50回	—	工事開始前及び品質又は工場が変わった場合	全数	○	品質・施工管理	材料承諾願	配合設計(高耐久型ポーラスアスファルト舗装)	試験練り結果報告書及び様式-2-45～様式-2-53及び様式-2-61～様式-2-63
	空隙率	20%程度	舗装調査・試験法便覧 E008-2							
	安定度	4.90kN以上	舗装調査・試験法便覧 E001							
	フロー値	20～40(1/100cm)	舗装調査・試験法便覧 E001							
	低温カンタプロ損失率	20%以下	舗装調査・試験法便覧 E010							
	圧裂係数(0℃)	0.7MPa/mm以下	舗装調査・試験法便覧 E006							
	動的安定度	5,000回/mm以上	舗装調査・試験法便覧 E003							
	透水係数	1×10 ⁻¹ mm/sec以上	舗装調査・試験法便覧 E0171							
	浸透水量	1,000ml/15sec以上	舗装調査・試験法便覧 S025							

※低温カンタプロ損失率、圧裂係数、動的安定度及び透水係数は、目標値とする。

※低温カンタプロ試験において、試験開始時の供試体温度は-20℃であるが、試験機内温度は常温で実施してよい。

高耐久型ポーラスアスファルト舗装混合物の目標値・判断基準について追記

表-11.3.6(7) 半たわみ性舗装混合物

表-11.3.6(7) 半たわみ性舗装混合物

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
マージナル試験	突固め回数	50回	-	工事開始前及び品質又は工場が変った場合	全数	○	品質・施工管理	材料承諾願	配合設計(半たわみ性舗装)	試験練り結果報告書及び様式-2-45様式-2-53
	空隙率	20~28%	舗装調査・試験法便覧 B008-2							
	安定度	2.94kN以上	舗装調査・試験法便覧 B001							
	フロー値	20~40(1/100cm)	舗装調査・試験法便覧 B001							
	セメントミルクの充填性	十分に充填されること	充填後の質量測定等							
	曲げ破断ひずみ	3×10^{-3} 以上(参考値)	舗装調査・試験法便覧 C043							
	曲げ強度	2.5MPa以上	舗装調査・試験法便覧 C043							

※曲げ試験の条件は、試験温度20℃、材令7日とする。また、試験方法及び供試体形状は、長さ30cm×幅5cm×厚5cm、スパン長20cm、中央載荷方式、試験時載荷速度10mm/分とする。

※独立した空隙は充填が困難であることに留意すること。

表-11.3.6(5) 半たわみ性舗装混合物

表-11.3.6(5) 半たわみ性舗装混合物

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
マージナル試験	突固め回数	50	-	工事開始前及び品質又は工場が変った場合	全数	○	品質・施工管理	材料承諾願	配合設計(半たわみ性舗装)	試験練り結果報告書及び様式-2-45様式-2-53
	空隙率	20~28%	舗装調査・試験法便覧 B008-2							
	安定度	2.94kN以上	舗装調査・試験法便覧 B001							
	フロー値	20~40(1/100cm)	舗装調査・試験法便覧 B001							
	セメントミルクの充填性	十分に充填されること	充填後の質量測定等							
	曲げ破断ひずみ	3×10^{-3} 以上(参考値)	舗装調査・試験法便覧 C043							
	曲げ強度	2.5MPa以上	舗装調査・試験法便覧 C043							

※曲げ試験の条件は、試験温度20℃、材令7日とする。また、試験方法及び供試体形状は、長さ30cm×幅5cm×厚5cm、スパン長20cm、中央載荷方式、試験時載荷速度10mm/分とする。

※独立した空隙は充填が困難であることに留意すること。

表-11.3.6(3)、表-11.3.6(6)追加に伴う表番号の変更

出典

表-11.3.9 受入検査

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
共通 事項	混合物製造記録	配合設計及び施工計画書と整合していること	—	受入れ検査時	全数	○	品質・施工管理	施工・出来形品質管理結果報告書	混合物製造伝票	アスファルト合材発送伝票等
	骨材及びアスファルト温度	配合設計及び施工計画書と整合していること	各種測定機器	施工中 午前・午後 各2回以上	各製造工場	—	品質・施工管理	施工・出来形品質管理結果報告書	製造管理(舗装材料温度)	任意
	混合物温度(出荷時・受入時)	配合設計及び施工計画書と整合していること	各種測定機器	受入検査時	各運搬車両	○	品質・施工管理	施工・出来形品質管理結果報告書	混合物受入検査(温度)	任意
	混合物温度(出荷時・受入時)	配合設計及び施工計画書と整合していること	各種測定機器	受入検査時	各運搬車両	○	品質・施工管理	施工・出来形品質管理結果報告書	混合物受入検査(温度)	任意
	リュエール流動性	3~20秒(240℃)	舗装調査・試験法便覧 C002	受入れ検査時	全数	○	品質・施工管理	施工・出来形品質管理結果報告書	混合物受入れ検査(リュエール)	様式-2-54 様式-2-55 様式-2-56
改質グースアスファルト	リュエール流動性	3~20秒(メーカ推奨温度±20℃かつ中央値240℃以下)	舗装調査・試験法便覧 C002	受入れ検査時	全数	○	品質・施工管理	施工・出来形品質管理結果報告書	混合物受入れ検査(リュエール)	様式-2-54 様式-2-55 様式-2-56

表-11.3.9 受入検査

表-11.3.9 受入検査

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
共通 事項	混合物製造記録	配合設計及び施工計画書と整合していること	—	受入れ検査時	全数	○	品質・施工管理	施工・出来形品質管理結果報告書	混合物製造伝票	アスファルト合材発送伝票等
	骨材及びアスファルト温度	配合設計及び施工計画書と整合していること	各種測定機器	施工中 午前・午後 各2回以上	各製造工場	—	品質・施工管理	施工・出来形品質管理結果報告書	製造管理(舗装材料温度)	任意
	混合物温度(出荷時・受入時)	配合設計及び施工計画書と整合していること	各種測定機器	受入検査時	各運搬車両	○	品質・施工管理	施工・出来形品質管理結果報告書	混合物受入検査(温度)	任意
	混合物温度(出荷時・受入時)	配合設計及び施工計画書と整合していること	各種測定機器	受入検査時	各運搬車両	○	品質・施工管理	施工・出来形品質管理結果報告書	混合物受入検査(温度)	任意
	グースアスファルト	リュエール流動性	3~20秒(240℃)	舗装調査・試験法便覧 C002	受入れ検査時	全数	○	品質・施工管理	施工・出来形品質管理結果報告書	混合物受入れ検査(リュエール)

表-11.3.9 受入検査

改質グースアスファルトに関する規格値を追記。

表－11.3.15 床版防水工

表－11.3.15 床版防水工

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
床版防水	RC床版乾燥状態	表面水分量10%以下又は コンクリート打設後2週間を超え る	高周波水分計測器又は 電気抵抗式水分計測器 目標等	施工後	施工径間毎	○	品質・ 施工管理	施工・出来 形品質管理 結果報告書	床版防水工 (乾燥状態)	任意
				施工後	施工径間毎					

表－11.3.15 床版防水工

表－11.3.15 床版防水工

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
床版防水	RC床版乾燥状態	表面水分量10%以下 コンクリート打設後2週間を超え る	高周波水分計測器又は 電気抵抗式水分計測器 目標等	施工後	施工径間毎	○	品質・ 施工管理	施工・出来 形品質管理 結果報告書	床版防水工 (乾燥状態)	任意
				施工後	施工径間毎					

床版防水工の床版乾燥状態の計測について電気抵抗式水分計測器を用いて計測する場合のカウント値を記載。

表-11.3.16 グースアスファルト舗装工

表-11.3.16 グースアスファルト舗装工

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
標準グースアスファルト舗装	温度管理	260℃を超えていないこと	各種測定機器による	現場到着時 舗設時	クッカ車毎	○	品質・ 施工管理	施工・出来 形品質管理 結果報告書	グース アスファルト 舗装工	任意
改質グースアスファルト舗装	温度管理	メーカー推奨温度+20℃(ただし上限温度は260℃)を超えていないこと	各種測定機器による	現場到着時 舗設時	クッカ車毎	○	品質・ 施工管理	施工・出来 形品質管理 結果報告書	グース アスファルト 舗装工	任意

表-11.3.16 グースアスファルト舗装工

表-11.3.16 グースアスファルト舗装工

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等				
						立会	書類区分	書類名称	書類件名	様式(添付)
グースアスファルト舗装	温度管理	260℃を超えていないこと	各種測定機器による	現場到着時 舗設時	クッカ車毎	○	品質・ 施工管理	施工・出来 形品質管理 結果報告書	グース アスファルト 舗装工	任意

改質グースアスファルト舗装に関する規格値を追記。

改訂理由

注意事項

工種 (頁)	—	改訂年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第2編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第1章 基礎工事</p> <p style="text-align: center;">2023年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第2編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第1章 基礎工事</p> <p style="text-align: center;">2020年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第3節 基礎工

1.3.4 場所打ち杭工

(2) 施工

① 施工一般

j.掘削時及びコンクリート打込み時に生じる廃液は、直接下水管や地上に放流してはならない。また、水質汚濁に係る環境基準について（環境省告示）等に従い、適切に処理を行わなければならない。

第3節 基礎工

1.3.4 場所打ち杭工

(2) 施工

① 施工一般

j.掘削時及びコンクリート打込み時に生じる廃液は、直接下水管や地上に放流してはならない。

場所打ち杭工の廃液の適切な処理方法について追記。

改訂理由	
注意事項	

工種 (頁)	—	改定年月日	2023年 7月 1日	Ⓞ公表 Ⓞ社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第2編 建設工事</p> <p style="text-align: center;">第3章 鋼桁及び鋼製橋脚工事</p> <p style="text-align: center;">2023年7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第2編 建設工事</p> <p style="text-align: center;">第3章 鋼桁及び鋼製橋脚工事</p> <p style="text-align: center;">2020年7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

<p>第3章 鋼桁及び鋼製橋脚工事 第3節 工場製作工 3.3.1 一般事項 (6) 溶接 ④ 溶接施工試験を行う場合は、計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、過去に同等又はそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験を持つ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員に提出して溶接施工試験を省略することができる。</p> <p>第5節 鋼橋架設工 3.5.4 現場継手工 (3) 現場溶接の施工 ② 現場溶接を行う場合は、溶接施工試験を行わなければならない。現場溶接試験は、この章第3節工場製作工 3.3.1 一般事項(6)溶接の規定によるものとする。 なお、溶接施工試験を省略する場合においても、現場溶接施工に従事する溶接作業員は「現場溶接施工マニュアル(阪神高速道路株式会社 平成3年5月)」の内容を十分認識し、現場溶接を実施しなければならない。</p>	<p>第3章 鋼桁及び鋼製橋脚工事 第3節 工場製作工 3.3.1 一般事項 (6) 溶接 ④ 溶接施工試験を行う場合は、計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、過去2年以内に当社、あるいは国土交通省、他の高速道路会社、都道府県等の橋梁工事において、同等又はそれ以上の条件で溶接施工試験を実施した実績がある場合には、既実施試験報告書を監督員に提出してこれを省略することができる。</p> <p>第5節 鋼橋架設工 3.5.4 現場継手工 (3) 現場溶接の施工 ② 現場溶接を行う場合は、溶接施工試験を行わなければならない。現場溶接試験は、この章第3節工場製作工 3.3.1 一般事項(6)溶接の規定によるものとする。 なお、溶接施工試験を省略する場合には、現場溶接施工に従事する溶接作業員に対して、採用する溶接方法の訓練を行わなければならない。</p>	<p>「道路橋示方書・同解説 II 鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法」に準拠し、実績時期等の制約を設けない</p> <p>【道路橋示方書記載内容】 2)溶接施工試験 f)～省略～ なお、過去に同等又はそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験を持つ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略できる</p> <p>溶接施工試験を省略する場合の具体的な対応内容が記載されていないため、具体的な内容を記載</p>
<p>改定理由</p>		
<p>注意事項</p>		

工種 (頁)	—	改訂年月日	2022年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第2編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第7章 道路工事</p> <p style="text-align: center;">2023年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第2編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第7章 道路工事</p> <p style="text-align: center;">2022年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第3節 道路土工

7.3.6 捨土掘削工（作業残土処理）

捨土又は残土は、設計図書に示されている場所に捨土するものとする。運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑が掛からないように努めなければならない。

第3節 道路土工

7.3.6 捨土掘削工（作業残土処理）

捨土又は残土は、設計図書に示されている場所に捨土するものとする。

捨土の運搬について留意事項を追記。

改訂理由	
注意事項	

工種 (頁)	—	改訂年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p data-bbox="379 737 991 814">第2編 補修工事</p> <p data-bbox="433 947 937 999">第8章 トンネル工事</p> <p data-bbox="557 1434 807 1476">2023年 7月</p> <p data-bbox="433 1541 943 1593">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="1478 737 2089 814">第2編 補修工事</p> <p data-bbox="1531 947 2036 999">第8章 トンネル工事</p> <p data-bbox="1656 1434 1905 1476">2022年 7月</p> <p data-bbox="1531 1541 2041 1593">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2338 1430 2588 1461">改定に伴う西暦変更</p>

第6節 覆工
8.6.2 覆工コンクリート工

- (7) 覆工コンクリートの打ち継目は、アーチの軸線に直角となるように設けなければならない。
- (8) トンネル覆工コンクリートの横断目地の形状は「三角形形状」を標準とする。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。
- (9) 覆工コンクリートの打ち継目は、十分清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければならない。
- (10) 覆工コンクリートの打込み後、監督員が指示した場合は、穿孔又はコアボーリング等による巻厚検査を行わなければならない。
- (11) 止水板を埋込む場合は、規定の位置に入念に施工するものとし、その種類、構造等について計画書に記載しなければならない。
- (12) コンクリートの品質管理については、第1編第3章第9節「コンクリート工」によるものとする。

第6節 覆工
8.6.2 覆工コンクリート工

- (7) 覆工コンクリートの打ち継目は、アーチの軸線に直角となるように設けなければならない。
- (8) 覆工コンクリートの打ち継目は、十分清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければならない。
- (9) 覆工コンクリートの打込み後、監督員が指示した場合は、穿孔又はコアボーリング等による巻厚検査を行わなければならない。
- (10) 止水板を埋込む場合は、規定の位置に入念に施工するものとし、その種類、構造等について計画書に記載しなければならない。
- (11) コンクリートの品質管理については、第1編第3章第9節「コンクリート工」によるものとする。

横断目地の標準的な形状について追記。

改訂理由	
注意事項	

工種 (頁)	—	改訂年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第2編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第11章 舗装工事</p> <p style="text-align: center;">2023年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第2編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第11章 舗装工事</p> <p style="text-align: center;">2022年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第3節 舗装工
11.3.6 配合設計

《規定事項》

[硬質グースアスファルト舗装]

- 硬質グースアスファルト混合物の配合は、一般的な粒度及びアスファルト量の範囲の混合物で、流動性試験・貫入試験を行って決定すること。
- 大型車交通量が多く、流動が生じやすい箇所に用いる場合は、貫入量の目標値を2mm以下とすることが望ましい。

[改質グースアスファルト舗装]

- 改質グースアスファルト混合物の配合は、一般的な粒度及びアスファルト量の範囲の混合物で、流動性試験・貫入試験を行って決定すること。
- 試験練りでは、製造後のアスファルト混合物に対して混合物のクッキング時間を予め把握することとする。使用予定と同様のクッカー車に、想定 of 積載量のアスファルト混合物を投入し、混練り時間0.5時間後、1時間後、1時間後以降は最低5時間後まで（ただし、想定される混練り時間が5時間を超える場合には想定時間まで）2時間ごとに試験採取を行い、混合物性状の変化及び第1編付録表-11.3.6(3)の規格値を満足することを確認すること。なお、試験練り確認項目は、表-11.3.1による。

表-11.3.1 改質グースアスファルト舗装の試験練り確認項目

試験項目	試験方法	実施頻度
ふるい分け試験 (常温合材・加熱合材)	JIS A 1102	各2個/回
アスファルト量および 粒度	自動計量 記録装置	出荷ごとに全バッチ
リュエル流動性試験 ※混合物温度は施工時の 目標温度とする	試験法便覧 C002	混練り時間毎 1回/配合 (クッカー車荷下ろし直後)
ホイールトラッキング試験	試験法便覧 B003	混練り時間毎 1回/配合 (3枚/回)
曲げ試験 (0℃)	試験法便覧 B005	混練り時間毎 1回/配合 (3枚/回)
曲げ試験 (-10℃)	試験法便覧 B005	混練り時間毎 1回/配合 (3枚/回)

第3節 舗装工
11.3.6 配合設計

《規定事項》

[グースアスファルト舗装]

- グースアスファルト混合物の配合は、一般的な粒度及びアスファルト量の範囲の混合物で、流動性試験・貫入試験を行って決定すること。
- 大型車交通量が多く、流動が生じやすい箇所に用いる場合は、貫入量の目標値を2mm以下とすることが望ましい。

グースアスファルト舗装について硬質と改質に分けて記載。

改質グースアスファルトの規定化に伴い、試験練りに関する記載を追記。

11.3.8 製造

《規定事項》

- 硬質**グースアスファルト混合物のプラントにおける混合時の温度は、ミキサー排出時の目標温度を 180℃～220℃とすること。
- 改質**グースアスファルト混合物のプラントにおける混合時の温度は、ミキサー排出時の目標温度を 220℃以下とすること。

11.3.9 運搬と受入検査

《規定事項》

- 硬質**グースアスファルト混合物の現場到着時及び舗設時の温度は、260℃を越えてはならない。
- 改質**グースアスファルト混合物の現場到着時及び舗設時の温度は、メーカー推奨温度+20℃（ただし上限 260℃）を越えてはならない

11.3.11 舗設準備工

《規定事項》

[鋼床版]

- 鋼床版表面は、素地調整として1種ケレン（ショットブラスト）を基本としない。
- 研掃後の表面には、油脂、塩分などや著しい水分の付着がないよう除去・清掃を行うこと。
- 表面処理（研掃）後の赤錆残存率は3%以下とする。**

《確認事項》

[鋼床版]

- 鋼床版部は、舗設作業に先立って日本道路協会「道路橋床版防水便覧」の床版面の処理に基づき腐食状況調査を行い、表面処理の方法について監督員と協議を行うこと。
- 舗設面は汚れ及び水分を除去し、十分に乾燥していること。
また、施工前の降雨や結露には注意すること。
- 除錆度の確認方法は、1検査部分を100m²とし、除錆度の不足している箇所を選び1箇所の測定面積を30cm×30cmとし、1箇所につき10～20倍程度のルーペで5点の測定を行う。除錆度は、ASTM D610標準図（表-11.3.2）と対比し、測定点の全てが赤錆3%以内の時は、その検査を合格とする。なお、1点でも赤錆が3%を超えた場合は不合格とし、その箇所および類似箇所については部分研掃を行ってから再検査すること。**

11.3.8 製造

《規定事項》

- グースアスファルト混合物のプラントにおける混合時の温度は、ミキサー排出時の目標温度を 180℃～220℃とすること。

11.3.9 運搬と受入検査

《規定事項》

- グースアスファルト混合物の現場到着時及び舗設時の温度は、260℃を越えてはならない。

11.3.11 舗設準備工

《規定事項》

[鋼床版]

- 鋼床版表面は、素地調整として1種ケレン（ショットブラスト）を基本としない。
- 研掃後の表面には、油脂、塩分などや著しい水分の付着がないよう除去・清掃を行うこと。

《確認事項》

[鋼床版]

- 鋼床版部は、舗設作業に先立って日本道路協会「道路橋床版防水便覧」の床版面の処理に基づき腐食状況調査を行い、表面処理の方法について監督員と協議を行うこと。
- 舗設面は汚れ及び水分を除去し、十分に乾燥していること。
また、施工前の降雨や結露には注意すること。

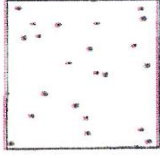

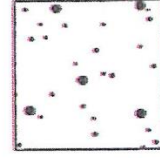

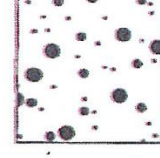



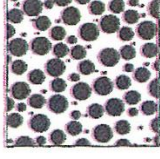

グースアスファルトの混合時温度について硬質と改質に分けて記載。

グースアスファルトの現場到着時、舗設時の温度について硬質と改質に分けて記載。

設計基準からの転記

設計基準からの転記

表-11.3.2 さびの発生程度標準図および写真例*

錆の発生程度	ASTM D 610 (標準図)	鋼床版の錆の発生状況 (現場写真例)	備考
1 %	 1 %	 1 %程度	●点錆が少し存在している。
3 %	 3 %	 3 %程度	●点錆が広範囲にわたって存在している。
10%	 10%	 10%程度	●部分的に点錆等が集中して発生している。
33%	 33%	 33%程度	●全面にわたって著しい錆が発生している。
50%	 50%	 50%程度	●全面にわたって著しい錆が発生している。

[注]

- ①鋼床版のさびの発生状況には種々形態があるので、上記写真にとらわれることなく観察する必要がある。
 - ②上記写真は、製作後約2年間工場のストックヤードに放置されたものを撮影した。
- ※) 多田宏行編著；鋼床版舗装の設計と施工，鹿島出版社，1990年3月

設計基準からの転記

11.3.16 ゲースアスファルト舗装工

《規定事項》

- **硬質**ゲースアスファルト混合物の現場到着時及び舗設時の温度は、260℃を越えてはならない。
- **改質**ゲースアスファルト混合物の現場到着時及び舗設時の温度は、**メーカー推奨温度+20℃（ただし上限 260℃）を越えてはならない**

《確認事項》

- プレコート砕石は、あらかじめアスファルト量 1%程度でプレコートしていること。なお、プレコート砕石に石粉を添加する場合にはアスファルト量と同じ量であること。
- 舗装表面に圧入されていないプレコート砕石は、表層舗設前に除去すること。
- **改質**ゲースアスファルト混合物には**プレコート砕石を使用してはならない**。

11.3.17 加熱アスファルト舗装工

《規定事項》

～略～

- 敷きならし時の混合物の温度は、110℃を下回らないようにすること。**ただし、混合物の種類によって敷きならしが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物に適切な温度を決定するものとする。**

11.3.16 ゲースアスファルト舗装工

《規定事項》

- ゲースアスファルト混合物の現場到着時及び舗設時の温度は、260℃を越えてはならない。

《確認事項》

- プレコート砕石は、あらかじめアスファルト量 1%程度でプレコートしていること。なお、プレコート砕石に石粉を添加する場合にはアスファルト量と同じ量であること。
- 舗装表面に圧入されていないプレコート砕石は、表層舗設前に除去すること。

11.3.17 加熱アスファルト舗装工

《規定事項》

～略～

- 敷きならし時の混合物の温度は、110℃を下回らないようにすること。

ゲースアスファルトの現場到着時、舗設時の温度について硬質と改質に分けて記載。

改質ゲースアスファルトの砕石に関する記載を追記。

中温化技術を用いた混合物を使用する場合など、適切な混合物温度について監督職員と協議の上決定することができるよう改定。

11.3.19 半たわみ性舗装工

《確認事項》

～略～

- ~~セメントミルクの浸透作業が終了した後、速やかに舗装表面に存在する余剰セメントミルクをレーキ等により骨材表面の凹凸が現れるまで除去すること。~~
- 注入時の余剰ミルクについてはすべりの原因となるので入念に除去すること。なお、これまでの実績において、半たわみ舗装用セメントミルク注入後のレーキによる舗装表面のセメントミルク除去、および竹ぼうきによる目荒らしにより、BPN60以上を確保できることが確認されているため、舗装表面の骨材の凹凸が現れ、アスファルトの黒色がみえる程度にセメントミルクをゴムレーキ等で除去する。
- 上記方法によるBPN60以上の確保が困難であると予想される場合は、監督員の承諾の上、ショットブラスト処理を行い、所定のすべり抵抗が得られることを確認すること。
- レーキによる舗装表面のセメントミルクの除去、および竹ぼうきによる目荒らしは面積の狭い場所に限ることとし、料金所の半たわみ舗装等の面積の広いセメントミルク注入箇所についてはショットブラスト処理を原則とする。
- 最終仕上げ完了後は、必要に応じて養生剤の散布又はマット養生等の処置を施すものとする。また、養生期間中は車輛の進入等を防止するため適切な処置を講じること。

11.3.19 半たわみ性舗装工

《確認事項》

～略～

- セメントミルクの浸透作業が終了した後、速やかに舗装表面に存在する余剰セメントミルクをレーキ等により骨材表面の凹凸が現れるまで除去すること。
- 最終仕上げ完了後は、必要に応じて養生剤の散布又はマット養生等の処置を施すものとする。また、養生期間中は車輛の進入等を防止するため適切な処置を講じること。

セメントミルクの注入後の作業について設計基準より転記。

改訂理由	
注意事項	

工種 (頁)	—	改訂年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第2編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第12章 道路附属物工事</p> <p style="text-align: center; color: red;">2023年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第2編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第12章 道路附属物工事</p> <p style="text-align: center;">2020年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第4節 標識柱工事

12.4.3 標識柱工

(2) 基礎工

① ~~無収縮モルタルの施工は、関係基準「無収縮モルタル施工指針」の規定によらなければならない。~~

① 道路上に標識を設置する場合には、関係法令を遵守し、交通に支障をきたさないように施工しなければならない。なお、地下埋設物等の障害物の有無を調査し、障害物がある場合は、その処置方法について監督員と協議しなければならない。

② 基礎コンクリートは、第1編第3章第9節「コンクリート工」の規定によるものとする。

(3) 標識柱工

① 施工

a.標識柱の種類及び設置場所は、設計図書又は監督員の指示により行わなければならない。

b.標識柱の運搬は、傷のつかないように注意して行わなければならない。

c.ベースプレートと基礎の間には、無収縮モルタルを隙間なく充填する。
なお、無収縮モルタルの材料および施工は、関係基準「無収縮モルタル施工指針」の規定によらなければならない。

d.標識柱の建込みは、既設構造物などに損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。

e.板の取り付けに当たっては、板の表面に損傷を与えないよう取り扱うとともに、ボルトの締め付けは確実にしなければならない。

f.既設の鋼構造物との継手はボルト接合とし、高力ボルトを使用しなければならない。なお、ボルト接合はあらかじめ既設構造物の調査、測定を行い、構造をよく把握してから穴あけ位置を決定しなければならない。

g.標識柱及び板には、施工年月（和暦）を明記した銘板を取り付けなければならない。

h.銘板は、下記によるものとする。

ア)材質：反射シート（裏面に接着剤付）

イ)色彩：緑地に白文字

ウ)文字：角ゴシック体

i.銘板の形状、寸法は、図-12.4.1によるものとする。

大型標識柱 小型標識柱

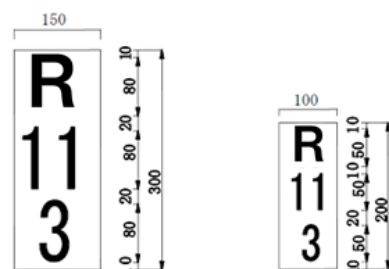


図-12.4.1 銘板の形状寸法

第4節 標識柱工事

12.4.3 標識柱工

(2) 基礎工

① 無収縮モルタルの施工は、関係基準「無収縮モルタル施工指針」の規定によらなければならない。

② 道路上に標識を設置する場合には、関係法令を遵守し、交通に支障をきたさないように施工しなければならない。なお、地下埋設物等の障害物の有無を調査し、障害物がある場合は、その処置方法について監督員と協議しなければならない。

③ 基礎コンクリートは、第1編第3章第9節「コンクリート工」の規定によるものとする。

(3) 標識柱工

① 施工

a.標識柱の種類及び設置場所は、設計図書又は監督員の指示により行わなければならない。

b.標識柱の運搬は、傷のつかないように注意して行わなければならない。

c.標識柱の建込みは、既設構造物などに損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。

d.板の取り付けに当たっては、板の表面に損傷を与えないよう取り扱うとともに、ボルトの締め付けは確実にしなければならない。

e.既設の鋼構造物との継手はボルト接合とし、高力ボルトを使用しなければならない。なお、ボルト接合はあらかじめ既設構造物の調査、測定を行い、構造をよく把握してから穴あけ位置を決定しなければならない。

f.標識柱及び板には、施工年月（和暦）を明記した銘板を取り付けなければならない。

g.銘板は、下記によるものとする。

ア)材質：反射シート（裏面に接着剤付）

イ)色彩：緑地に白文字

ウ)文字：角ゴシック体

h.銘板の形状、寸法は、図-12.4.1によるものとする。

大型標識柱 小型標識柱

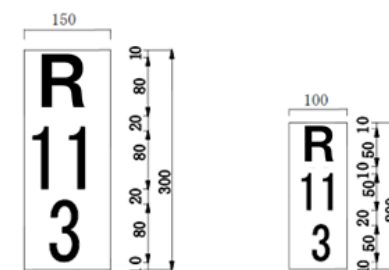


図-12.4.1 銘板の形状寸法

無収縮モルタルの施工箇所追記に伴い、(3)①施工へ集約。

標識柱工における無収縮モルタルの施工箇所について追記。

j.平面街路に設置する標識柱及び板については、図- 12.4.2 に示すシートを銘板の上部に取り付けなければならない。

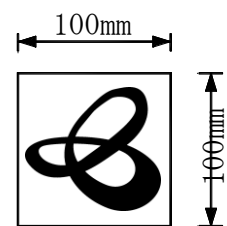
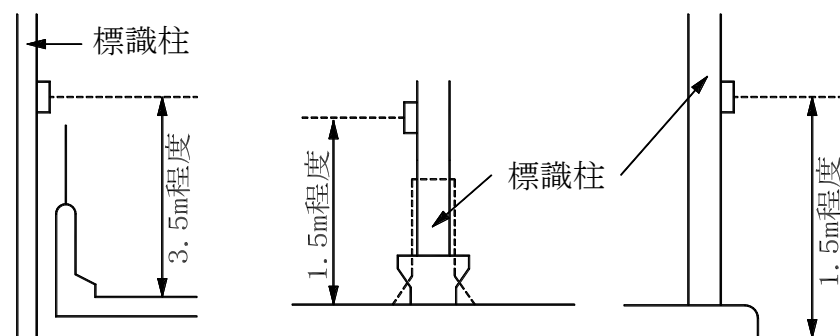


図- 12.4.2 シートの形状寸法

k.銘板の取り付け位置は、図- 12.4.3 によるものとする。



l.銘板の取り付けは、裏面の接着剤による貼付けとし、取り付け作業を行う場合は、事前に該当箇所を十分に清掃しなければならない。

i.平面街路に設置する標識柱及び板については、図- 12.4.2 に示すシートを銘板の上部に取り付けなければならない。

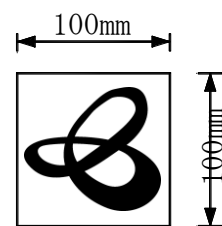
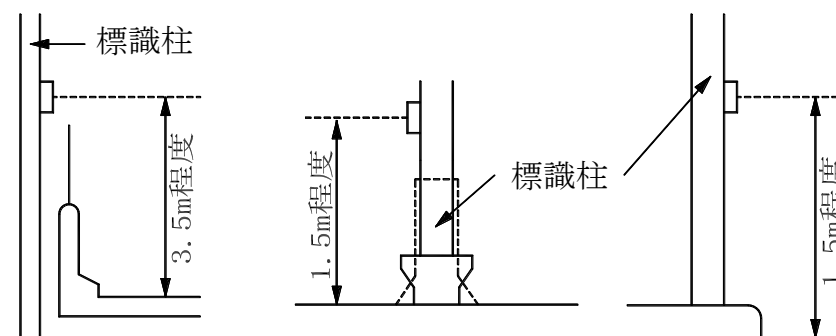


図- 12.4.2 シートの形状寸法

j.銘板の取り付け位置は、図- 12.4.3 によるものとする。



k.銘板の取り付けは、裏面の接着剤による貼付けとし、取り付け作業を行う場合は、事前に該当箇所を十分に清掃しなければならない。

改訂理由

注意事項

工種 (頁)	—	改定年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第3編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第2章 コンクリート構造物補修工事</p> <p style="text-align: center;">2023年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第3編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第2章 コンクリート構造物補修工事</p> <p style="text-align: center;">2020年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第4節 コンクリート構造物補修工

2.4.2 床版補強工

(4) 床版補強工（鋼板接着）

④ 樹脂注入工

- a. 注入用樹脂は、規定の配合比でハンドミキサーを使用し、1回の混合量は可使時間内に使用可能な量以下とし、可使時間を越えた樹脂は使用してはならない。
- b. 注入は、パテシール用樹脂の硬化養生を十分に行った後、床版下面の低い箇所より順次注入するものとし、エア抜きパイプより樹脂の流出後エア抜きパイプを順次閉栓し、チェックハンマー等で充填状況を確認しながら、注入の完了が確認されるまで圧入を続けなければならない。
- c. 注入時の外気温は 5～30℃を標準とするが、製造メーカーの推奨値を踏まえて施工するものとし、1ブロックの注入面積は1パネル（45～60 m²）以下とする。また、特に低温時は樹脂を注入に適した温度まで加温するなどの処置を行わなければならない。
- d. 注入樹脂の硬化養生を十分に行った後は、注入パイプ、エア抜きパイプを切断し、表面を仕上げなければならない。
- e. 塗装前には、チェックハンマーで注入後の確認を行い、不良箇所が認められたときは、樹脂を再注入し充填状況を再確認しなければならない。
- f. 注入圧力は、0.03±0.01 N/mm²とする。

第4節 コンクリート構造物補修工

2.4.2 床版補強工

(4) 床版補強工（鋼板接着）

④ 樹脂注入工

- a. 注入用樹脂は、規定の配合比でハンドミキサーを使用し、1回の混合量は可使時間内に使用可能な量以下とし、可使時間を越えた樹脂は使用してはならない。
- b. 注入は、パテシール用樹脂の硬化養生を十分に行った後、床版下面の低い箇所より順次注入するものとし、エア抜きパイプより樹脂の流出後エア抜きパイプを順次閉栓し、チェックハンマー等で充填状況を確認しながら、注入の完了が確認されるまで圧入を続けなければならない。
- c. 注入時の外気温は、5～30℃とし、1ブロックの注入面積は1パネル（45～60 m²）以下とする。また、特に低温時は樹脂を注入に適した温度まで加温するなどの処置を行わなければならない。
- d. 注入樹脂の硬化養生を十分に行った後は、注入パイプ、エア抜きパイプを切断し、表面を仕上げなければならない。
- e. 塗装前には、チェックハンマーで注入後の確認を行い、不良箇所が認められたときは、樹脂を再注入し充填状況を再確認しなければならない。
- f. 注入圧力は、0.03±0.01 N/mm²とする。

外気温 30℃を超えても注入時の推奨値となっている製品も存在することから、注入時の外気温 5～30℃は標準として扱い、各製品の推奨値を踏まえて現場対応できるように記載内容を改定

改定理由	
注意事項	

工種 (頁)	—	改訂年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第3編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第3章 舗装補修工事</p> <p style="text-align: center;">2023年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第3編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第3章 舗装補修工事</p> <p style="text-align: center;">2022年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第3節 舗装補修工

3.3.4 路面切削工

(4) RC床版部で基層の切削を行う場合には、床版コンクリートに損傷を与えないように行わなければならない。万一、損傷を与えた場合は、劣化したコンクリート床版の断面欠損部に鉄筋防錆を行い、修復しなければならない。

第3節 舗装補修工

3.3.4 路面切削工

(4) RC床版部で基層の切削を行う場合には、床版コンクリートに損傷を与えないように行わなければならない。

過切削の対処法について追記。

改訂理由	
注意事項	

工種 (頁)	改訂年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改訂 (新)	現行 (元)		備考
<p>土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p>出来高算出要領</p> <p>2023年 7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>	<p>土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p>出来高算出要領</p> <p>2019年 7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		<p>改定に伴う西暦の変更</p>

第2節 出来高算出

2.2 出来高算出基準

出来高は、次の各号により算出するものとする。ただし、監督員から指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

(3) 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等一式計上されているものの出来高は、次の出来高比率により算出する。

なお、出来高比率は、小数点以下4位（5位以下切り捨て）までとする。ただし、比率が100%を越える場合は、100%までとする。

a. 一般工事

出来高比率 = (出来高における(直接工事費+共通仮設費 [積上計上分])) / (請負代金額における(直接工事費+共通仮設費 [積上計上分]))

b. 鋼桁工事等工場製作を含む工事

i. 工場管理費

出来高比率 = (出来高における工場原価の純工事費) / (請負代金額における工場原価の純工事費)

ii. 共通仮設費（率計上分）、技術管理費、営繕費、現場管理費

出来高比率 = (出来高における工事原価の(直接工事費+共通仮設費 [積上計上分])) / (請負代金額における工事原価の(直接工事費+共通仮設費 [積上計上分]))

iii. 一般管理費

出来高比率 = (出来高における(工場原価+工事原価)) / (請負代金額における(工場原価+工事原価))

ニ. 設計費

- ・数量が計上されている項目は、出来高数量とする。
・一式計上の項目は、次式の出来高比率による。

出来高比率 = (出来高における数量が計上されている設計費) / (契約金額における数量が計上されている設計費)

ただし、着手していないことが明らかな項目は出来高として計上しない。

第2節 出来高算出

2.2 出来高算出基準

出来高は、次の各号により算出するものとする。ただし、監督員から指示があった場合には、その指示に従わなければならない。

(3) 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等一式計上されているものの出来高は、次の出来高比率により算出する。

なお、出来高比率は、小数点以下4位（5位以下切り捨て）までとする。ただし、比率が100%を越える場合は、100%までとする。

a. 一般工事

出来高比率 = (出来高における(直接工事費+共通仮設費 [積上計上分])) / (請負代金額における(直接工事費+共通仮設費 [積上計上分]))

b. 鋼桁工事等工場製作を含む工事

i. 工場管理費、設計費

出来高比率 = (出来高における工場原価の純工事費) / (請負代金額における工場原価の純工事費)

ii. 共通仮設費（率計上分）、技術管理費、営繕費、現場管理費

出来高比率 = (出来高における工事原価の(直接工事費+共通仮設費 [積上計上分])) / (請負代金額における工事原価の(直接工事費+共通仮設費 [積上計上分]))

iii. 一般管理費

出来高比率 = (出来高における(工場原価+工事原価)) / (請負代金額における(工場原価+工事原価))

現規定では、詳細設計が進捗していても工場製作工の出来高比率に準拠するため、設計費に係る出来高を別途規定

改訂理由

注意事項

工種 (頁)	改訂年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改訂 (新)	現行 (元)		備考
<p>土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p>工事現場における 保安施設の設置基準</p> <p>2023年 7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>	<p>土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p>工事現場における 保安施設の設置基準</p> <p>2019年 7月</p> <p>阪神高速道路株式会社</p>		改定に伴う西暦の変更

第6節 つり足場の設置基準

つり足場は、次に掲げる事項を遵守して当該箇所に設置する。

- (6) **主たる荷重を受け持つ骨組**の継手は、クランプを使用し、管の方向に継ぐ場合は、管を50cm以上重ね2箇所以上つなぐこと。

第6節 つり足場の設置基準

つり足場は、次に掲げる事項を遵守して当該箇所に設置する。

- (6) 継手は、クランプを使用し、管の方向に継ぐ場合は、管を50cm以上重ね2箇所以上つなぐこと。

管を50cm以上重ね2箇所以上つなぐ対象として、主たる荷重を受け持つ骨組（おやご、ころばし等）の継手であることを明示。主たる荷重を受け持たない部材はジョイントピン等による連結を可能とする。

改訂理由	
注意事項	

工種 (頁)	改訂年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改訂 (新)	現行 (元)		備考
<p data-bbox="350 724 1023 919">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="409 1045 934 1102">塗料規格 (HDK規格)</p> <p data-bbox="557 1453 807 1501">2023年 7月</p> <p data-bbox="430 1600 943 1654">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1448 724 2122 919">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1507 1045 2033 1102">塗料規格 (HDK規格)</p> <p data-bbox="1656 1453 1905 1501">2019年 7月</p> <p data-bbox="1528 1600 2041 1654">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2338 1470 2617 1501">改定に伴う西暦の変更</p>

第2節 無機ジンクリッチプライマー（HDK P-01）

2.2 品質 無機ジンクリッチプライマーの品質は、2.3「試験方法」によって試験し、表-7.2.1の規定に適合しなければならない。

表-7.2.1 無機ジンクリッチプライマーの品質

項目	品質
容器の中での状態	粉は微小で、一様な粉末であること。 液又はペーストはかき混ぜたとき堅い塊がなくて、一様になること。
塗装作業性	塗装作業に支障がないこと。
乾燥時間	1時間以下
塗膜の外観	塗膜の外観が正常であること。
ポットライフ	5時間で利用できる
耐衝撃性	500mmの高さから500gのおもりを落としたとき、衝撃によって割れ、はがれができないこと。
耐塩水噴霧性	168時間の塩水噴霧に耐えること。
混合塗料中の加熱残分 (質量分率 %)	70以上
加熱残分中の金属亜鉛 (質量分率 %)	80以上

2.3 試験方法

2.3.1 試料採取方法

試料採取方法は、JIS K 5600-1-2（サンプリング）による。

2.3.2 試験の一般条件

試験の一般条件は、JIS K 5552 の 7.3（試験の一般条件）による。

2.3.3 容器の中での状態

容器の中での状態の試験は、JIS K 5552 の 7.4（容器の中の状態）による。

2.3.4 塗装作業性

塗装作業性の試験は、JIS K 5552 の 7.5（塗装作業性）による。

2.3.5 乾燥時間

乾燥時間の試験は、JIS K 5552 の 7.6（乾燥時間）による。

2.3.6 塗膜の外観

塗膜の外観の試験は、JIS K 5552 の 7.7（塗装の外観）による。

2.3.7 ポットライフ

ポットライフの試験は、JIS K 5552 の 7.8（ポットライフ）による。

第2節 無機ジンクリッチプライマー（HDK P-01）

2.2 品質 無機ジンクリッチプライマーの品質は、2.3「試験方法」によって試験し、表-7.2.1の規定に適合しなければならない。

表-7.2.1 無機ジンクリッチプライマーの品質

項目	品質
容器の中での状態	粉は微小で、一様な粉末であること。 液はかき混ぜたとき堅い塊がなくて、一様になること。
塗装作業性	塗装作業に支障がないこと。
乾燥時間	1時間以下
塗膜の外観	塗膜の外観が正常であること。
ポットライフ	5時間で利用できる
耐衝撃性	500mmの高さから500gのおもりを落としたとき、衝撃によって割れ、はがれができないこと。
耐塩水噴霧性	168時間の塩水噴霧に耐えること。
混合塗料中の加熱残分 (質量分率 %)	70以上
加熱残分中の金属亜鉛 (質量分率 %)	80以上

2.3 試験方法

2.3.1 試料採取方法

試料採取方法は、JIS K 5600-1-2（サンプリング）による。

2.3.2 試験の一般条件

試験の一般条件は、JIS K 5552 の 6.3（試験の一般条件）による。

2.3.3 容器の中での状態

容器の中での状態の試験は、JIS K 5552 の 6.4（容器の中での状態）による。

2.3.4 塗装作業性

塗装作業性の試験は、JIS K 5552 の 6.5（塗装作業性）による。

2.3.5 乾燥時間

乾燥時間の試験は、JIS K 5552 の 6.6（乾燥時間）による。

2.3.6 塗膜の外観

塗膜の外観の試験は、JIS K 5552 の 6.7（塗装の外観）による。

2.3.7 ポットライフ

ポットライフの試験は、JIS K 5552 の 6.8（ポットライフ）による。

JIS 規格（JIS K 5552）の改正に伴う改定（“1液1粉末形”の塗料形態だけを規定していたものに“1液1ペースト形”を追加する改正）

JIS 規格（JIS K 5552）の改正に伴う改定（以下同様）

2.3.8 耐衝撃性

耐衝撃性の試験は、JIS K 5552 の 7.9 (耐おもり落下性) による。

2.3.9 耐塩水噴霧性

耐塩水噴霧性の試験は、JIS K 5552 の 7.10 (耐塩水噴霧性) による。
ただし、試験片の作成手法及び試験時間は1種によるものとする。

2.3.10 混合塗料中の加熱残分

混合塗料中の加熱残分の試験は、JIS K 5552 の 7.11 (混合塗料中の加熱残分) による。

2.3.11 加熱残分中の金属亜鉛

加熱残分中の金属亜鉛の定量試験は、JIS K 5552 の 7.12 (加熱残分中の金属亜鉛) による。

第9節 無機ジンクリッチペイント (HDK P-16)

9.2 品質 無機ジンクリッチペイントは、9.3「試験方法」によって試験して表-7.9.1の規定に適合しなければならない。

表-7.9.1 無機ジンクリッチペイントの品質

項目	品質
容器の中での状態	粉は微小で一様な粉末であること。 液又はペーストはかき混ぜたとき堅い塊がなくて一様になること。
乾燥時間	5時間以下
塗膜の外観	塗膜の外観が正常であること。
ポットライフ	5時間で使用できる。
耐衝撃性	500mmの高さから500gのおもりを落としたとき、衝撃によって割れ、はがれができていないこと。
厚塗り性	厚塗り性に支障がないこと。
耐塩水噴霧性	360時間の塩水噴霧に耐えること。
混合塗料中の加熱残分 (質量分率%)	70以上
加熱残分中の金属亜鉛 (質量分率%)	75以上

9.3 試験方法

9.3.1 試料採取方法

JIS K 5600-1-2 (サンプリング) による。

9.3.2 試験の一般条件

試験の一般条件は、JIS K 5553 の 7.3 (試験の一般条件) による。

2.3.8 耐衝撃性

耐衝撃性の試験は、JIS K 5552 の 6.9 (耐衝撃性) による。

2.3.9 耐塩水噴霧性

耐塩水噴霧性の試験は、JIS K 5552 の 6.10 (耐塩水噴霧性) による。
ただし、試験片の作成手法及び試験時間は1種によるものとする。

2.3.10 混合塗料中の加熱残分

混合塗料中の加熱残分の試験は、JIS K 5552 の 6.11 (混合塗料中の加熱残分) による。

2.3.11 加熱残分中の金属亜鉛

加熱残分中の金属亜鉛の定量試験は、JIS K 5552 の 6.12 (加熱残分中の金属亜鉛) による。

第9節 無機ジンクリッチペイント (HDK P-16)

9.2 品質 無機ジンクリッチペイントは、9.3「試験方法」によって試験して表-7.9.1の規定に適合しなければならない。

表-7.9.1 無機ジンクリッチペイントの品質

項目	品質
容器の中での状態	粉は微小で一様な粉末であること。 液はかき混ぜたとき堅い塊がなくて一様になること。
乾燥時間	5時間以下
塗膜の外観	塗膜の外観が正常であること。
ポットライフ	5時間で使用できる。
耐衝撃性	500mmの高さから500gのおもりを落としたとき、衝撃によって割れ、はがれができていないこと。
厚塗り性	厚塗り性に支障がないこと。
耐塩水噴霧性	360時間の塩水噴霧に耐えること。
混合塗料中の加熱残分 (質量分率%)	70以上
加熱残分中の金属亜鉛 (質量分率%)	75以上

9.3 試験方法

9.3.1 試料採取方法

JIS K 5600-1-2 (サンプリング) による。

9.3.2 試験の一般条件

試験の一般条件は、JIS K 5553 の 6.3 (試験の一般条件) による。

JIS 規格 (JIS K 5553) の改正に伴う改定 (“1液1粉末形”の塗料形態だけを規定していたものに“1液1ペースト形”を追加する改正)

JIS 規格 (JIS K 5552) の改正に伴う改定 (以下同様)

<p>9.3.3 容器の中での状態 容器の中での状態の試験は、JIS K 5553 の 7.4 (容器の中の状態) による。</p> <p>9.3.4 乾燥時間 乾燥時間の試験は、JIS K 5553 の 7.5 (乾燥時間) による。</p> <p>9.3.5 塗膜の外観 塗膜の外観の試験は、JIS K 5553 の 7.6 (塗膜の外観) による。</p> <p>9.3.6 ポットライフ ポットライフの試験は JIS K 5553 の 7.7 (ポットライフ) による。</p> <p>9.3.7 耐衝撃性 耐衝撃性の試験は、JIS K 5553 の 7.8 (耐おもり落下性) による。</p> <p>9.3.8 厚塗り性 厚塗り性の試験は、JIS K 5553 の 7.9 (厚塗り性) による。</p> <p>9.3.9 耐塩水噴霧性 耐塩水噴霧性の試験は、JIS K 5553 の 7.10 (耐塩水噴霧性) による。</p> <p>9.3.10 混合塗料中の加熱残分 混合塗料中の加熱残分の試験は、JIS K 5553 の 7.12 (混合塗料中の加熱残分) による。</p> <p>9.3.11 加熱残分中の金属亜鉛 加熱残分中の金属亜鉛の定量試験は、JIS K 5553 の 7.13 (加熱残分中の金属亜鉛) による。</p>	<p>9.3.3 容器の中での状態 容器の中での状態の試験は、JIS K 5553 の 6.4 (容器の中での状態) による。</p> <p>9.3.4 乾燥時間 乾燥時間の試験は、JIS K 5553 の 6.5 (乾燥時間) による。</p> <p>9.3.5 塗膜の外観 塗膜の外観の試験は、JIS K 5553 の 6.6 (塗膜の外観) による。</p> <p>9.3.6 ポットライフ ポットライフの試験は JIS K 5553 の 6.7 (ポットライフ) による。</p> <p>9.3.7 耐衝撃性 耐衝撃性の試験は、JIS K 5553 の 6.8 (耐衝撃性) による。</p> <p>9.3.8 厚塗り性 厚塗り性の試験は、JIS K 5553 の 6.9 (厚塗り性) による。</p> <p>9.3.9 耐塩水噴霧性 耐塩水噴霧性の試験は、JIS K 5553 の 6.10 (耐塩水噴霧性) による。</p> <p>9.3.10 混合塗料中の加熱残分 混合塗料中の加熱残分の試験は、JIS K 5553 の 6.12 (混合塗料中の加熱残分) による。</p> <p>9.3.11 加熱残分中の金属亜鉛 加熱残分中の金属亜鉛の定量試験は、JIS K 5553 の 6.13 (加熱残分中の金属亜鉛) による。</p>	
改訂理由		
注意事項		

工種 (頁)	改訂年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改訂 (新)	現行 (元)		備考
<p data-bbox="350 722 1026 919">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="457 1045 920 1100">施工計画書作成要領</p> <p data-bbox="557 1453 807 1499">2023年 7月</p> <p data-bbox="427 1600 949 1654">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1448 722 2125 919">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1555 1045 2018 1100">施工計画書作成要領</p> <p data-bbox="1656 1453 1905 1499">2019年 7月</p> <p data-bbox="1525 1600 2047 1654">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2338 1465 2653 1499">改定に伴う西暦の変更</p>

第2節 施工計画書作成上の注意

- ~~(5) 施工計画書には、契約書類の規定に基づき、事前に当社又は監督員の指示又は承諾を得たもののうち、工事の施工に直接必要な事項については、承諾書等の写しを添付しなければならない。~~
- ~~(7) 作成部数は1部とするが、監督員の指示があるときは、これによる。~~
- (6) 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に**変更に関する事項について**変更施工計画書を作成し提出するが、数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、新たに変更施工計画書の提出は要しない。**なお、変更施工計画書は変更が生じない部分を改めて提出する必要はない。**

第3節 施工計画書の記載内容

3.2 施工計画書の記載内容

3.2.1 工事概要

工事概要は一般的工事内容を記載する。

- 1)工事名
- 2)工事場所
- 3)工事延長
- 4)工期

~~5)工区平面図~~

5)工事数量（金抜設計書を参考にする）

~~7)構造一般図~~

6)毎月の稼働日数

	年	月	月	月	月	月	月	月
実日数								
稼働日数								

~~9)工事数量表（当初契約における工事数量）~~

橋脚番号	杭		コンクリート m ³	鉄筋 t	PC鋼材 t	型枠	掘削	埋戻し	残土 処分
	径	本数							
P-									
P-									
P-									
P-									
P-									

第2節 施工計画書作成上の注意

- (5) 施工計画書には、契約書類の規定に基づき、事前に当社又は監督員の指示又は承諾を得たもののうち、工事の施工に直接必要な事項については、承諾書等の写しを添付しなければならない。
- (7) 作成部数は1部とするが、監督員の指示があるときは、これによる。
- (8) 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更施工計画書を作成し提出するが、数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、新たに変更施工計画書の提出は要しない。

第3節 施工計画書の記載内容

3.2 施工計画書の記載内容

3.2.1 工事概要

工事概要は一般的工事内容を記載する。

- 1)工事名
- 2)工事場所
- 3)工事延長
- 4)工期

5)工区平面図

6)工事数量（金抜設計書を参考にする）

7)構造一般図

8)毎月の稼働日数

	年	月	月	月	月	月	月	月
実日数								
稼働日数								

9)工事数量表（当初契約における工事数量）

橋脚番号	杭		コンクリート m ³	鉄筋 t	PC鋼材 t	型枠	掘削	埋戻し	残土 処分
	径	本数							
P-									
P-									
P-									
P-									
P-									

指示又は承諾内容は別途確認可能であることから、書類簡素化・業務効率化の観点から添付を不要とする

書類簡素化・業務効率化の観点から、変更に関する事項を抜粋して提出することとする（国交省：土木工事電子書類スリム化ガイドに準拠）

設計図書で確認可能な資料については、書類簡素化・業務効率化の観点から添付を不要とする

3.2.2 工事準備

(4) 使用材料

材種、規格、製造会社名、商品名、数量、使用目的、搬入時期及び管理方法、材料確認時期などを記載する。

~~使用材料のうち、設計図書や共通仕様書で性能や性質が定められているものについては、その性能・性質等を満たす材料であることがわかる資料（パンフレット等（可能であれば試験成績等の証明書類））を添付する。なお、施工計画書作成時点で品質証明資料が添付できない場合は、品質証明方法と、その時期を記載する。~~

また、工事実施工程表と資材搬入時期が整合していることに注意する。

3.2.2 工事準備

(4) 使用材料

材種、規格、製造会社名、商品名、数量、使用目的、搬入時期及び管理方法、材料確認時期などを記載する。

使用材料のうち、設計図書や共通仕様書で性能や性質が定められているものについては、その性能・性質等を満たす材料であることがわかる資料（パンフレット等（可能であれば試験成績等の証明書類））を添付する。なお、施工計画書作成時点で品質証明資料が添付できない場合は、品質証明方法と、その時期を記載する。

また、工事実施工程表と資材搬入時期が整合していることに注意する。

材料承諾時に証明書類等により性能・性質等を確認するため、二重提出を不要とする

改訂理由

注意事項

工種 (頁)	—	改定年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">データテーブル記入要領</p> <p style="text-align: center;">2023年7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">データテーブル記入要領</p> <p style="text-align: center;">2022年7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第5節 附属構造物データテーブル(資産更新テーブル)

5.6 舗装テーブル

○ 一般事項

(10) 舗装/舗装種別及び舗装材料

表層、基層1及び基層2の舗装の舗装種別、舗装材料をコードで記入する。

舗装種別及び舗装材料			
舗装種別		舗装材料	
DP	排水性舗装	RD	排水性改質アスファルト
		RH	高耐久(改質H型)
		PA	小粒径ポーラスアスファルト
		FF	多機能型排水性舗装
DA	密粒度アスコン		一般
		R2	改質
		R3	改質Ⅲ型
		RG	ゴム入り
		RA	アスベスト入り
		AH	高耐久・安定性合材
		KK	高安定性改質アスファルト
DG	密粒度ギャップ式アスコン		一般
		R2	改質
		R3	改質Ⅲ型
		RG	ゴム入り
		RS	シノパール入り
		RH	硬質骨材
		AH	高耐久・安定性合材
GA	グースアスファルト		一般
		R2	改質
		RK	高耐久(改質)
		RT	吸油骨材チップング
RA	粗粒度アスコン		
OA	開粒度アスコン		
FA	細粒度アスコン		一般
		RG	ゴム入り
SA	砕石マスチックアスコン	SA	砕石マスチックアスコン
		SM	特殊アスファルト
TP	修正トペカ		

第5節 附属構造物データテーブル(資産更新テーブル)

5.6 舗装テーブル

○ 一般事項

(10) 舗装/舗装種別及び舗装材料

表層、基層1及び基層2の舗装の舗装種別、舗装材料をコードで記入する。

舗装種別及び舗装材料			
舗装種別		舗装材料	
DP	排水性舗装	RD	排水性改質アスファルト
DA	密粒度アスコン		一般
		R2	改質
		RG	ゴム入り
		RA	アスベスト入り
DG	密粒度ギャップ式アスコン		一般
		R2	改質
		RG	ゴム入り
		RS	シノパール入り
		RH	硬質骨材
GA	グースアスファルト		一般
		R2	改質
		RT	吸油骨材チップング
RA	粗粒度アスコン		
OA	開粒度アスコン		
FA	細粒度アスコン		一般
		RG	ゴム入り
SA	採石マスチックアスコン	SA	採石マスチックアスコン
TP	修正トペカ		
RN	コンクリート	24	RN242B
		45	RN45
SF	鋼繊維補強コンクリート	SF	鋼繊維補強コンクリート
88	その他	88	その他

高耐久型ポリマー改質アスファルトH型の規定化に伴い追記

実態に合わせた改正

高耐久型グース(改質グースアスファルト)の規定化に伴い追記

誤謬に伴い修正

RN	コンクリート	24 45 20 40	RN242B RN45 RN20 RN40	実態に合わせた改正
SF	鋼繊維補強コンクリート	SF	鋼繊維補強コンクリート	
88	その他	88	その他	
改定理由				
注意事項				

工種 (頁)	改訂年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改訂 (新)	現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">工事写真撮影要領</p> <p style="text-align: center;">2023年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>	<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">工事写真撮影要領</p> <p style="text-align: center;">2019年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦の変更</p>

第2節 適用範囲

この要領は、阪神高速道路株式会社が発注する土木工事に適用する。
なお、電子納品対象工事においては、関係基準「電子納品に関する手引き【土木設計業務・土木工事編】」によること。
なお、フィルムカメラを使用した撮影等による場合は、過去の規定を参考に監督員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。
また、写真に代えて映像によることも可能とする。

第9節 ~~工事写真の点検、整理並びに提出~~

~~9.5 工事写真を電子媒体で提出しない場合は、本撮影要領の別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準」によるものとする。~~

第11節 小黑板情報の電子化

11.1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、本撮影要領「第6節撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対象工事の承諾を得るに際し、使用機器の仕様等について記載又は添付するものとする。

使用機器の事例として、URL「<http://www.jcomsia.org/kokuban>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。なお、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

11.4 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、11.2に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。
なお、受注者は納品に際して、改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

URL「<http://www.jcomsia.org/kokuban>」

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

第2節 適用範囲

この要領は、阪神高速道路株式会社が発注する土木工事に適用する。
なお、電子納品対象工事においては、関係基準「電子納品に関する手引き【土木設計業務・土木工事編】」によること。
なお、フィルムカメラを使用した撮影等による場合は、本撮影要領の別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準」によること。
また、写真に代えて映像によることも可能とする。

第9節 工事写真の点検、整理並びに提出

9.5 工事写真を電子媒体で提出しない場合は、本撮影要領の別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準」によるものとする。

第11節 小黑板情報の電子化

11.1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、本撮影要領「第6節撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対象工事の承諾を得るに際し、使用機器の仕様等について記載又は添付するものとする。

使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。なお、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

11.4 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、11.2に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。
なお、受注者は、納品時に際して、チェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）（URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

現在、フィルムカメラを使用した工事写真の撮影は実施されていないことから、フィルムカメラに係る規定は削除し、フィルムカメラを使用した工事写真の撮影が生じた場合においては、過去の規定を参考に監督員と協議し、取扱いを定めることとする。これに伴い、「別紙 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準」は全文削除。

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア一覧」が一般社団法人日本建設情報総合センターから一般社団法人施工管理ソフトウェア産業協会に移管されたことに伴い改定

別紙—フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準

第1節—目的

~~この要領は、「土木工事共通仕様書」に定める工事写真に関し、撮影及び整理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）についての基本的な事項を定めることを目的とする。~~

第2節—適用範囲

~~この要領は、阪神高速道路株式会社が発注する土木工事に適用する。
なお、電子納品対象工事においては、「電子納品に関する手引き【土木工事編】」によること。~~

第3節—工事写真撮影責任者等

~~工事写真撮影要領に準ずる。~~

第4節—工事写真

~~工事写真撮影要領に準ずる。~~

第5節—撮影基準

~~工事写真撮影要領に準ずる。~~

第6節—撮影方法

~~—工事写真撮影要領に準ずる。~~

第7節—撮影の留意点

~~工事写真撮影要領に準ずる。~~

第8節—写真の仕様及び編集等

~~8.1 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。~~

- ~~(1)写真はカラーとする。~~
- ~~(2)写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。~~
- ~~—ただし、監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。~~

第9節—工事写真の点検、整理並びに提出

~~9.1 撮影済みのフィルムは速やかに現像又は印刷し、焼付後直ちに所用の注釈を入れ、整理しておかなければならない。~~

~~9.2 工事写真は、構造物又は施工ブロック単位、施工順序等の各種項目を含めて整然と整理するものとする。~~

~~この場合において、工事写真の画面の黒板の説明だけでは不十分又は不鮮明なときは、写真帳の余白に説明を加え、撮影内容がわかるような図面を添付するものとする。~~

~~9.3 工事写真は、工事の途中においても監督員の要求のあるときは、直ちに~~

別紙 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準

第1節 目的

この要領は、「土木工事共通仕様書」に定める工事写真に関し、撮影及び整理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）についての基本的な事項を定めることを目的とする。

第2節 適用範囲

この要領は、阪神高速道路株式会社が発注する土木工事に適用する。
なお、電子納品対象工事においては、「電子納品に関する手引き【土木工事編】」によること。

第3節 工事写真撮影責任者等

工事写真撮影要領に準ずる。

第4節 工事写真

工事写真撮影要領に準ずる。

第5節 撮影基準

工事写真撮影要領に準ずる。

第6節 撮影方法

工事写真撮影要領に準ずる。

第7節 撮影の留意点

工事写真撮影要領に準ずる。

第8節 写真の仕様及び編集等

8.1 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1)写真はカラーとする。
- (2)写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。
- ただし、監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

第9節 工事写真の点検、整理並びに提出

9.1 撮影済みのフィルムは速やかに現像又は印刷し、焼付後直ちに所用の注釈を入れ、整理しておかなければならない。

9.2 工事写真は、構造物又は施工ブロック単位、施工順序等の各種項目を含めて整然と整理するものとする。

この場合において、工事写真の画面の黒板の説明だけでは不十分又は不鮮明なときは、写真帳の余白に説明を加え、撮影内容がわかるような図面を添付するものとする。

9.3 工事写真は、工事の途中においても監督員の要求のあるときは、直ちに

<p>提出又は閲覧できるよう整理しておくものとする。</p> <p>9.4 工事進捗写真は、毎月末に撮影し、翌月の5日までに監督員に提出しなければならない。</p> <p>9.5 受注者は、工事が完了したときは、工事写真として撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。</p> <p>——(1)撮影写真の原本とは、工事写真撮影要領の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。</p> <p>——(2)工事写真帳は、工事写真撮影要領の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは4切版又はA4版とする。</p> <p>第10節 工事写真の帰属 工事写真撮影要領に準ずる。</p>	<p>提出又は閲覧できるよう整理しておくものとする。</p> <p>9.4 工事進捗写真は、毎月末に撮影し、翌月の5日までに監督員に提出しなければならない。</p> <p>9.5 受注者は、工事が完了したときは、工事写真として撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。</p> <p>(1)撮影写真の原本とは、工事写真撮影要領の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。</p> <p>(2)工事写真帳は、工事写真撮影要領の撮影箇所一覧表「撮影頻度」に基づいて撮影した写真のうち、「提出頻度」に示す写真をアルバム等に整理したものをいい、工事写真帳の大きさは4切版又はA4版とする。</p> <p>第10節 工事写真の帰属 工事写真撮影要領に準ずる。</p>	
改訂理由		
注意事項		

工種 (頁)	改訂年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改訂 (新)	現行 (元)		備考
<p data-bbox="350 722 1026 919">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="373 1045 997 1100">エポキシ樹脂品質管理基準</p> <p data-bbox="557 1453 807 1499">2023年 7月</p> <p data-bbox="427 1600 943 1654">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1448 722 2125 919">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1472 1045 2095 1100">エポキシ樹脂品質管理基準</p> <p data-bbox="1656 1453 1905 1499">2021年 7月</p> <p data-bbox="1525 1600 2041 1654">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2338 1465 2653 1499">改定に伴う西暦の変更</p>

第2節 材料

2.4 2次試験

【解説】

(5) 2次試験結果は、原則的に使用する時期より3年以内に実施したものと
するが、過去に当社が認定書を発行していた際の試験結果報告書に代えるこ
とができるものとする。過去認定品については、表-14.2.5による。また、
監督員が認める場合には、各項目に該当する既往の論文や報文をもって代え
ることができるものとする。

なお、旧基準（本基準(最新改訂版)より以前）のエポキシ樹脂品質管理基
準に基づき実施した2次試験結果を用いることも可能とする。

表-14.2.5 過去認定品

用途	会社名	製品名
パテ・シール用	ショーボンド化学(株)	#101 夏型
パテ・シール用	ショーボンド化学(株)	#101 冬型
パテ・シール用	コニシ(株)	ボンド E2370MS (夏型)
パテ・シール用	コニシ(株)	ボンド E2370MW (冬型)
パテ・シール用	アイカ工業(株)	ジョリシール JB-2 (夏型)
パテ・シール用	アイカ工業(株)	ジョリシール JB-2W (冬型)
パテ・シール用	積水化学工業(株)	S-457T (夏型)
パテ・シール用	積水化学工業(株)	S-457W (冬型)
パテ・シール用	日進化成(株)	ニッシンボンド M-304 (夏型)
パテ・シール用	日進化成(株)	ニッシンボンド M-305 (冬型)
パテ・シール用	積水化学工業(株)	エスダイン S-457T
パテ・シール用	積水化学工業(株)	エスダイン S-457W
パテ・シール用	東邦天然ガス(株)	EPX-2 (夏型)
パテ・シール用	東邦天然ガス(株)	EPX-2W (冬型)
パテ・シール用	長瀬チバ(株)	エヌシーロード 200S (夏型)
パテ・シール用	長瀬チバ(株)	エヌシーロード 200W (冬型)
パテ・シール用	(株)アルファ技研	エポシール W (夏型)
パテ・シール用	(株)アルファ技研	エポシール W (冬型)
RC床版, 橋脚補強グラウト用	ショーボンド化学(株)	グラウト (夏型)
RC床版, 橋脚補強グラウト用	ショーボンド化学(株)	グラウト (冬型)
RC床版, 橋脚補強グラウト用	コニシ(株)	ボンド E2300S (夏型)
RC床版, 橋脚補強グラウト用	コニシ(株)	ボンド E2300W (冬型)
RC床版, 橋脚補強グラウト用	アイカ工業(株)	ジョリシール JB-3 (夏型)
RC床版, 橋脚補強グラウト用	アイカ工業(株)	ジョリシール JB-3W (冬型)
RC床版, 橋脚補強グラウト用	積水化学工業(株)	S-520T (夏型)
RC床版, 橋脚補強グラウト用	積水化学工業(株)	S-520W (冬型)
RC床版, 橋脚補強グラウト用	日進化成(株)	ニッシンボンド NIE-304 (夏型)
RC床版, 橋脚補強グラウト用	日進化成(株)	ニッシンボンド NIE-305 (冬型)
RC床版, 橋脚補強グラウト用	積水化学工業(株)	エスダイン S-520T

第2節 材料

2.4 2次試験

【解説】

(5) 2次試験結果は、原則的に使用する時期より3年以内に実施したものと
するが、過去に当社が認定書を発行していた際の試験結果報告書に代えるこ
とができるものとする。また、監督員が認める場合には、各項目に該当する
既往の論文や報文をもって代えることができるものとする。

なお、旧基準（本基準(最新改訂版)より以前）のエポキシ樹脂品質管理基
準に基づき実施した2次試験結果を用いることも可能とする。

過去認定品は社内通知のみによる
周知となっているが、受発注者と
も内容が確認できるよう本関係基
準に記載

RC床版, 橋脚補強グラウト用	積水化学工業(株)	エスダイン S-520W	
RC床版, 橋脚補強グラウト用	東邦天然ガス(株)	EPX-3 (夏型)	
RC床版, 橋脚補強グラウト用	東邦天然ガス(株)	EPX-3W (冬型)	
RC床版, 橋脚補強グラウト用	長瀬チバ(株)	エヌシーロード 100S (夏型)	
RC床版, 橋脚補強グラウト用	長瀬チバ(株)	エヌシーロード 100W (冬型)	
RC床版, 橋脚補強グラウト用	(株)アルファ技研	ボルトメイトエポ EP-1200 (夏型)	
RC床版, 橋脚補強グラウト用	(株)アルファ技研	ボルトメイトエポ EP-1200 (冬型)	

※会社名は過去認定時における社名で記載
 ※当時の認定製品から主要材料の構成が変更されておらず、求める性能要求に変化が無いことを適用の前提とする

2.5 3次試験

【解説】

耐久性に関しては、責任施工により 10 年以上の品質を確保することを目標に、標記のように定めた。これまでの長期品質管理試験の結果から、表-14.2.6 に示す目標値を満たすエポキシ樹脂は 10 年以上の耐久性を有すると考えた。

しかしながら、10 年以上経過した長期品質管理試験のデータ数は限られていることから、受注者も耐久性能の確認について十分な検討が必要と考えられる。

3 次試験結果は、原則的に使用する時期より 5 年以内に実施したものとするが、過去に当社が認定書を発行していた際の試験結果報告書に代えることができるものとする。過去認定品については、表-14.2.5 による。また、監督員が認める場合には、各項目に該当する既往の論文や報文をもって代えることができるものとする。

なお、旧基準（本基準(最新改訂版)より以前）のエポキシ樹脂品質管理基準に基づき実施した 3 次試験結果を用いることも可能とする。

2.5 3次試験

【解説】

耐久性に関しては、責任施工により 10 年以上の品質を確保することを目標に、標記のように定めた。これまでの長期品質管理試験の結果から、表-14.2.6 に示す目標値を満たすエポキシ樹脂は 10 年以上の耐久性を有すると考えた。

しかしながら、10 年以上経過した長期品質管理試験のデータ数は限られていることから、受注者も耐久性能の確認について十分な検討が必要と考えられる。

3 次試験結果は、原則的に使用する時期より 5 年以内に実施したものとするが、過去に当社が認定書を発行していた際の試験結果報告書に代えることができるものとする。また、監督員が認める場合には、各項目に該当する既往の論文や報文をもって代えることができるものとする。

なお、旧基準（本基準(最新改訂版)より以前）のエポキシ樹脂品質管理基準に基づき実施した 3 次試験結果を用いることも可能とする。

過去認定品は社内通知のみによる周知となっているが、受発注者とも内容が確認できるよう本関係基準に記載

改訂理由	
注意事項	

工種 (頁)	—	改定年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">電子納品に関する手引き 【土木設計業務・土木工事編】</p> <p style="text-align: center;">2023年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">電子納品に関する手引き 【土木設計業務・土木工事編】</p> <p style="text-align: center;">2022年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

目 次

第1章 Hi-TeLus 適用工事・業務

- 1. 手引きの目的
 - 1.1 手引きの目的
 - 1.2 適用する基準
 - 1.3 用語の定義
- 2. 電子納品の概要
 - 2.1 Hi-TeLus を適用する業務及び工事の電子納品
 - 2.2 電子納品の流れ
 - 2.3 Hi-TeLus 適用業務・工事の電子納品対象
 - 2.4 工事しゅん工図書(しゅん工図)
- 3. 業務及び工事着手に向けた準備
 - 3.1 設計図書等の貸与
 - 3.3 詳細設計付工事における電子納品について
- 4. 事前協議
- 5. 業務実施及び工事施工中における情報の取り扱い
- 6. 電子成果品作成
 - 6.1 電子成果品作成の流れ
 - 6.2 電子納品対象文書
 - 6.2.1 業務における電子納品対象文書
 - 6.2.2 工事における電子納品対象文書
 - 6.3 電子成果品作成方法
 - 6.3.1 全般
 - 6.3.2 業務における電子成果品作成方法
 - 6.3.3 工事における電子成果品作成方法
 - 6.4 ウィルスチェック
 - 6.5 電子成果品提出
- 7. 電子成果品の確認
- 8. 電子成果品に対する検査
- 9. 電子成果品の取り扱い

目 次

第1章 Hi-TeLus 適用工事・業務

- 1. 手引きの目的
 - 1.1 手引きの目的
 - 1.2 適用する基準
 - 1.3 用語の定義
- 2. 電子納品の概要
 - 2.1 Hi-TeLus を適用する業務及び工事の電子納品
 - 2.2 電子納品の流れ
 - 2.3 Hi-TeLus 適用業務・工事の電子納品対象
 - 2.4 工事しゅん工図書(しゅん工図)
- 3. 業務及び工事着手に向けた準備
 - 3.1 設計図書等の貸与
 - 3.3 詳細設計付工事における電子納品について
- 4. 事前協議
- 5. 業務実施及び工事施工中における情報の取り扱い
- 6. 電子成果品作成
 - 6.1 電子成果品作成の流れ
 - 6.2 電子納品対象文書
 - 6.2.1 業務における電子納品対象文書
 - 6.2.2 工事における電子納品対象文書
 - 6.3 電子成果品作成方法
 - 6.3.1 全般
 - 6.3.2 業務における電子成果品作成方法
 - 6.3.3 工事における電子成果品作成方法
 - 6.4 ウィルスチェック
 - 6.5 電子成果品の事前確認
 - 6.6 電子成果品提出
- 7. 電子成果品の確認
- 8. 電子成果品に対する検査
- 9. 電子成果品の保管管理
- 10. 電子成果品の取り扱い

「.XML」や「.DTD」ファイルの保存を求めないよう改訂したため、項目を削除。

Hi-TeLus 対象では、システム管理者側で「進行中」⇒「しゅん工済み」へ移管されるため項目を削除。

2.2 電子納品の流れ

発注者 受注者

電子納品に関するフローは図 2-1(業務)及び図 2-2(工事)のとおりであり、フロー中の番号は本手引きの章番号を示している。

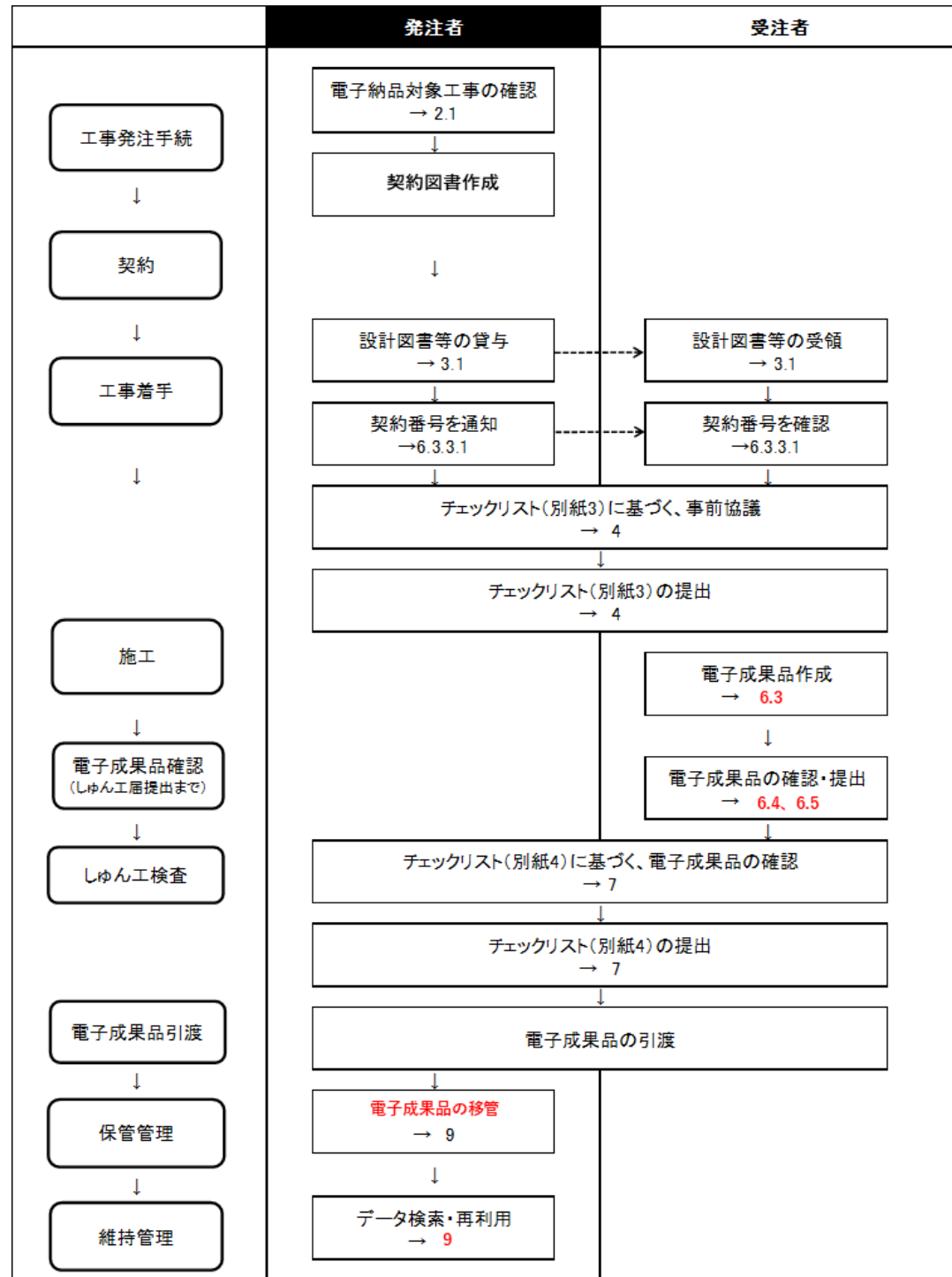


図 2-1 電子納品に関するフロー(業務)

2.2 電子納品の流れ

発注者 受注者

電子納品に関するフローは図 2-1(業務)及び図 2-2(工事)のとおりであり、フロー中の番号は本手引きの章番号を示している。

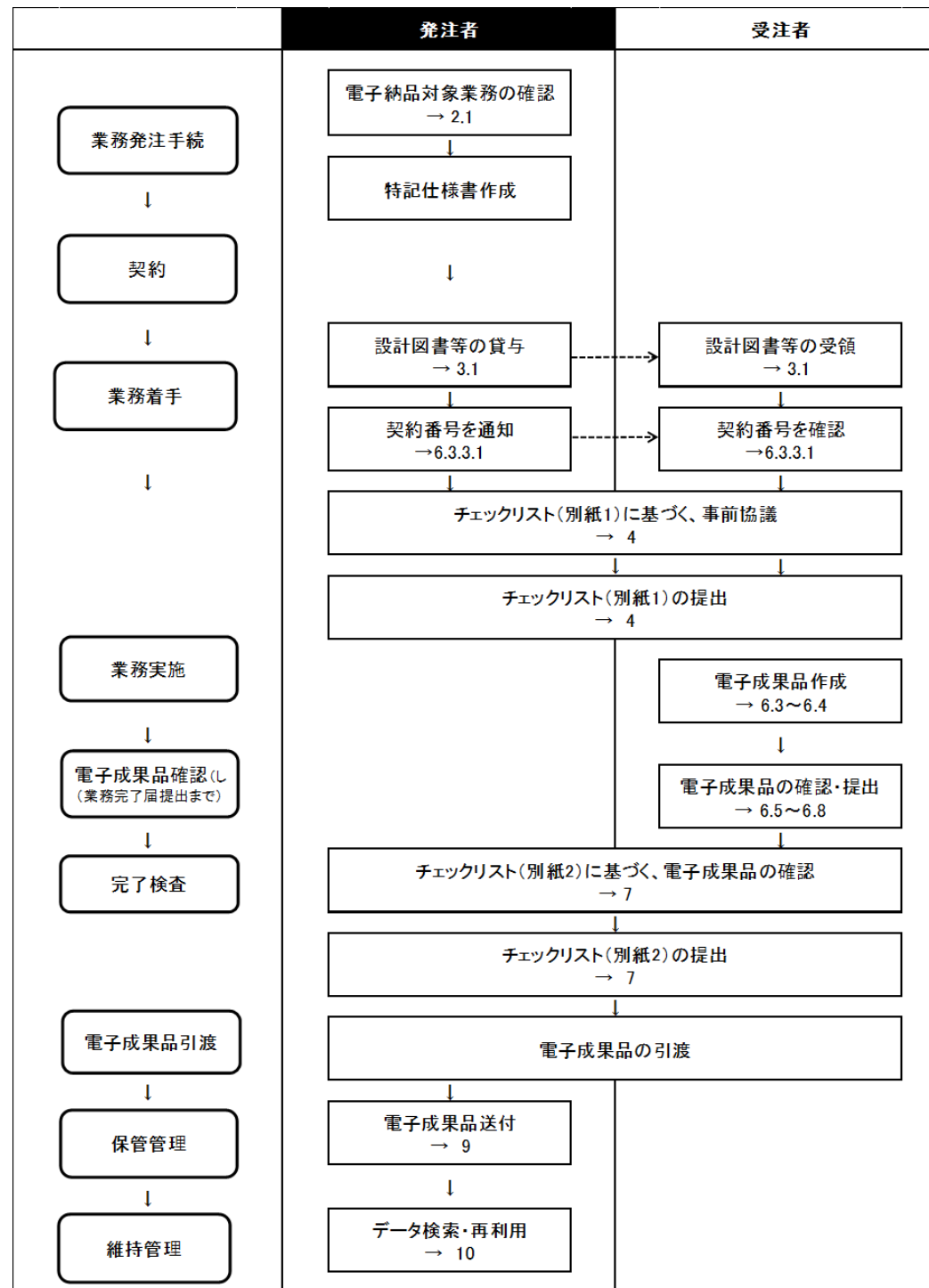


図 2-1 電子納品に関するフロー(業務)

章節番号の変更に伴う改定。

Hi-TeLus 対象では、システム管理者側で「進行中」⇒「しゅん工済み」へ移管されるため電子成果品の送付は不要。

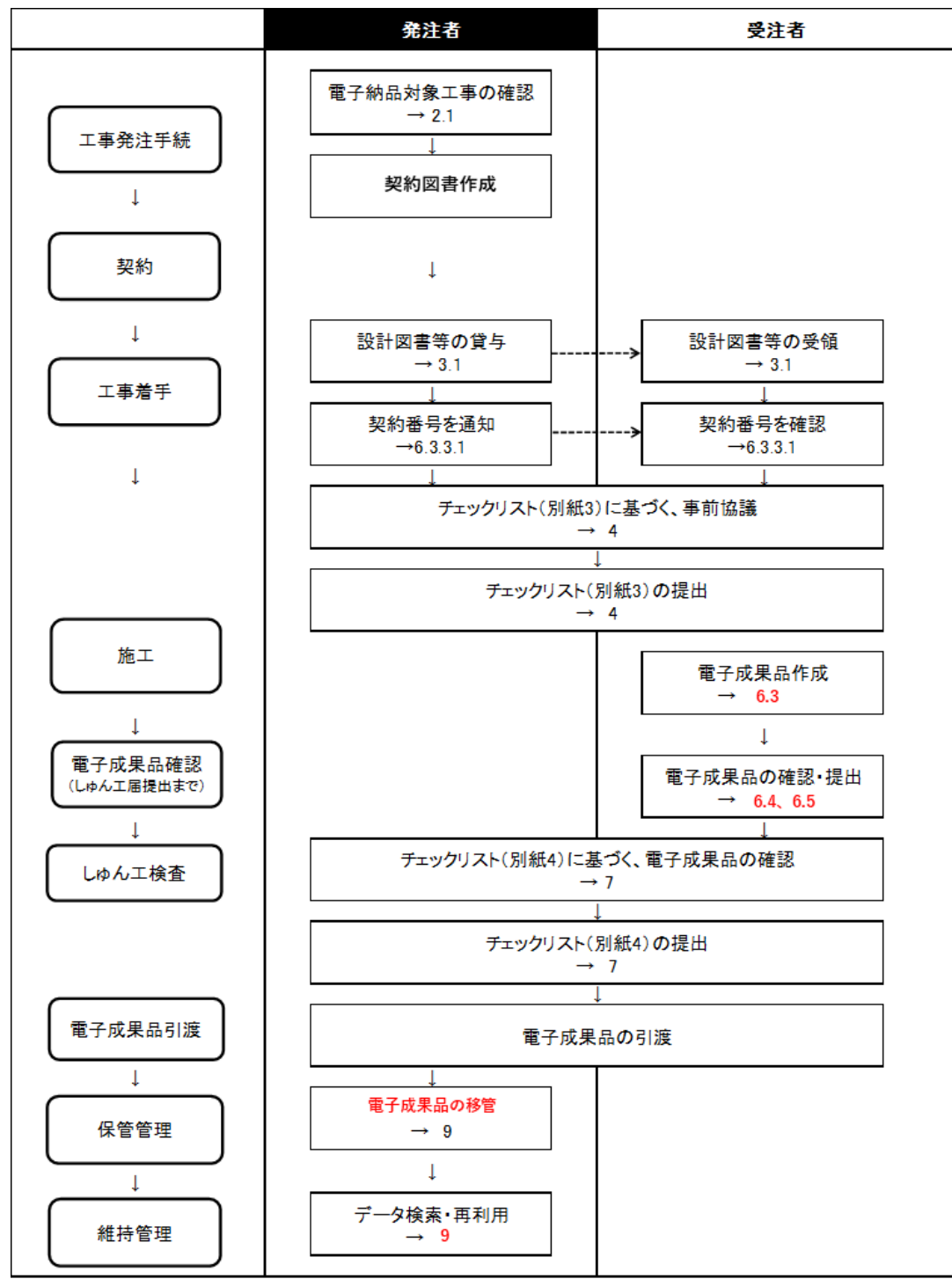


図 2-2 電子納品に関するフロー(工事)

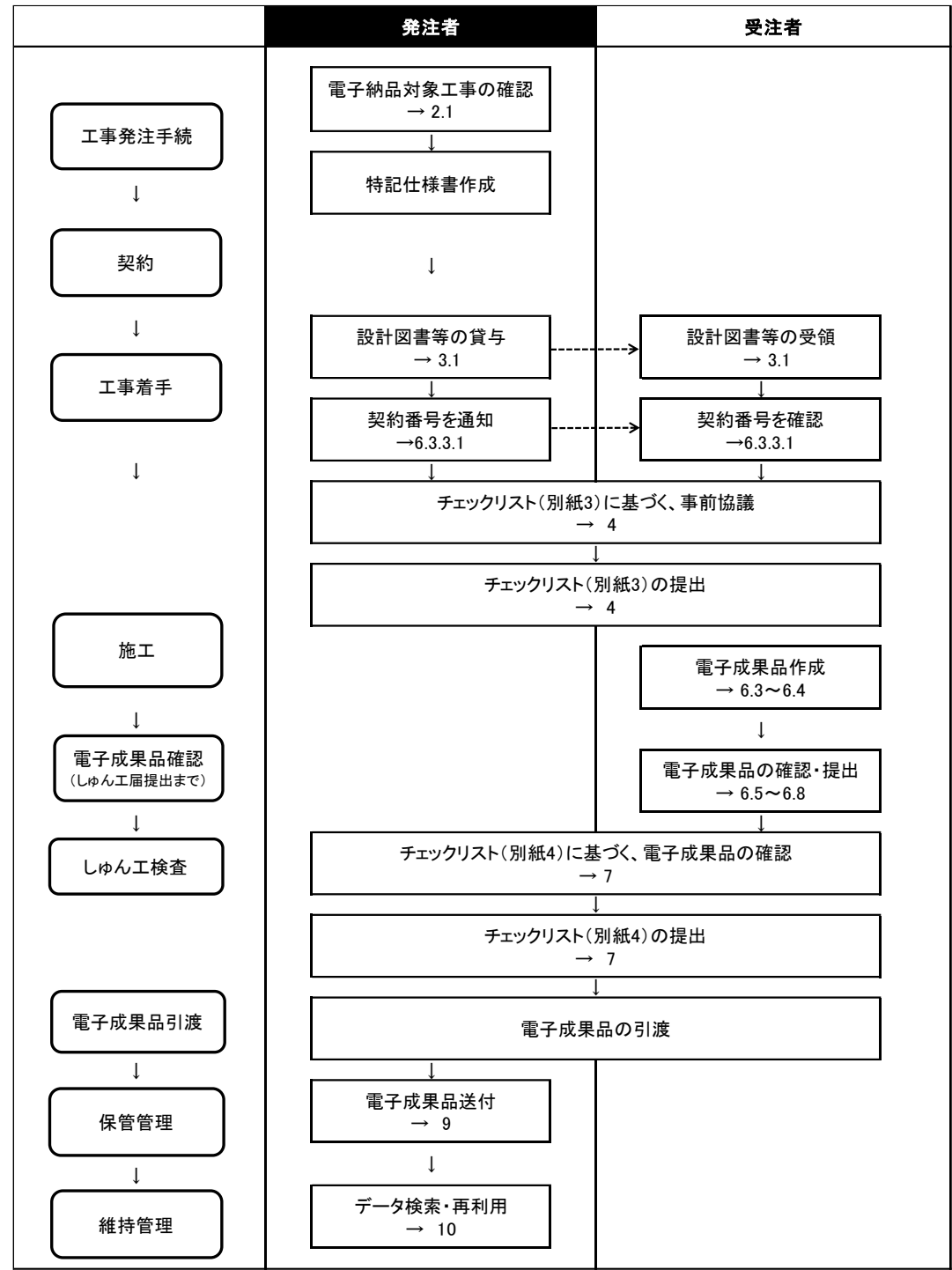


図 2-2 電子納品に関するフロー(工事)

章節番号の変更に伴う改定。

<p>2.3 Hi-TeLus 適用業務・工事の電子納品対象 発注者 受注者</p> <p>Hi-TeLus を適用する業務・工事における電子納品の対象については次のとおりとする。</p> <p>《業務》 Hi-TeLus を適用する業務では、設計概要書、設計計算書、数量計算書、報告書等を電子納品の対象とする。なお、納品は原則、Hi-TeLus 共有フォルダの「しゅん工後アーカイブ」フォルダへのアップロードにより行うものとする。</p> <p>《工事》 Hi-TeLus を適用する工事では、工事しゅん工図書等を電子納品の対象とする。なお、納品は原則、Hi-TeLus 共有フォルダの「しゅん工後アーカイブ」フォルダへのアップロードにより行うものとする。</p> <p><u>3.業務及び工事着手に向けた準備</u></p> <p>3.1 設計図書等の貸与 発注者</p> <p>● CAD データ 設計段階の成果として CAD データが存在する場合、業務及び工事請負契約締結後、監督員から受注者に発注図面を電子媒体により貸与する。 なお、CAD データは、オリジナルファイルを Hi-TeLus より受注者に貸与する。</p>	<p>2.3 Hi-TeLus 適用業務・工事の電子納品対象 発注者 受注者</p> <p>Hi-TeLus を適用する業務・工事における電子納品の対象については次のとおりとする。</p> <p>《業務》 Hi-TeLus を適用する業務では、設計概要書、設計計算書、数量計算書、報告書等を電子納品の対象とする。</p> <p>《工事》 Hi-TeLus を適用する工事では、工事しゅん工図書等を電子納品の対象とする。なお、納品は監督員が指定する Hi-TeLus のフォルダへのアップロードにより行うものとする。</p> <p><u>3.業務及び工事着手に向けた準備</u></p> <p>3.1 設計図書等の貸与 発注者</p> <p>● CAD データ 設計段階の成果として CAD データが存在する場合、業務及び工事請負契約締結後、監督員から受注者に発注図面を電子媒体により貸与する。 なお、CAD データは、P21 形式・オリジナルファイルの両方を、Hi-TeLus を利用して受注者に貸与する。</p>	<p>工事・業務ともに Hi-TeLus 上の成果品の提出先を改めて明記。</p> <p>P21 形式の CAD データ貸与に関する記載を削除。</p>
--	---	--

3.2 詳細設計付工事における電子納品について

受注者

鋼桁工事のように詳細設計付工事では、図 3-1 のイメージに示すように、電子納品を以下に示す項目ごと整理し、Hi-TeLus の指定のフォルダに各々アップロードして提出する。

- 工事施工
- 詳細設計
- 施工範囲外設計

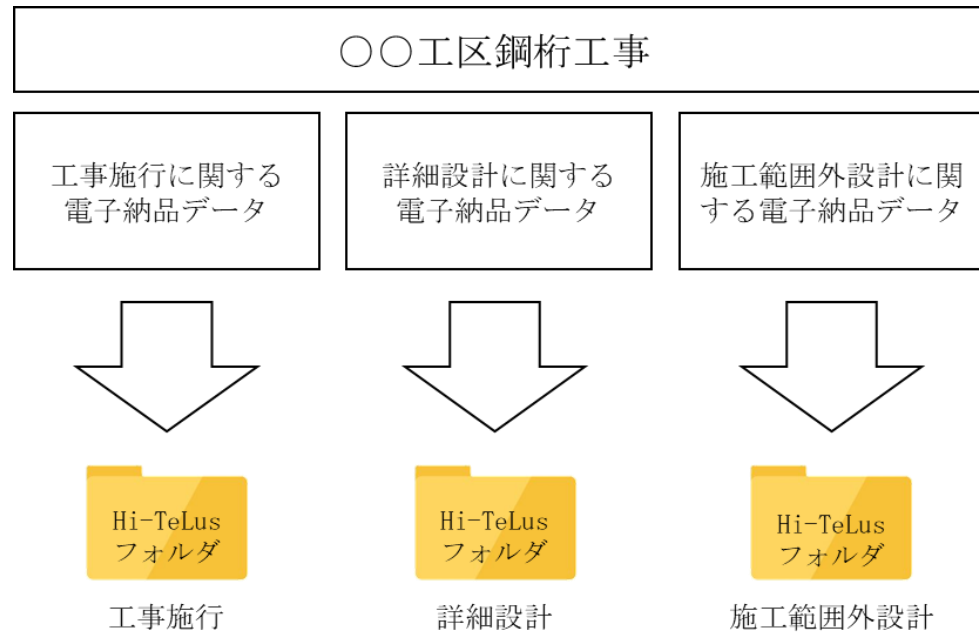


図 3-1 詳細設計付工事における電子納品イメージ
 (※Hi-TeLus へのアップロードにより提出するため、DVD 等のメディアによる提出は行わない)

3.2 詳細設計付工事における電子納品について

受注者

鋼桁工事のように詳細設計付工事では、図 3-1 のイメージに示すように、電子納品を以下に示す項目ごと整理し、Hi-TeLus の指定のフォルダに各々アップロードして提出する。

- 工事施工
- 詳細設計
- 施工範囲外設計

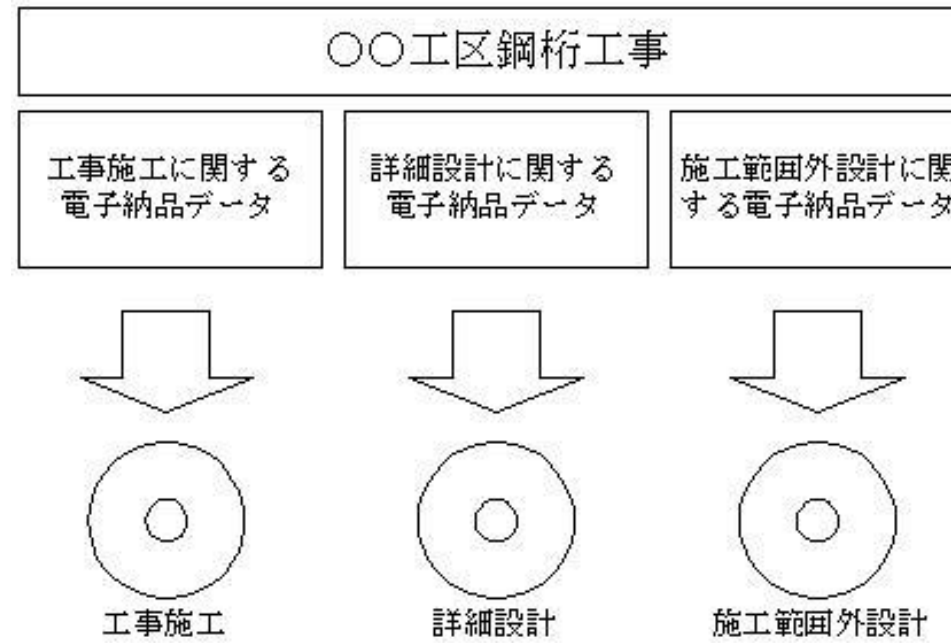


図 3-1 詳細設計付工事における電子納品イメージ
 (※Hi-TeLus へのアップロードにより提出するため、DVD 等のメディアによる提出は行わない)

詳細設計等の電子納品データは DVD 等のメディアではなく、Hi-TeLus 共有フォルダへ提出するためイラストを修正。

6.1 電子成果品作成の流れ

受注者

業務完了及び工事しゅん工までにおける電子成果品作成に係る流れは図6-1のとおりである。

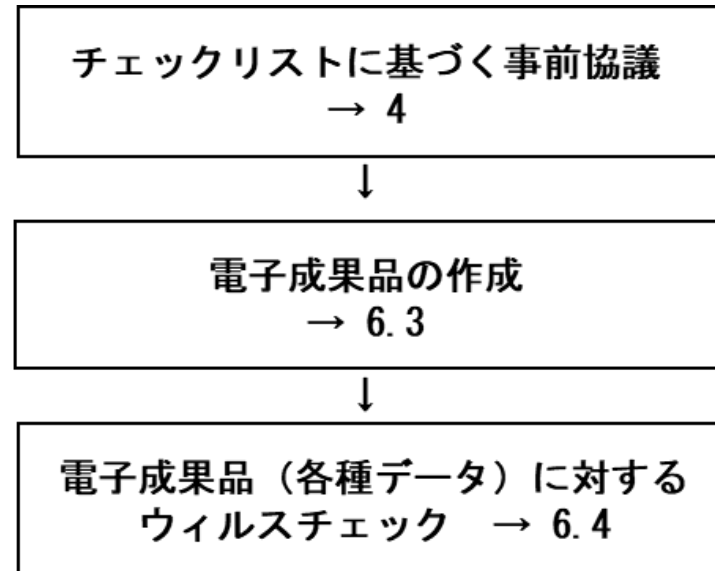


図 6-1 電子成果品作成の流れ

6.1 電子成果品作成の流れ

受注者

業務完了及び工事しゅん工までにおける電子成果品作成に係る流れは図6-1のとおりである。

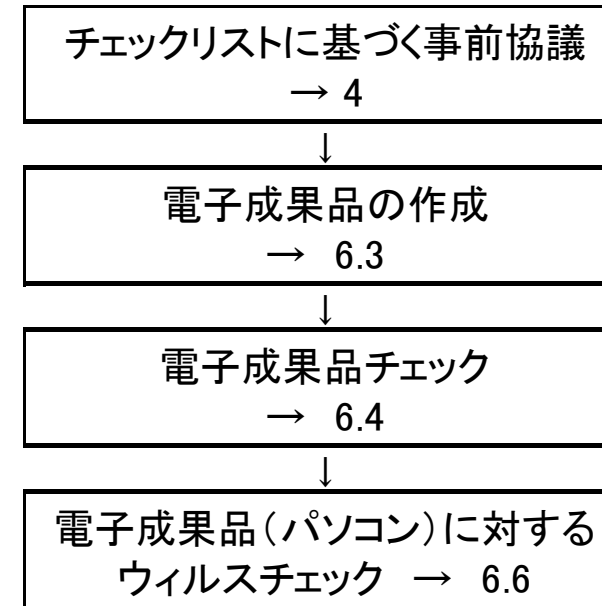


図 6-1 電子成果品作成の流れ

6.4 電子成果品チェックの項目削除に伴う図 6-1 の修正。

6.2 電子納品対象文書

受注者

6.2.1 業務における電子納品対象文書

業務における電子納品対象文書、ファイル形式及び保管先フォルダは、図6-2に示すとおりである。納品は原則、Hi-TeLus 共有フォルダの「しゅん工後アーカイブ」フォルダへのアップロードにより行うものとする。

なお、Hi-TeLus の下記の機能により書類の受け渡し等を実施したものについては、当該システム上に記録・保存されているため、電子成果品としての作成及び提出は不要とする。

〔発議書類〕 契約書、業務関係共通仕様書で定める各種書類

Hi-TeLus共有フォルダ

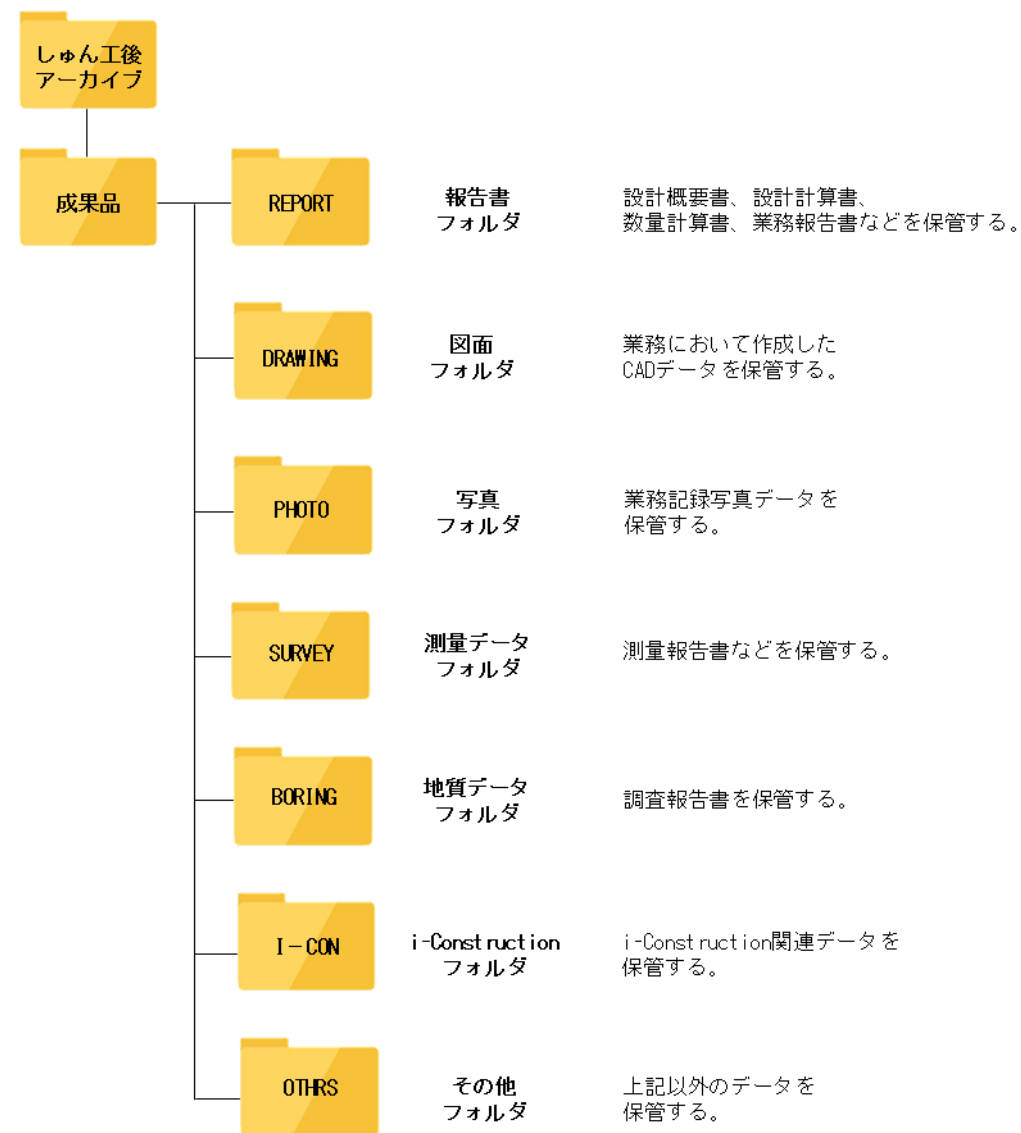


図 6-2 業務における電子納品対象となる文書及び保管先フォルダ

6.2 電子納品対象文書

受注者

6.2.1 業務における電子納品対象文書

業務における電子納品対象文書は図面・報告書等全ての成果品を対象とする。また、ファイル形式及び保管先フォルダは、図6-2に示すとおりである。

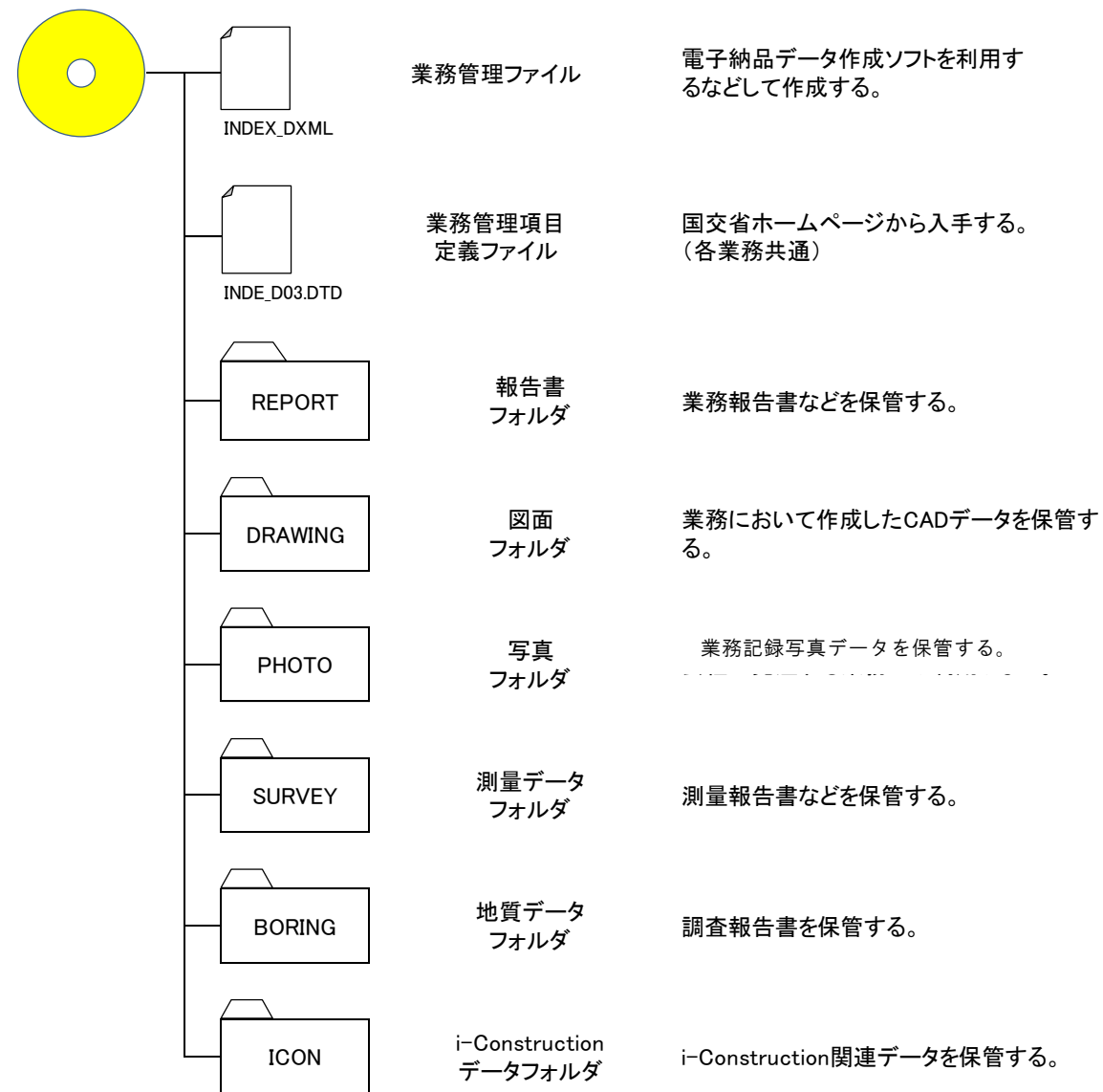


図 6-2 業務における電子納品対象となる文書及び保管先フォルダ

Hi-TeLus 対象業務において成果品の提出先が Hi-TeLus 共有フォルダの「しゅん工後アーカイブ」であることを改めて明記。また、工事と同様に電子成果品の対象についても追記。

電子納品データは DVD 等のメディアではなく、Hi-TeLus 共有フォルダ(「しゅん工後アーカイブ」)へ提出するためイラストを修正。

「INDEX」ファイルの保存を求めないよう改訂したため、イラストから削除。

6.2.2 工事における電子納品対象文書

工事における電子納品対象文書及びファイル形式及び保管先フォルダは図6-3に示すとおりであり、その詳細は表6-1に示すとおりとする。**納品は原則、Hi-TeLus 共有フォルダの「しゅん工後アーカイブ」フォルダへのアップロードにより行うものとする。**

なお、Hi-TeLus の下記の各種機能により書類の受け渡し等を実施したものについては、当該システム上に記録・保存されているため、電子成果品としての作成及び提出は不要とする。

- [発議書類] 契約書、土木工事共通仕様書で定める各種書類
- [図面管理] 土木工事共通仕様書で定める各種書類のうち図面承諾関係
- [しゅん工図書] しゅん工図 (TIFF 形式、オリジナルファイル等を含む)
- [スケジュール管理] 週報等
- [保全情報連携] データテーブル表、損傷箇所補修状況一覧

Hi-TeLus共有フォルダ

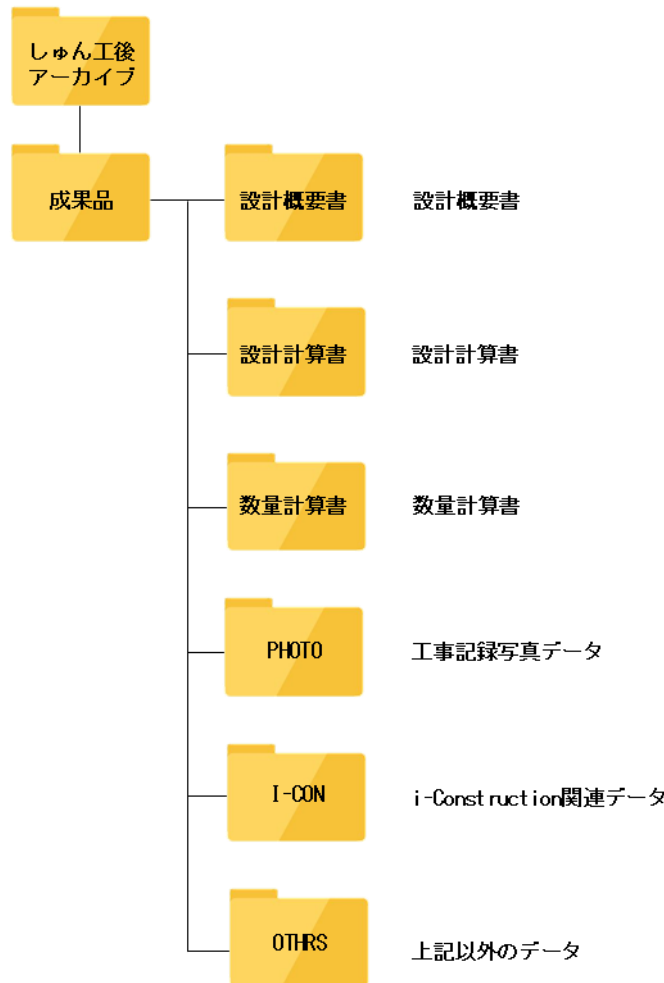


図 6-3 電子納品対象となる文書及び保管先フォルダ

6.2.2 工事における電子納品対象文書

工事における電子納品対象文書及びファイル形式及び保管先フォルダは図6-3に示すとおりであり、その詳細は表6-1に示すとおりとする。

なお、Hi-TeLus の下記の各種機能により書類の受け渡し等を実施したものについては、当該システム上に記録・保存されているため、電子成果品としての作成及び提出は不要とする。

- [発議書類] 契約書、土木工事共通仕様書で定める各種書類
- [図面管理] 土木工事共通仕様書で定める各種書類のうち図面承諾関係
- [しゅん工図書] しゅん工図 (TIFF 形式、オリジナルファイル等を含む)
- [スケジュール管理] 週報等
- [保全情報連携] データテーブル表、損傷箇所補修状況一覧

Hi-TeLus
共有フォルダ

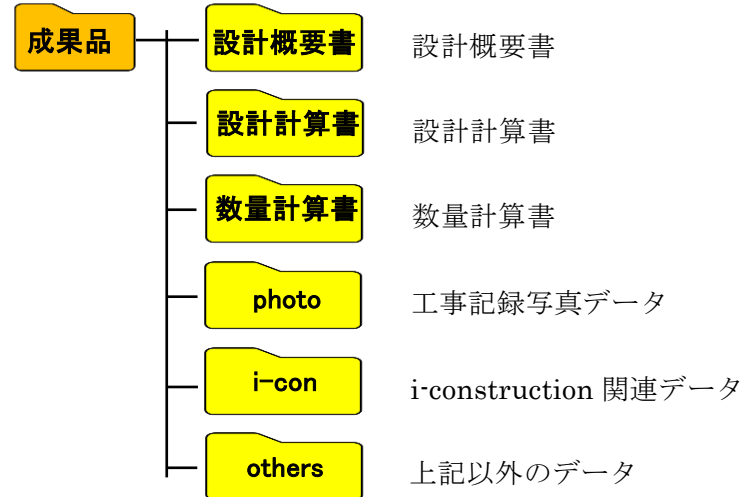


図 6-3 電子納品対象となる文書及び保管先フォルダ

Hi-TeLus 対象工事において成果品の提出先が Hi-TeLus 共有フォルダの「しゅん工後アーカイブ」であることを改めて明記。

図 6-2 等、他図の改定に伴い図 6-3 についてもイラストを修正。なお、内容に変更はない。

表 6-1 電子納品対象となる文書及びファイル形式

書類 提出時	しゅん工に伴う納品時				備考
	紙	電子	ファイル形式	保存用フォルダー	
しゅん工図（出来形図含む）					
電子成果品の対象外※					
設計概要書	電子	○	PDF+ オリジナルファイル	設計概要書	
設計計算書	電子	○	PDF+ オリジナルファイル	設計計算書	
数量計算書	電子	○	PDF+ オリジナルファイル	数量計算書	
データテーブル表					
電子成果品の対象外※					
図面目録					
契約	各技術者届				
	電子納品実施にあたってのチェックリスト【工事着手前】				
施工	工程表				
	工事実施工程表承諾願				
	工事着工届				
	前払金請求書				
	施工計画書				
	工事打合せ簿（工事材料承諾願、指定外材料承諾願、各種報告・提出・届・通知書等）				
	施工法変更承諾願				
	技術提案書及び品質確保体制確認書 履行確認願				
	技術提案事項変更承諾願				
	工期延期協議書				
	スライド協議書				
	工事災害報告書				
	工事実施工程表承諾願				
	工事実績工程表				
	工事週報				
	工事進捗報告書				
	品質・出来形管理結果報告書 材料（又は施工）検査願および検査結果報告書				
	変更工事施工通知書				
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（その1）				
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（その3）（説明資料）				
	安全衛生管理日誌				
	工事中事故発生報告書				
	修補完了届				
	現場発生品調査書				
	工事費内訳明細書				
	第3者損害に関する書類（事前・事後）				
	既済部分検査請求書				
	既済部分代金請求書				
既済部分出来高内訳書					
土木工事共通仕様書各章に定める品質管理・出来形管理、施工管理に関する資料					
工事写真					
しゅん工	一部しゅん工代金請求書				
	しゅん工代金請求書				
	しゅん工届				
	工事目的物引渡書				
その他	電子納品データ提出書				
	電子納品実施にあたってのチェックリスト【工事しゅん工時】				
特記仕様書、数量総括表、金抜設計書					
損傷の補修状況一覧					
監督員が必要と認めて指示したもの					
	○	△	△	PDF	品質・出来形に係わるものは電子納品対象

○：必須、×：提出不要、△：内容に応じて紙or電子のどちらかで提出

表 6-1 電子納品対象となる文書及びファイル形式

書類 提出時	しゅん工に伴う納品時				備考	
	紙	電子	ファイル形式	保存用フォルダー		
しゅん工図（出来形図含む）						
電子成果品の対象外※						
設計概要書	紙	○	PDF+ オリジナルファイル	OTHERS		
設計計算書	紙	○	PDF+ オリジナルファイル	OTHERS		
数量計算書	紙	○	PDF+ オリジナルファイル	OTHERS		
データテーブル表						
電子成果品の対象外※						
図面目録						
契約	各技術者届					
	電子納品実施にあたってのチェックリスト【工事着手前】					
施工	工程表					
	工事実施工程表承諾願					
	工事着工届					
	前払金請求書					
	施工計画書					
	工事打合せ簿（工事材料承諾願、指定外材料承諾願、各種報告・提出・届・通知書等）					
	施工法変更承諾願					
	技術提案書及び品質確保体制確認書 履行確認願					
	技術提案事項変更承諾願					
	工期延期協議書					
	スライド協議書					
	工事災害報告書					
	工事実施工程表承諾願					
	工事実績工程表					
	工事週報					
	工事進捗報告書					
	品質・出来形管理結果報告書 材料（又は施工）検査願および検査結果報告書					
	変更工事施工通知書					
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（その1）					
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（その3）（説明資料）					
	安全衛生管理日誌					
	工事中事故発生報告書					
	修補完了届					
	現場発生品調査書					
	工事費内訳明細書					
	第3者損害に関する書類（事前・事後）					
	既済部分検査請求書					
	既済部分代金請求書					
既済部分出来高内訳書						
土木工事共通仕様書各章に定める品質管理・出来形管理、施工管理に関する資料						
工事写真						
しゅん工	一部しゅん工代金請求書					
	しゅん工代金請求書					
	しゅん工届					
	工事目的物引渡書					
その他	電子納品データ提出書					
	電子納品実施にあたってのチェックリスト【工事しゅん工時】					
特記仕様書、数量総括表、金抜設計書						
損傷の補修状況一覧						
監督員が必要と認めて指示したもの						
	紙	△	△	PDF	OTHERS	品質・出来形に係わるものは電子納品対象

○：必須、×：提出不要、△：内容に応じて紙or電子のどちらかで提出

図 6-3 に基づき、表 6-1 の設計概要書、設計計算書、数量計算書の保存先を変更。

電子成果品の対象外
※Hi-TeLus適用工事は、当該システム上に記録・保存されているため、電子成果品としての作成及び提出は不要

6.3 電子成果品作成方法

受注者

6.3.1 全般

当社における電子成果品の作成方針は、国土交通省基準以外に以下のような方針とする。

【書類等、紙の書類】

紙の書類のうち、成果品として提出が必要なものは、下記により電子化を行い、提出するものとする。

○電子化の方法

捺印を含む文書はスキャニングにより PDF 化を行う。

○スキャナー読込

一般的な文書は 300dpi でスキャニングし、写真を含むなど精細な文書は必要に応じて 300～600dpi とする。また、モノクロでは文書の内容が判別できないものについてはカラーでスキャニングする。

なお、いずれの手法においても、1 ファイルあたりのファイルサイズは最大 100MB 程度とする。

6.3 電子成果品作成方法

受注者

6.3.1 全般

当社における電子成果品の作成方針は、国土交通省基準以外に以下のような方針とする。

【書類等、紙の書類】

紙の書類のうち、成果品として提出が必要なものは、下記により電子化を行い、提出するものとする。

○電子化の方法

捺印を含む文書はスキャニングにより PDF 化を行う。

○スキャナー読込

一般的な文書は 300dpi でスキャニングし、写真を含むなど精細な文書は必要に応じて 300～600dpi とする。また、モノクロでは文書の内容が判別できないものについてはカラーでスキャニングする。

なお、いずれの手法においても、1 ファイルあたりのファイルサイズは最大 10MB 程度とする。

Hi-TeLus 導入後に伴い、1 ファイルあたりの最大ファイルサイズを改正。

6.3.2 業務における電子成果品作成方法

6.3.2.1 「INDEX」ファイル

~~「INDEX」ファイルは、業務名・業務内容など業務毎に固有の情報を有するファイルであり、以下に示す2つのファイルから構成されている。~~

- ~~○「INDEX_D.XML」ファイル：管理項目の内容を記述したファイル~~
- ~~○「INDE_D04.DTD」ファイル：管理項目を定義しているファイル~~

~~「INDE_D04.DTD」ファイルは全ての業務に共通のファイルであり、「3.2 適用する基準」中に示した国土交通省ホームページからダウンロードしたファイルを利用する。~~

~~「INDEX_D.XML」ファイルは、電子成果品作成ソフトを利用するなどして作成する。~~

~~管理項目中「設計書コード」については、監督員から通知された契約番号を記入することとする。「INDEX_D.XML」ファイル記入イメージを図6-4に示す。~~

~~なお、「3.3 詳細設計付工事における適用基準」に示した工事における工事番号の記入方法は以下に示すとおり枝番を付与することとする。~~

~~例) 工事番号記入例~~

- ~~・工事施工 工事番号(契約番号) 001234567890~~
- ~~・詳細設計 設計書コード(契約番号) 001234567890-1~~
- ~~・施工範囲外設計 設計書コード(契約番号) 001234567890-2~~

```

<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS"?>
<!DOCTYPE gyomudata SYSTEM "INDE_D04.DTD">
<gyomudata>
  <基礎情報>
    <メディア番号>1</メディア番号>
    <メディア総枚数>1</メディア総枚数>
    <報告書フォルダ名>REPORT</報告書フォルダ名>
    <報告書オリジナルファイルフォルダ名>REPORT/ORG</報告書オリジナルファイルフォルダ名>
    <図面フォルダ名>DRAWING</図面フォルダ名>
    <写真フォルダ名>PHOTO</写真フォルダ名>
    <測量データフォルダ名>SURVEY</測量データフォルダ名>
    <地質データフォルダ名>BORING</地質データフォルダ名>
  </基礎情報>
  <ソフトウェア情報>
    <ソフトウェア名></ソフトウェア名>
    <バージョン情報></バージョン情報>
    <メーカー名></メーカー名>
    <メーカー連絡先></メーカー連絡先>
    <ソフトメーカー用TAG></ソフトメーカー用TAG>
  </ソフトウェア情報>
  <業務件名等>
    <TECRIS登録番号>0</TECRIS登録番号>
    <契約番号>2016430510018</契約番号>
    <業務名称>〇〇線供用に係る環境影響検討業務</業務名称>
    <住所コード>28107</住所コード>
    <住所>兵庫県神戸市須磨区</住所>
    <業務対象路線名コード>22101</業務対象路線名コード>
    <業務対象路線名>〇〇線</業務対象路線名>
    <履行期間-着手>2005-01-18</履行期間-着手>
    <履行期間-完了>2005-03-10</履行期間-完了>
  </業務件名等>
</以下省略~

```

監督員から通知された「契約番号」を記入する

図6-4 「INDEX_D.XML」ファイル記入イメージ

6.3.2 業務における電子成果品作成方法

6.3.2.1 「INDEX」ファイル

「INDEX」ファイルは、業務名・業務内容など業務毎に固有の情報を有するファイルであり、以下に示す2つのファイルから構成されている。

- 「INDEX_D.XML」ファイル：管理項目の内容を記述したファイル
- 「INDE_D04.DTD」ファイル：管理項目を定義しているファイル

「INDE_D04.DTD」ファイルは全ての業務に共通のファイルであり、「3.2 適用する基準」中に示した国土交通省ホームページからダウンロードしたファイルを利用する。

「INDEX_D.XML」ファイルは、電子成果品作成ソフトを利用するなどして作成する。

管理項目中「設計書コード」については、監督員から通知された契約番号を記入することとする。「INDEX_D.XML」ファイル記入イメージを図6-4に示す。

なお、「3.3 詳細設計付工事における適用基準」に示した工事における工事番号の記入方法は以下に示すとおり枝番を付与することとする。

例) 工事番号記入例

- ・工事施工 工事番号(契約番号) 001234567890
- ・詳細設計 設計書コード(契約番号) 001234567890-1
- ・施工範囲外設計 設計書コード(契約番号) 001234567890-2

```

<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS"?>
<!DOCTYPE gyomudata SYSTEM "INDE_D04.DTD">
<gyomudata>
  <基礎情報>
    <メディア番号>1</メディア番号>
    <メディア総枚数>1</メディア総枚数>
    <報告書フォルダ名>REPORT</報告書フォルダ名>
    <報告書オリジナルファイルフォルダ名>REPORT/ORG</報告書オリジナルファイルフォルダ名>
    <図面フォルダ名>DRAWING</図面フォルダ名>
    <写真フォルダ名>PHOTO</写真フォルダ名>
    <測量データフォルダ名>SURVEY</測量データフォルダ名>
    <地質データフォルダ名>BORING</地質データフォルダ名>
  </基礎情報>
  <ソフトウェア情報>
    <ソフトウェア名></ソフトウェア名>
    <バージョン情報></バージョン情報>
    <メーカー名></メーカー名>
    <メーカー連絡先></メーカー連絡先>
    <ソフトメーカー用TAG></ソフトメーカー用TAG>
  </ソフトウェア情報>
  <業務件名等>
    <TECRIS登録番号>0</TECRIS登録番号>
    <契約番号>2016430510018</契約番号>
    <業務名称>〇〇線供用に係る環境影響検討業務</業務名称>
    <住所コード>28107</住所コード>
    <住所>兵庫県神戸市須磨区</住所>
    <業務対象路線名コード>22101</業務対象路線名コード>
    <業務対象路線名>〇〇線</業務対象路線名>
    <履行期間-着手>2005-01-18</履行期間-着手>
    <履行期間-完了>2005-03-10</履行期間-完了>
  </業務件名等>
</以下省略~

```

監督員から通知された「契約番号」を記入する

図6-4 「INDEX_D.XML」ファイル記入イメージ

受注者の業務効率化を目的に「INDEX」ファイルの保存を求めないよう改定。

6.3.2.1 CAD データ(「DRAWING」フォルダ)

当社が求める CAD データは次のとおりであり、「DRAWING」フォルダに保管する。

- 当社が求める CAD データ
- ・~~P21 形式ファイル(P21)~~

- ・CAD オリジナルファイル(***)
- ※()内は拡張子である

~~「DRAWING」フォルダには CAD データを管理する「DRAWING.XML」ファイル及び「DRAW04.DTD」ファイルが必要となる。「DRAW04.DTD」ファイルは、「3.2 適用する基準」中に示した国土交通省ホームページからダウンロードしたファイルを利用する。~~

~~「DRAWING.XML」ファイルは電子成果品作成ソフトを利用するなどして作成する。~~

6.3.2.2 記録写真データ(「PHOTO」フォルダ)

本手引きを適用する業務では「PHOTO」フォルダは使用しない。
報告書に写真を添付する場合は、ファイルサイズが過大にならないよう注意する。

6.3.2.3 報告書データ(「REPORT」フォルダ)

業務において作成した図面を除く業務成果品は「REPORT フォルダ」に保管する。

報告書データはオリジナルファイルから PDF 形式へ出力したデータを納品することを原則とするが、困難な場合はスキャンニングによる PDF 形式化も可能とする。1つの PDF 形式ファイルの容量が 100MB を超える場合、必要に応じて章節単位でファイルの分割を行うこと。~~図 5-4 に示すイメージのようにファイル名を付ける。~~

「REPORT」フォルダには、図 6-4 のように報告書ごとにフォルダを作成し、そのそれぞれに報告書データを保存するとともに「ORG」フォルダを作成したうえでワープロソフト、表計算ソフト等のオリジナルファイルを保存すること。

6.3.2.2 CAD データ(「DRAWING」フォルダ)

当社が求める CAD データは次のとおりであり、「DRAWING」フォルダに保管する。

- 当社が求める CAD データ
 - ・P21 形式ファイル(P21)
 - ・CAD オリジナルファイル(***)
- ※()内は拡張子である

「DRAWING」フォルダには CAD データを管理する「DRAWING.XML」ファイル及び「DRAW04.DTD」ファイルが必要となる。「DRAW04.DTD」ファイルは、「3.2 適用する基準」中に示した国土交通省ホームページからダウンロードしたファイルを利用する。

「DRAWING.XML」ファイルは電子成果品作成ソフトを利用するなどして作成する。

6.3.2.3 記録写真データ(「PHOTO」フォルダ)

本手引きを適用する業務では「PHOTO」フォルダは使用しない。
報告書に写真を添付する場合は、ファイルサイズが過大にならないよう注意する。

6.3.2.4 報告書データ(「REPORT」フォルダ)

業務において作成した図面を除く業務成果品は「REPORT フォルダ」に保管する。

報告書データはオリジナルファイルから PDF 形式へ出力したデータを納品することを原則とするが、困難な場合はスキャンニングによる PDF 形式化も可能とする。1つの PDF 形式ファイルの容量が 10MB を超える場合、章節単位でファイルの分割を行うこと。ファイル分割を行う場合、図 5-4 に示すイメージのようにファイル名を付ける。

「REPORT」フォルダに保管するファイルは、図 6-5 のように REPORT01、REPORT02 のように連番とするが、このうち REPORT01 は報告書の内容が分かるような目録とし、その作成例を図 6-6 に示す。

国交省準拠で P21 形式ファイルの提出を求めていたが、Hi-TeLus 適用後は、PDF・DWG に限定し提出を求めているため、P21 形式の記載を削除。

「.XML」や「.DTD」ファイルの保存を求めないよう改定したため、記載を削除。

Hi-TeLus 導入後に伴い、1ファイルあたりの最大ファイルサイズを改正。

「REPORT」フォルダの保存方法を改めて規定。

「REPORT」フォルダの保存方法を

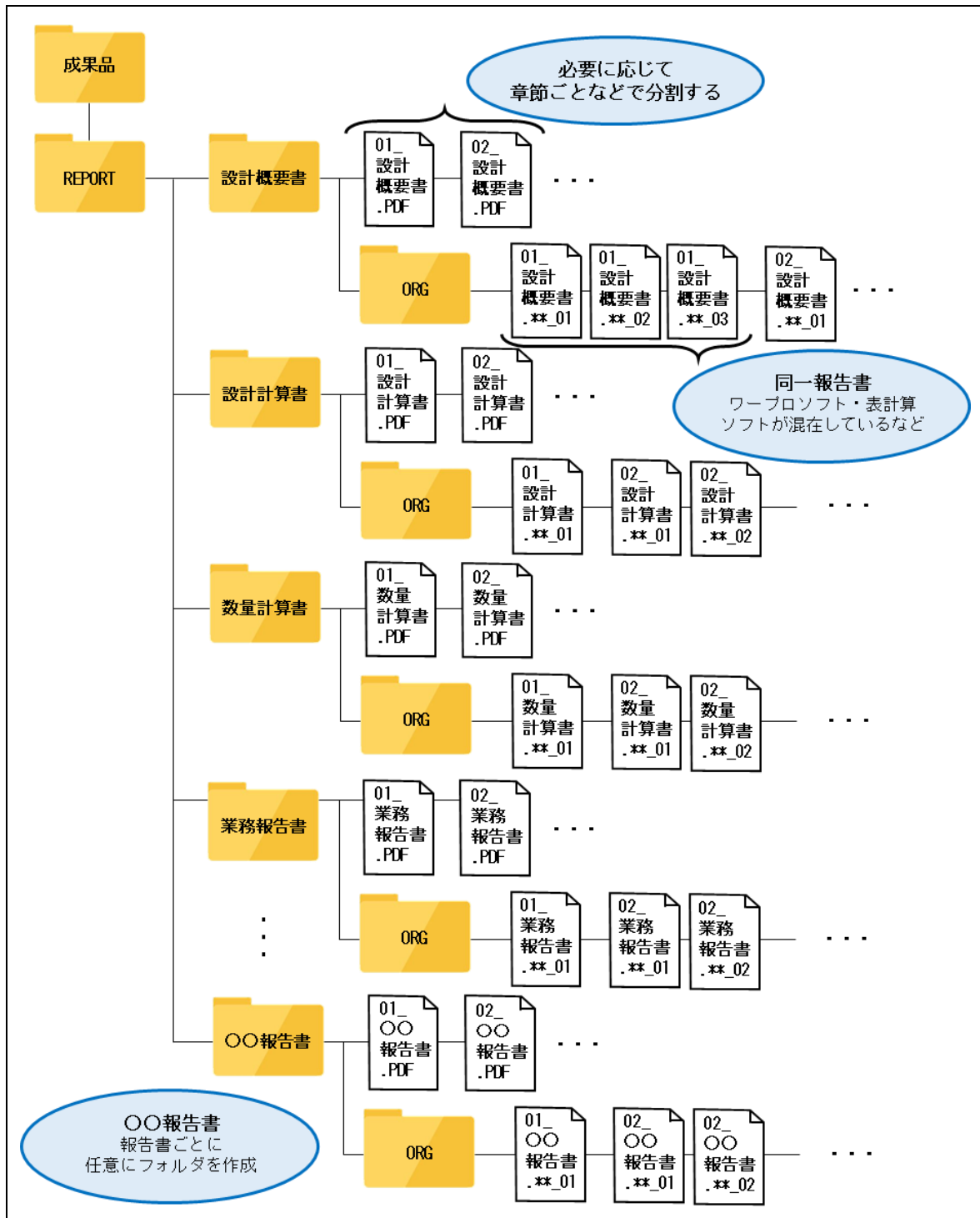


図 6-4 「REPORT」フォルダへのファイル保管イメージ

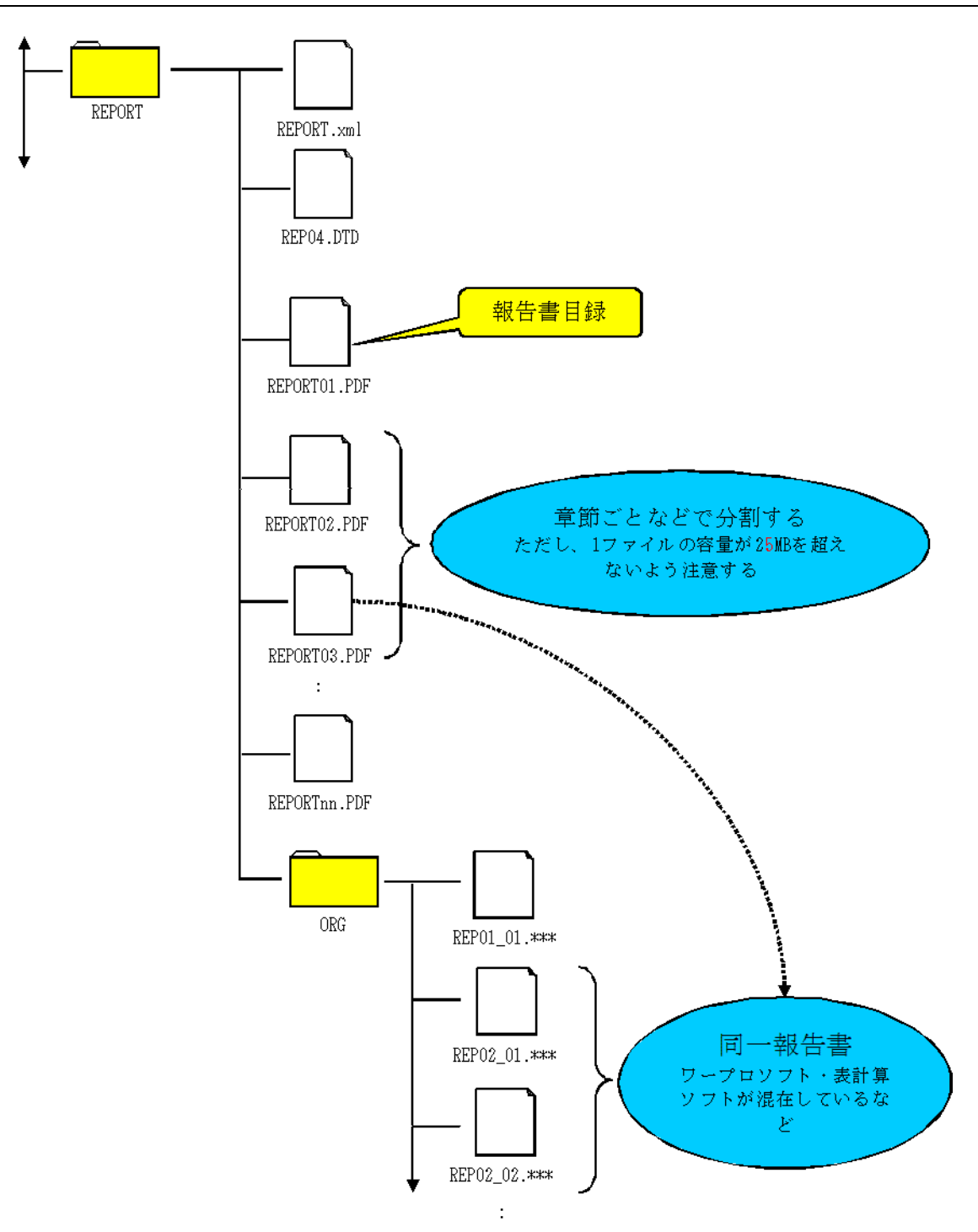


図 6-5 「REPORT」フォルダへのファイル保管イメージ

改めて規定。

「REPORT」フォルダの保存方法の

ファイル名	内容
REPORT01.PDF	報告書目録
REPORT02.PDF	業務概要
REPORT03.PDF	現場調査
REPORT04.PDF	設計概要
REPORT05.PDF	動的解析
REPORT06.PDF
REPORT07.PDF	検討報告書
REPORT08.PDF	数量計算書
REPORT09.PDF	照査報告書
REPORT10.PDF	打合せ議事録

図 6-6 報告書目録作成例

ファイル名	内容
REPORT01.PDF	報告書目録
REPORT02.PDF	業務概要
REPORT03.PDF	現場調査
REPORT04.PDF	設計概要
REPORT05.PDF	動的解析
REPORT06.PDF
REPORT07.PDF	検討報告書
REPORT08.PDF	数量計算書
REPORT09.PDF	照査報告書
REPORT10.PDF	打合せ議事録

図 6-6 報告書目録作成例

変更に伴う図 6-6 の削除。

6.3.2.4 その他データ(「OTHR」フォルダ)

業務において別途、監督員が必要と認めて指示したものや「DRAWING」フォルダや「REPORT」フォルダに保管することが該当しないその他データは「OTHR」フォルダに保管する。

文書の種類ごとに「OTHR」フォルダの直下にサブフォルダを作成し、保管する。その他データはオリジナルファイルから PDF 形式へ出力したデータを納品することを原則とするが、困難な場合はスキャニングによる PDF 形式化も可能とする。1 つのファイル容量が大きくなる場合、必要に応じてファイルの分割を行うこと。ファイル分割を行う場合、図 6-5 に示すイメージのようにファイル名を付ける。

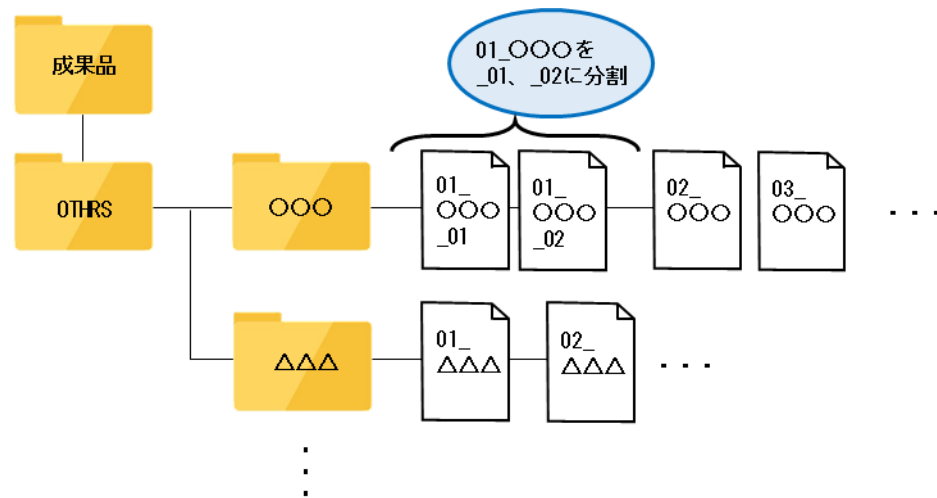


図 6-5 「OTHR」フォルダへのファイル保管イメージ

業務においても工事同様、その他のデータや監督員が指示したデータを保管する「OTHR」フォルダを設定する改定について追記。

6.3.3 工事における電子成果品作成方法

6.3.3.1 「INDEX」ファイル

~~「INDEX」ファイルは、工事名・施工箇所など工事毎に固有の情報を有するファイルであり、以下に示す2つのファイルから構成されている。~~

- ~~○「INDEX_C.XML」ファイル：管理項目の内容を記述したファイル~~
- ~~○「INDE_C04.DTD」ファイル：管理項目を定義しているファイル~~

~~「INDE_C04.DTD」ファイルはすべての工事に共通のファイルであり、「3.2 適用する基準」中に示した国土交通省ホームページからダウンロードしたファイルを利用する。~~

~~「INDEX_C.XML」ファイルは、電子成果品作成ソフトを利用するなどして作成する。~~

~~管理項目中「工事番号」については、監督員から通知された契約番号を記入することとする。「INDEX_C.XML」ファイル記入イメージを図6-7に示す。~~

~~なお、「3.3 詳細設計付工事における電子納品について」に示した工事における工事番号の記入方法は以下に示すとおり枝番を付与することとする。~~

~~例)工事番号記入例~~

- ~~・工事施工 工事番号(契約番号) 001234567890~~
- ~~・詳細設計 設計書コード(契約番号) 001234567890-1~~
- ~~・施工範囲外設計 設計書コード(契約番号) 001234567890-2~~

```

<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS"?>
<!DOCTYPE constdata SYSTEM "INDE_C04.DTD">
<constdata DTD_version="04">
<基礎情報>
  <メディア番号>2</メディア番号>
  <メディア総枚数>3</メディア総枚数>
  <適用要領基準>土木200406-01</適用要領基準>
  <発注図フォルダ名>DRAWINGS</発注図フォルダ名>
  <特記仕様書オリジナルファイルフォルダ名>DRAWINGS/SPEC</特記仕様書オリジナルファイルフォルダ名>
  <打合せ簿フォルダ名>MEET</打合せ簿フォルダ名>
  <打合せ簿オリジナルファイルフォルダ名>MEET/ORG</打合せ簿オリジナルファイルフォルダ名>
  <施工計画書フォルダ名>PLAN</施工計画書フォルダ名>
  <施工計画書オリジナルファイルフォルダ名>PLAN/ORG</施工計画書オリジナルファイルフォルダ名>
  <完成図フォルダ名>DRAWINGF</完成図フォルダ名>
  <写真フォルダ名>PHOTO</写真フォルダ名>
  <その他フォルダ名>OTHERS</その他フォルダ名>
  <その他オリジナルファイルフォルダ情報>
    <その他オリジナルファイルフォルダ名>OTHERS/ORG001</その他オリジナルファイルフォルダ名>
    <その他オリジナルファイルフォルダ日本語名>OTHERS/ORG001</その他オリジナルファイルフォルダ日本語名>
  </その他オリジナルファイルフォルダ情報>
</基礎情報>
<工事件名等>
  <発注年度>2004</発注年度>
  <工事番号>1010038910001</工事番号>
  <工事名称>△△府道高速道路○○工区下部工事</工事名称>
  <工事実績システムバージョン番号>5.0</工事実績システムバージョン番号>
  <工事分野>道路</工事分野>
  <工事業種>土木一式工事</工事業種>
  <工種-工法型式>
    <工種>トンネル</工種>
    <工法型式>半地下</工法型式>
  </工種-工法型式>
~以下省略~

```

監督員から通知された「契約番号」を記入する

図6-7 「INDEX_C.XML」ファイル記入イメージ

6.3.3 工事における電子成果品作成方法

6.3.3.1 「INDEX」ファイル

「INDEX」ファイルは、工事名・施工箇所など工事毎に固有の情報を有するファイルであり、以下に示す2つのファイルから構成されている。

- 「INDEX_C.XML」ファイル：管理項目の内容を記述したファイル
- 「INDE_C04.DTD」ファイル：管理項目を定義しているファイル

「INDE_C04.DTD」ファイルはすべての工事に共通のファイルであり、「3.2 適用する基準」中に示した国土交通省ホームページからダウンロードしたファイルを利用する。

「INDEX_C.XML」ファイルは、電子成果品作成ソフトを利用するなどして作成する。

管理項目中「工事番号」については、監督員から通知された契約番号を記入することとする。「INDEX_C.XML」ファイル記入イメージを図6-7に示す。

なお、「3.3 詳細設計付工事における電子納品について」に示した工事における工事番号の記入方法は以下に示すとおり枝番を付与することとする。

例)工事番号記入例

- ・工事施工 工事番号(契約番号) 001234567890
- ・詳細設計 設計書コード(契約番号) 001234567890-1
- ・施工範囲外設計 設計書コード(契約番号) 001234567890-2

```

<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS"?>
<!DOCTYPE constdata SYSTEM "INDE_C04.DTD">
<constdata DTD_version="04">
<基礎情報>
  <メディア番号>2</メディア番号>
  <メディア総枚数>3</メディア総枚数>
  <適用要領基準>土木200406-01</適用要領基準>
  <発注図フォルダ名>DRAWINGS</発注図フォルダ名>
  <特記仕様書オリジナルファイルフォルダ名>DRAWINGS/SPEC</特記仕様書オリジナルファイルフォルダ名>
  <打合せ簿フォルダ名>MEET</打合せ簿フォルダ名>
  <打合せ簿オリジナルファイルフォルダ名>MEET/ORG</打合せ簿オリジナルファイルフォルダ名>
  <施工計画書フォルダ名>PLAN</施工計画書フォルダ名>
  <施工計画書オリジナルファイルフォルダ名>PLAN/ORG</施工計画書オリジナルファイルフォルダ名>
  <完成図フォルダ名>DRAWINGF</完成図フォルダ名>
  <写真フォルダ名>PHOTO</写真フォルダ名>
  <その他フォルダ名>OTHERS</その他フォルダ名>
  <その他オリジナルファイルフォルダ情報>
    <その他オリジナルファイルフォルダ名>OTHERS/ORG001</その他オリジナルファイルフォルダ名>
    <その他オリジナルファイルフォルダ日本語名>OTHERS/ORG001</その他オリジナルファイルフォルダ日本語名>
  </その他オリジナルファイルフォルダ情報>
</基礎情報>
<工事件名等>
  <発注年度>2004</発注年度>
  <工事番号>1010038910001</工事番号>
  <工事名称>△△府道高速道路○○工区下部工事</工事名称>
  <工事実績システムバージョン番号>5.0</工事実績システムバージョン番号>
  <工事分野>道路</工事分野>
  <工事業種>土木一式工事</工事業種>
  <工種-工法型式>
    <工種>トンネル</工種>
    <工法型式>半地下</工法型式>
  </工種-工法型式>
~以下省略~

```

監督員から通知された「契約番号」を記入する

図6-7 「INDEX_C.XML」ファイル記入イメージ

受注者の業務効率化を目的に「INDEX」ファイルの保存を求めないよう改訂。

6.3.3.2 CAD データ

Hi-TeLus 適用工事は、当該システム上に記録・保存されているため、電子成果品としての作成及び提出は不要とする。

Hi-TeLus の [図面管理] 及び [しゅん工図書] 機能による提出については、当該システムマニュアルを参照すること。

なお、TIFF 形式ファイルは当社が運用している「保全情報管理システム」に登録するために必要なファイルであり、しゅん工図面を CAD データにより作成していない場合でも、TIFF 形式ファイルは納品の必要がある。

※TIFF 形式ファイルの品質は TIFF G4 MMR 300dpi とする。

6.3.3.2 工事写真データ (「PHOTO」フォルダ)

工事写真のデータは「PHOTO」フォルダに保管する。工事写真の撮影にあたっては、工事写真撮影要領および国土交通省基準によることとするが、写真表、ネガフィルムでの整理・提出は不要とし、デジタルカメラにより撮影し、電子データで提出するものとする。

工事写真は、国土交通省基準に従った整理を行うが、工事写真の品質については以下のとおりとする。

- ・記録写真はカラー写真で、黒板の文字が確認できることを目安とする。
- ・写真サイズは 100～300 万画素程度 (1280×960～2048×1536 ピクセル程度) かつ画質は標準とする。
- ・不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるとともに、操作性も低くなるので、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な有効画素数を設定する。

また、工事施工中における中間検査やしゅん工検査において、工事写真は紙への出力を行わず、電子データにより受検するため、日頃から工事記録写真管理ソフトなどを利用し、整理に努める。

~~「PHOTO」フォルダには、工事記録写真データを管理する「PHOTO.XML」ファイル及び「PHOTO05.DTD」ファイルが必要となる。「PHOTO05.DTD」ファイルは「3.2 適用する基準」中に示した国土交通省ホームページからダウンロードしたファイルを利用する。~~

~~「PHOTO.XML」ファイルは電子成果品作成ソフトを利用するなどして作成する。~~

~~なお、「PHOTO.XML」ファイルの管理項目のうち、国土交通省基準では「工種」「種別」「細別」は条件付き必須記入としているが必須入力とし、「金額を記載しない設計書」の構成に合わせる。「PHOTO.XML」ファイルへの記入イメージを図 6-10 に示す。~~

6.3.3.2 CAD データ

Hi-TeLus 適用工事は、当該システム上に記録・保存されているため、電子成果品としての作成及び提出は不要とする。

Hi-TeLus の [図面管理] 及び [しゅん工図書] 機能による提出については、当該システムマニュアルを参照すること。

なお、TIFF 形式ファイルは当社が運用している「保全情報管理システム」に登録するために必要なファイルであり、しゅん工図面を CAD データにより作成していない場合でも、TIFF 形式ファイルは納品の必要がある。

※TIFF 形式ファイルの品質は TIFF G4 MMR 300dpi とする。

6.3.3.3 工事写真データ (「PHOTO」フォルダ)

工事写真の撮影にあたっては、工事写真撮影要領および国土交通省基準によることとするが、写真表、ネガフィルムでの整理・提出は不要とし、デジタルカメラにより撮影し、電子データで提出するものとする。

工事写真は、国土交通省基準に従った整理を行うが、工事写真の品質については以下のとおりとする。

- ・記録写真はカラー写真で、黒板の文字が確認できることを目安とする。
- ・写真サイズは 100～300 万画素程度 (1280×960～2048×1536 ピクセル程度) かつ画質は標準とする。
- ・不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるとともに、操作性も低くなるので、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲で適切な有効画素数を設定する。

また、工事施工中における中間検査やしゅん工検査において、工事写真は紙への出力を行わず、電子データにより受検するため、日頃から工事記録写真管理ソフトなどを利用し、整理に努める。

「PHOTO」フォルダには、工事記録写真データを管理する「PHOTO.XML」ファイル及び「PHOTO05.DTD」ファイルが必要となる。「PHOTO05.DTD」ファイルは「3.2 適用する基準」中に示した国土交通省ホームページからダウンロードしたファイルを利用する。

「PHOTO.XML」ファイルは電子成果品作成ソフトを利用するなどして作成する。

なお、「PHOTO.XML」ファイルの管理項目のうち、国土交通省基準では「工種」「種別」「細別」は条件付き必須記入としているが必須入力とし、「金額を記載しない設計書」の構成に合わせる。「PHOTO.XML」ファイルへの記入イメージを図 6-10 に示す。

「.XML」や「.DTD」ファイルの保存を求めないよう改定したため、記載を削除。

```

<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS"?>
<!DOCTYPE photodata SYSTEM "PHOTO05.DTD">
<photodata DTD_version="05">
  <基礎情報>
    <写真フォルダ名>PHOTO/PIC</写真フォルダ名>
    <参考図フォルダ名>PHOTO/DRA</参考図フォルダ名>
    <適用要領基準>土木200406-01</適用要領基準>
  </基礎情報>
  <写真情報>
    <写真ファイル情報>
      <シリアル番号>1</シリアル番号>
      <写真ファイル名>P0000001.JPG</写真ファイル名>
      <写真ファイル日本語名>出来形0001.JPG</写真フ
    <メディア番号>1</メディア番号>
    </写真ファイル情報>
    <撮影工種区分>
      <写真-大分類>工事</写真-大
      <写真区分>出来形管理写真</写真区分>
      <工種>舗装修繕工</工種>
      <種別>舗装打換え工</種別>
      <細別>下層路盤</細別>
      <写真タイトル>路盤(1層目)出来形測定</写真タイ
      <工種区分予備>工種区分の特筆事項があれば記入
    </撮影工種区分>
  </写真情報>
</photodata>
~以下省略~

```

図 6-10 「PHOTO.XML」ファイル記入イメージ

```

<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS"?>
<!DOCTYPE photodata SYSTEM "PHOTO05.DTD">
<photodata DTD_version="05">
  <基礎情報>
    <写真フォルダ名>PHOTO/PIC</写真フォルダ名>
    <参考図フォルダ名>PHOTO/DRA</参考図フォルダ名>
    <適用要領基準>土木200406-01</適用要領基準>
  </基礎情報>
  <写真情報>
    <写真ファイル情報>
      <シリアル番号>1</シリアル番号>
      <写真ファイル名>P0000001.JPG</写真ファイル名>
      <写真ファイル日本語名>出来形0001.JPG</写真フ
    <メディア番号>1</メディア番号>
    </写真ファイル情報>
    <撮影工種区分>
      <写真-大分類>工事</写真-大
      <写真区分>出来形管理写真</写真区分>
      <工種>舗装修繕工</工種>
      <種別>舗装打換え工</種別>
      <細別>下層路盤</細別>
      <写真タイトル>路盤(1層目)出来形測定</写真タイ
      <工種区分予備>工種区分の特筆事項があれば記入
    </撮影工種区分>
  </写真情報>
</photodata>
~以下省略~

```

図 6-10 「PHOTO.XML」ファイル記入イメージ

「.XML」や「.DTD」ファイルの保存を求めないよう改定したため、記載を削除。

6.3.3.3 その他データ(「OTHR」フォルダ)

工事施工中に発生する品質に関わる文書は「OTHR」フォルダに保管する。品質に関わる文書として、表 6-1 中の保管先フォルダが「OTHR」となっている文書を考えている。

文書の種類ごとに「OTHR」フォルダの直下にサブフォルダを作成し、保管する。

その他データはオリジナルファイルから PDF 形式へ出力したデータを納品することを原則とするが、困難な場合はスキャニングによる PDF 形式化も可能とする。1 つのファイル容量が大きくなる場合、必要に応じてファイルの分割を行うこと。ファイル分割を行う場合、図 6-5 に示すイメージのようにファイル名を付ける。

6.3.3.4 その他データ(「OTHR」フォルダ)

工事施工中に発生する品質に関わる文書は「OTHR」フォルダに保管する。品質に関わる文書として、表 6-1 中の保管先フォルダが「OTHR」となっている文書を考えている。

文書の種類ごとに「OTHR」フォルダの直下にサブフォルダを作成し、保管する。

その他データはオリジナルファイルから PDF 形式へ出力したデータを納品することを原則とするが、困難な場合はスキャニングによる PDF 形式化も可能とする。1 つのファイル容量が 10MB を超える場合、ファイルの分割を行うこと。ファイル分割を行う場合、図 6-11 に示すイメージのようにファイル名を付ける。

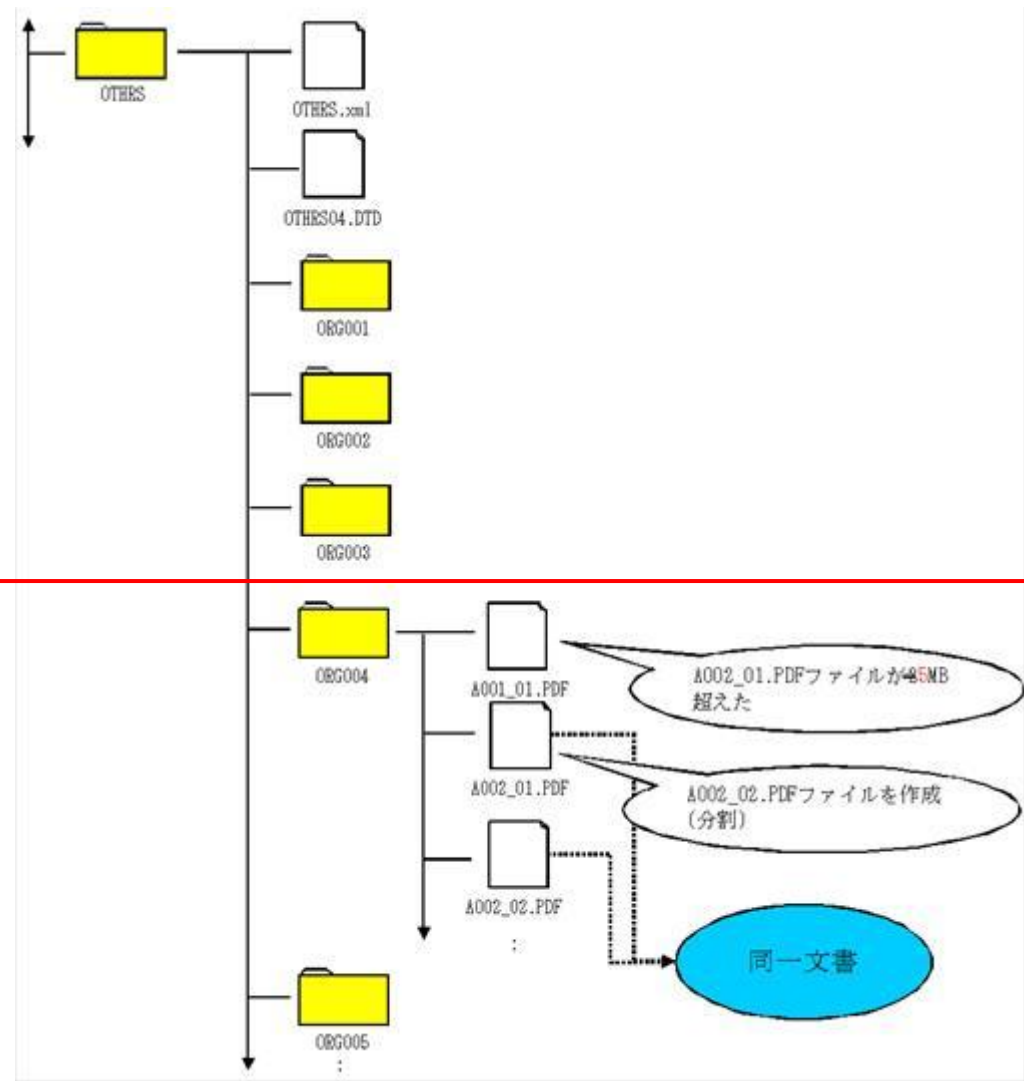


図 6-11 「OTHERS」フォルダへのファイル保管イメージ

~~「OTHERS」フォルダには打合せ簿データを管理する「OTHERS.XML」ファイル及び「OTHERS04.DTD」ファイルが必要となる。「OTHERS04.DTD」ファイルは、「3.2 適用する基準」中に示した国土交通省ホームページからダウンロードしたファイルを利用する。~~

~~「OTHERS.XML」ファイルは電子成果品作成ソフトを利用するなどして作成する。~~

~~また、「OTHERS.XML」ファイル管理項目に「オリジナルファイル内容」があるが、なお、ファイルの内容が明確になるよう文書の種類、工種、場所情報、日付などをハイフンで区切り簡潔に記入する。~~

◎オリジナルファイル内容記入例

「01_〇〇報告書-承諾-使用材料-H220701_02」

「02_△△書-検査-型枠工-H220701_01」

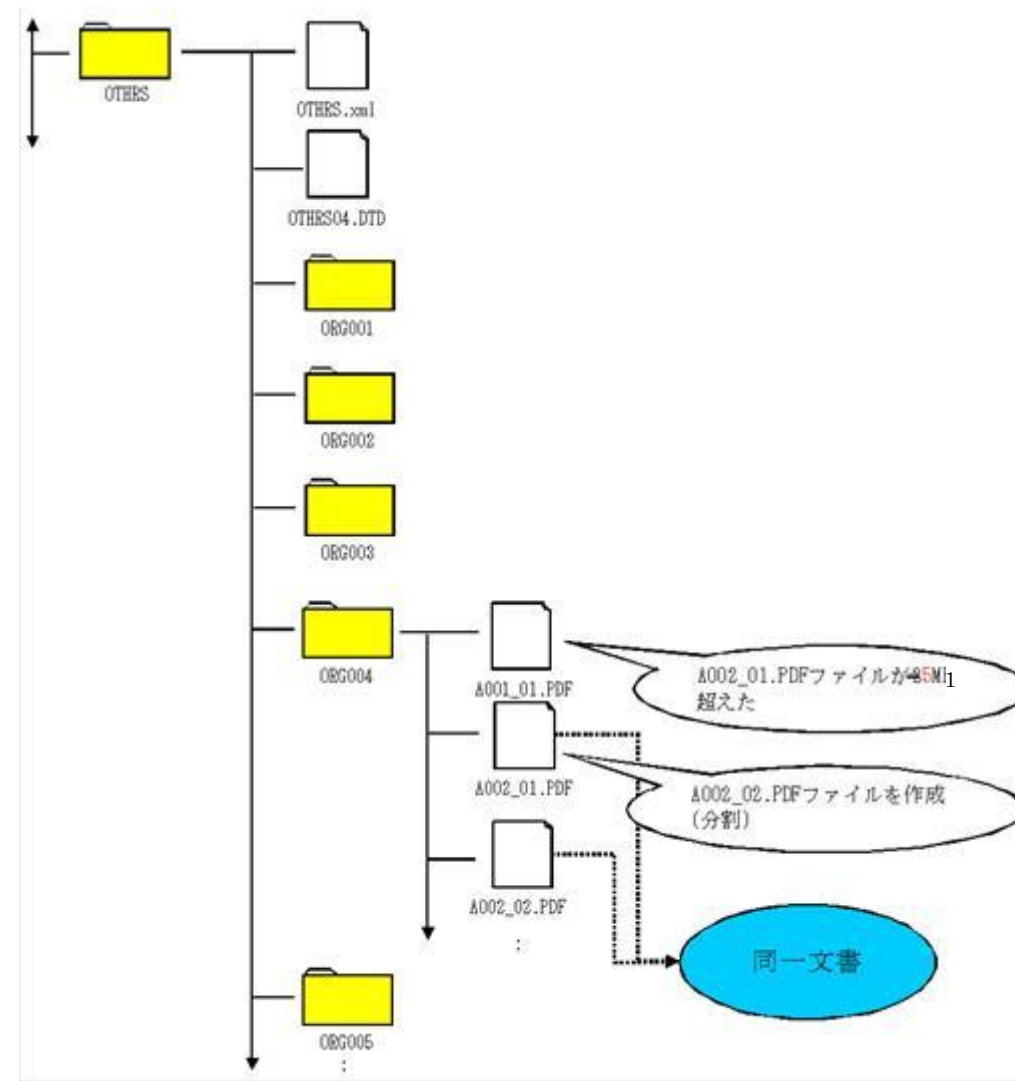


図 6-11 「OTHERS」フォルダへのファイル保管イメージ

「OTHERS」フォルダには打合せ簿データを管理する「OTHERS.XML」ファイル及び「OTHERS04.DTD」ファイルが必要となる。「OTHERS04.DTD」ファイルは、「3.2 適用する基準」中に示した国土交通省ホームページからダウンロードしたファイルを利用する。

「OTHERS.XML」ファイルは電子成果品作成ソフトを利用するなどして作成する。

また、「OTHERS.XML」ファイル管理項目に「オリジナルファイル内容」があるが、ファイルの内容が明確になるよう文書の種類、工種、場所情報、日付などをハイフンで区切り簡潔に記入する。

◎オリジナルファイル内容記入例

「**工事打合せ簿**-承諾-使用材料-H220701」

「工事打合せ簿-検査-型枠工-H220701」

で同じ構成であり、図 6-5 に集約することため、図 6-11 を削除。

「.XML」や「.DTD」ファイルの保存を求めないよう改定したため、記載を削除。

工事打合せ簿は Hi-TeLus 発議でやり取りし「OTHERS」フォルダを活用しないため記入例を変更。

6.3.3.4 i-Construction データ(「ICON」フォルダ)

i-Construction 関連データは「ICON フォルダ」に保管する。データのフォルダ構成等は i-Construction 関連要領等を参照すること。

6.4 ウィルスチェック

受注者

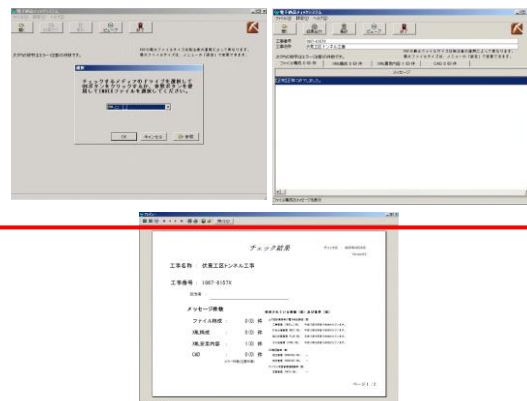
納品すべき電子データが完成した時点で、ウィルスチェックを行う。
ウィルスチェックは信頼性の高いソフトウェアを利用し、ウィルスチェック時における最新のウィルス定義ファイル(パターンファイル)により行う。
ウィルスチェックを行った後、Hi-TeLus の所定のフォルダ(「しゅん工後アーカイブ」フォルダ)へデータをアップロードする。

~~6.5 電子成果品の事前確認~~

~~受注者~~

~~電子成果品が完成した後、事前確認として、電子成果品が国土交通省基準とおり作成され、エラーがないことを確認する。電子納品チェックシステムによるチェック後、結果表示機能を利用してチェック結果の概要が分かる1枚目のみを出力し、監督員に提出する。
電子納品チェックシステムについては以下に示すホームページから入手する。~~

~~国土交通省 国土技術政策総合研究所 チェックシステムダウンロード
http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/~~



~~電子納品チェックシステム イメージ
(このページを監督員に提出する)~~

6.3.3.8 i-Construction データ(「ICON」フォルダ)

i-Construction 関連データは「ICON フォルダ」に保管する。データのフォルダ構成等は i-Construction 関連要領等を参照すること。

6.4 ウィルスチェック

受注者

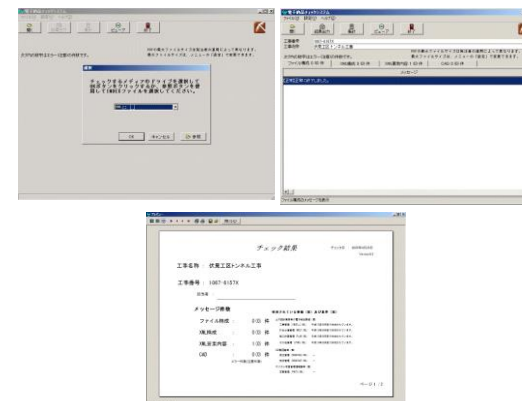
納品すべき電子データが完成した時点で、ウィルスチェックを行う。
ウィルスチェックは信頼性の高いソフトウェアを利用し、ウィルスチェック時における最新のウィルス定義ファイル(パターンファイル)により行う。
ウィルスチェックを行った後、Hi-TeLus の所定のフォルダへデータをアップロードする。

6.5 電子成果品の事前確認

受注者

電子成果品が完成した後、事前確認として、電子成果品が国土交通省基準とおり作成され、エラーがないことを確認する。電子納品チェックシステムによるチェック後、結果表示機能を利用してチェック結果の概要が分かる1枚目のみを出力し、監督員に提出する。
電子納品チェックシステムについては以下に示すホームページから入手する。

国土交通省 国土技術政策総合研究所 チェックシステムダウンロード
http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/



電子納品チェックシステム イメージ
(このページを監督員に提出する)

「index」ファイルをはじめとした「.XML」や「.DTD」ファイルの保存を求めないよう改定したため、記載を削除。

<p>6.5 電子成果品提出 受注者が作成し、「6.4 ウィルスチェック」により確認を行った電子成果品は、Hi-TeLus を使用して監督員に提出する。</p> <p>電子成果品提出期限 業務：業務完了届の提出まで 工事：しゅん工届の提出まで</p> <p>9. 電子成果品の保管管理 発注者</p> <p>監督部署は、業務完了検査またはしゅん工検査に合格した後、技術部技術管理課及びシステム管理部門（委託先：阪神高速技研㈱）へ、「契約件名」と「検査合格日」について連絡を行う。 システム管理部門は、連絡を受けた後、Hi-TeLus アーカイブサーバへ当該契約に関するデータを保管する。</p> <p>9. 電子成果品の取り扱い 発注者</p> <p>Hi-TeLus で受け渡しを行った受発注者間の書類や受注者から電子納品された工事しゅん工図書等の電子成果品は、Hi-TeLus のしゅん工後アーカイブサーバへ移管する。 移管された電子成果品のデータ等は、Hi-TeLus（しゅん工後サーバ）を用いて当該データを閲覧、検索することが可能となる。</p>	<p>6.6 電子成果品提出 受注者が作成し、「6.4 電子成果品チェック」により確認を行った電子成果品は、Hi-TeLus を使用して監督員に提出する。</p> <p>電子成果品提出期限 業務：業務完了届の提出まで 工事：しゅん工届の提出まで</p> <p>9. 電子成果品の保管管理 発注者</p> <p>監督部署は、業務完了検査またはしゅん工検査に合格した後、技術部技術管理課及びシステム管理部門（委託先：阪神高速技研㈱）へ、「契約件名」と「検査合格日」について連絡を行う。 システム管理部門は、連絡を受けた後、Hi-TeLus アーカイブサーバへ当該契約に関するデータを保管する。</p> <p>10. 電子成果品の取り扱い 発注者</p> <p>Hi-TeLus で受け渡しを行った受発注者間の書類や受注者から電子納品された工事しゅん工図書等の電子成果品は、Hi-TeLus のしゅん工後アーカイブサーバへ移管する。 移管された電子成果品のデータ等は、Hi-TeLus（しゅん工後サーバ）を用いて当該データを閲覧、検索することが可能となる。</p>	<p>Hi-TeLus 対象では、システム管理者側で「進行中」⇒「しゅん工済み」へ移管される。監督部署より技術管理課と阪神高速技研㈱へ連絡を行い必要がないため、項目を削除。</p>
改定理由		
注意事項		

工種 (頁)	改訂年月日	2023年 7月 1日	公表 社内限
改訂 (新)	現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">週休2日制ガイドライン</p> <p style="text-align: center;">2023年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>	<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">週休2日制ガイドライン</p> <p style="text-align: center;">2022年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第1章 受注者希望方式

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の現場閉所を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)及び発注時に週休2日化対象外として定めた期間を除く)

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B)工期のうち、工場製作、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間、
発注時に週休2日化対象外として定めた期間 ((A)の内数)
- (C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)
(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

第2章 発注者指定方式

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の現場閉所を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)及び発注時に週休2日化対象外として定めた期間を除く)

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B)工期のうち、工場製作、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間、
発注時に週休2日化対象外として定めた期間 ((A)の内数)
- (C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)
(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

第1章 受注者希望方式

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の現場閉所を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)を除く)

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B)工期のうち、工場製作、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間
(A)の内数
- (C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D)工期のうち、計画的に休日を取得する日数 ((C)の内数)
(休日取得日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

2章 発注者指定方式

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の現場閉所を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)を除く)

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B)工期のうち、工場製作、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間
(A)の内数
- (C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D)工期のうち、計画的に休日を取得する日数 ((C)の内数)
(休日取得日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

一定期間を週休2日制化対象外期間と設定して、発注した場合について記載。

一定期間を週休2日制化対象外期間と設定して、発注した場合について記載。

一定期間を週休2日制化対象外期間と設定して、発注した場合について記載。

一定期間を週休2日制化対象外期間と設定して、発注した場合について記載。

第3章 技術者交替方式
第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、施工体制台帳に記載された全ての労働者が下記の定義に基づき週休2日相当の休日確保を行ったか否かを確認する。なお、複数工事を兼任している技術者及び技能者について、当該工事の休日に他工事に従事していた場合も当面は休日とみなして算出可能とする。また、従事期間が1週間未満の技能者及び技能労働者は対象外とする。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の休日確保を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)及び発注時に週休2日化対象外として定めた期間を除く)

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B)工期のうち、工場製作、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間、
発注時に週休2日化対象外として定めた期間 ((A)の内数)
- (C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D)工期のうち、計画的に休日を取得する日数 ((C)の内数)
(休日取得日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

第3章 技術者交替方式
第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、施工体制台帳に記載された全ての労働者が下記の定義に基づき週休2日相当の休日確保を行ったか否かを確認する。なお、複数工事を兼任している技術者及び技能者について、当該工事の休日に他工事に従事していた場合も当面は休日とみなして算出可能とする。また、従事期間が1週間未満の技能者及び技能労働者は対象外とする。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の休日確保を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)を除く)

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B)工期のうち、工場製作、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間
(A)の内数
- (C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D)工期のうち、計画的に休日を取得する日数 ((C)の内数)
(休日取得日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

一定期間を週休2日制化対象外期間と設定して、発注した場合について記載。

一定期間を週休2日制化対象外期間と設定して、発注した場合について記載。

改訂理由	
注意事項	

工種 (頁)	—	改訂年月日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)	備考
<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">Live 立会・Web 会議実施要領</p> <p style="text-align: center;">2023 年 7 月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">Live 立会・Web 会議実施要領</p> <p style="text-align: center;">2020 年 12 月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>	<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦の変更</p>

目 次

第1節 目 的1
第2節 対象について1
第3節 その他の適用基準1
第4節 Live 立会等実施の準備1
第5節 Live 立会等の実施について2
第6節 電子野帳の使用について5
第7節 Live 立会の適応性5

別紙－1 貸与品取扱誓約書

別表－1 Live 立会の適応性一覧表

目 次

第1節 目 的 1
第2節 対象について 1
第3節 その他の適用基準 1
第4節 Live 立会等実施の準備 1
第5節 Live 立会等の実施について 1
第6節 電子野帳の使用について 3

Live 立会の試行結果等を踏まえて
工種ごとに Live 立会の適応性を判
定した一覧表を新規策定し、第7
節及び別表－1として規定。また、
貸与品取扱誓約書を別紙－1とし
て追加。

第1節 目的

本手引きは、土木工事共通仕様書に定める Live 立会（遠隔臨場）及び Web 会議（以下「Live 立会等」という。）を適切に実施し、**契約の適正な履行として施工履歴を管理することや受発注者の業務効率化を図ることを目的として、Live 立会の実施に関する基本的な事項を定めるものである。**

なお、本要領で定める Live 立会とは、遠隔地から Web 会議システムや動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）等のデジタル通信技術を活用して、映像と音声を双方向通信したうえで、検査等を行うものである。

第2節 対象について

この手引きは、土木工事共通仕様書を適用する工事を対象とする。なお、Live 立会等の実施にあたっては**事前に**監督員と協議の上、**適用可否を決定するものとし、その詳細について**施工計画書に記載すること。

また、すべての現場立会に代わって **Live 立会を推奨するものではなく、以下の場合において受発注者で協議し、Live 立会の実施について決定するものとする。**

- ①書類審議により検査の可否を決定する場合
- ②工事検査等の検査場所が遠隔地であり、検査に関する関係者の日程調整により工程の圧迫が懸念される場合
- ③事故や災害等の緊急性がある場合
- ④その他、Live 立会の効果が期待できる工事

第3節 その他の適用基準

Live 立会等に際しては、この要領の他に国土交通省が策定した「**建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）**」（令和5年3月策定）、「**建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）**」（令和5年3月策定）を適用することができる。

第4節 Live 立会等実施の準備

Live 立会等の実施にあたっては、受発注者で以下の確認等を行うこと。

- (1)工事内容及び施工計画書を踏まえ、Live 立会等を実施する検査内容、機器構成、機器の使用等について受発注者での確認。
- (2)上記内容について、施工計画書への記載。
- (3)記録及び配信に関する機器、使用するアプリケーション等の手配。
- (4)検査の実施にあたり、事前に受注者と双方向通信試験を実施。

第1節 目的

本手引きは、土木工事共通仕様書に定める Live 立会（遠隔臨場）及び Web 会議（以下「Live 立会等」という。）を適切に実施し、受発注者の業務効率化を図ることを目的として、Live 立会の実施に関する基本的な事項を定めるものである。

第2節 対象について

この手引きは、土木工事共通仕様書を適用する工事を対象とする。なお、Live 立会等の実施にあたって**の詳細**は監督員と協議の上、施工計画書に記載すること。

第3節 その他の適用基準

Live 立会等に際しては、この要領の他に国土交通省が策定した「**建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）**」（令和2年3月策定）、「**建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）**」（令和2年3月策定）を適用することができる。

第4節 Live 立会等実施の準備

Live 立会等の実施にあたっては、受発注者で以下の確認等を行うこと。

- (1)工事内容及び施工計画書を踏まえ、Live 立会等を実施する検査内容、機器構成、機器の使用等について受発注者での確認。
- (2)上記内容について、施工計画書への記載。
- (3)記録及び配信に関する機器、使用するアプリケーション等の手配。
- (4)検査の実施にあたり、事前に受注者と双方向通信試験を実施。

国土交通省「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月策定）に準じて Live 立会の定義、目的について追記。

Live 立会の適用対象について追記。

国土交通省の要領の改訂に伴う。

第5節 Live 立会等の実施について

(1)Live 立会等に関する仕様

Live 立会等の仕様については、表-1、表-2 に示す映像と音声の「撮影」及び「配信」に関する仕様を満たすことを基本とする。

※当社は、「Microsoft Teams」を基本アプリケーションとして使用している。
 なお、使用するアプリケーションを当該アプリケーションに限定するものではなく、受発注者間での Live 立会等実施前の協議において決定すること。

※「Microsoft Teams」の具体的な操作方法については、「Hi-TeLus 利用マニュアル（参考）操作方法について」を参照のこと。

※本要領で示す機器の仕様は、今後の映像・通信技術向上により、参考数値が適切でなくなる場合も想定されることから、現場での適用を拘束するものではなく、受発注者間にて協議の上、判断するものとする。

表-1 Live 立会等アプリケーションの仕様

項目	推奨する基本仕様 (Microsoft Teams+Hi-TeLus 端末による規格上の仕様と同等)	最低限の仕様 (国土交通省「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)と同等)
映像	解像度：HD (1280×720) 以上	解像度：VGA (640×480) 以上
	フレームレート：30FPS 以上	フレームレート：15FPS 以上
音声	マイク： モノラル (1チャンネル) 以上	マイク： モノラル (1チャンネル) 以上
	スピーカー： モノラル (1チャンネル) 以上	スピーカー： モノラル (1チャンネル) 以上
映像・音声	転送レート (VBR)： 平均 1Mbps 以上 (上り・下りとも)	転送レート (VBR)： 平均 1Mbps 以上 (上り・下りとも)

注 1) Web 会議システムについてはベストエフォート型でサービス提供されることが多く、また、通信環境に応じて映像を自動調整される場合がある。そのため、上記仕様は Live 立会等において常時保証を求めるものではなく、Web 会議システム選定時における目安とすること。

注 2)Web 会議システムの特徴(上記注 1)) より、各サービスから提供される仕様が上記を満たすことを確認するとともに、Live 立会等実施前に受発注者間で双方向通信試験を実施し、対象とする検査等が適切に実施可能なサービスであるか予め確認を行うこと。

注 3)Live 立会場所・内容に機密性の高い情報等が含まれる場合や Web 会議として利用する場合は、上記に加え以下の機能等を有しておくこと。
 ・通信情報の暗号化 (SSL 暗号化や AES 暗号化等)
 ・Live 立会参加者制限機能 (ワンタイム URL や ID・パスワード等)

第5節 Live 立会等の実施について

(1)Live 立会等に関する仕様

Live 立会等の仕様については、表-1 に示す映像と音声の「撮影」及び「配信」に関する仕様を満たすことを基本とする。

※当社は、「Microsoft Teams」を基本アプリケーションとして使用している。
 なお、使用するアプリケーションを当該アプリケーションに限定するものではなく、受発注者間での Live 立会等実施前の協議において決定すること。

※「Microsoft Teams」の具体的な操作方法については、「Hi-TeLus 利用マニュアル（参考）操作方法について」を参照のこと。

表-1 Live 立会等アプリケーションの仕様

項目	推奨する基本仕様 (Microsoft Teams+Hi-TeLus 端末による規格上の仕様と同等)	最低限の仕様 (国土交通省「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)と同等)
映像	解像度：HD (1280×720) 以上	解像度：VGA (640×480) 以上
	フレームレート：30FPS 以上	フレームレート：15FPS 以上
音声	マイク： モノラル (1チャンネル) 以上	マイク： モノラル (1チャンネル) 以上
	スピーカー： モノラル (1チャンネル) 以上	スピーカー： モノラル (1チャンネル) 以上
映像・音声	転送レート (VBR)： 平均 1Mbps 以上 (上り・下りとも)	転送レート (VBR)： 平均 1Mbps 以上 (上り・下りとも)

注 1) Web 会議システムについてはベストエフォート型でサービス提供されることが多く、また、通信環境に応じて映像を自動調整される場合がある。そのため、上記仕様は Live 立会等において常時保証を求めるものではなく、Web 会議システム選定時における目安とすること。

注 2)Web 会議システムの特徴(上記注 1)) より、各サービスから提供される仕様が上記を満たすことを確認するとともに、Live 立会等実施前に受発注者間で双方向通信試験を実施し、対象とする検査等が適切に実施可能なサービスであるか予め確認を行うこと。

注 3)Live 立会場所・内容に機密性の高い情報等が含まれる場合や Web 会議として利用する場合は、上記に加え以下の機能等を有しておくこと。
 ・通信情報の暗号化 (SSL 暗号化や AES 暗号化等)
 ・Live 立会参加者制限機能 (ワンタイム URL や ID・パスワード等)

画質・画素数と最低限必要な通信速度について表-2 を追加。

参考に画素数と最低限必要な通信速度を示す。なお、下表は目安であり、利用環境や電波状況、時間帯に応じて変化することに留意する。

表-2 画質・画素数と最低限必要な通信速度

画質	画素数	最低限必要な通信速度
360p	640×360	530kbps
480p	720×480	800kbps
720p	1280×720	1.8Mbps
1080p	1920×1080	3.0Mbps
2160p	4096×2160	20.0Mbps

※使用する機器の機能としては仕様を満たしていても、機器の設定により、仕様を満たさない場合があるため、注意すること。(例：使用する端末の画質を「高設定」にした場合は仕様を満たすが、「低設定」にした場合、仕様を満たさなくなることがある。)

(2)費用の負担

Live 立会等で使用する機器は受注者が所有又は工事実施のためにリースする機器の使用もしくは当社が所有する Hi-TeLus 端末を貸出することとし、費用については計上しない。なお、Hi-TeLus 端末の貸与にあたっては別紙-1「貸与品取扱誓約書」を監督員に提出する。

ただし、受発注者協議の上、やむを得ずリース等せざるを得ないと認め、発注者が指示した場合は、その費用について協議する。

《留意点》

従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費の一部として率計上されているため、Live 立会等に伴う費用の協議にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を協議対象とする。

なお、費用の計上は、受注者から見積もりを徴収し、協議を行う。

(3)実施方法

受注者は、施工計画書に従い、検査に必要な情報（「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「使用材料」や「立会方法及び立会者」等）や資料についてカメラ及び画面共有を用いて表示すること。必要に応じて情報の読み上げを行うなど、映像だけでなく、音声でも確認を行うこと。

また、受注者は Live 立会等の映像と音声を配信するのみであり、発注者が指示した場合を除き、基本的に記録と保存を行う必要はない。

なお、受注者又は発注者が Live 立会等を希望する場合は、検査日時の調整の際、又は検査願提出時に、その旨を相手方に連絡すること。

また、Live 立会を実施した場合、その旨を記録すること。

[受注者] 品質確認結果報告書を提出する際、Live 立会等である旨を記載

[監督員] 品質確認結果報告書を確認する際、Live 立会等にて実施した旨を記載

(2)費用の負担

Live 立会等で使用する機器は受注者が所有又は工事実施のためにリースする機器の使用もしくは当社が所有する Hi-TeLus 端末を貸出することとし、費用については計上しない。

ただし、受発注者協議の上、やむを得ずリース等せざるを得ないと認め、発注者が指示した場合は、その費用について協議する。

《留意点》

従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費の一部として率計上されているため、Live 立会等に伴う費用の協議にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を協議対象とする。

なお、費用の計上は、受注者から見積もりを徴収し、協議を行う。

(3)実施方法

受注者は、施工計画書に従い、検査に必要な情報や資料についてカメラ及び画面共有を用いて表示する。

また、受注者は Live 立会等の映像と音声を配信するのみであり、発注者が指示した場合を除き、基本的に記録と保存を行う必要はない。

なお、受注者又は発注者が Live 立会等を希望する場合は、検査日時の調整の際、又は検査願提出時に、その旨を相手方に連絡すること。

また、Live 立会を実施した場合、その旨を記録すること。

[受注者] 品質確認結果報告書を提出する際、Live 立会等である旨を記載

[監督員] 品質確認結果報告書を確認する際、Live 立会等にて実施した旨を記載

画質・画素数と最低限必要な通信速度について表-2 を追加。

貸与品取扱誓約書を別紙-1 として追加。

検査に必要な情報について詳細を追記。

<p>《留意点》 受注者は施工現場外の公的ではない建物の内部等ができる限り映り込まないように留意すること。また、人物が映っている場合は人物の特定ができないよう留意すること。 受注者は、非撮影者である当該工事現場の元請け社員及び作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。 施工計画段階では想定できなかった通信機器故障の可能性があると判断された場合は、受発注者間で協議して、Live 立会の実施可否を検討する。 検査等当日に、通信環境の不調等で接続が困難な場合は、監督員の判断で現場立会もしくは書類審議に代えることができる。 Live 立会を実施するにあたり、虚偽の申告を行った場合、必要に応じて法的措置及び指名停止の措置を行う場合がある。 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。</p> <p>第6節 電子野帳の使用について Live 立会等を実施するにあたって、立会時の記録については、基本的に電子野帳アプリ又は品質確認資料を画面共有することで記録の確認を行う。</p> <p>《留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、「eYACHO」を電子野帳の基本アプリケーションとして試行利用している。なお、使用するアプリケーションを当該アプリケーションに限定するものではなく、受発注者間での Live 立会実施前の協議において決定すること。 ・ Live 立会等に限らず、従来の現地立会においても電子野帳の利活用を推奨するとともに電子小黒板の利活用を推奨する。 	<p>《留意点》 受注者は施工現場外の公的ではない建物の内部等ができる限り映り込まないように留意すること。</p> <p>第6節 電子野帳の使用について Live 立会当を実施するにあたって、立会時の記録については、基本的に電子野帳アプリ又は品質確認資料を画面共有することで記録の確認を行う。</p> <p>《留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、「eYACHO」を電子野帳の基本アプリケーションとして試行利用している。なお、使用するアプリケーションを当該アプリケーションに限定するものではなく、受発注者間での Live 立会実施前の協議において決定すること。 ・ Live 立会等に限らず、従来の現地立会においても電子野帳の利活用を推奨するとともに電子小黒板の利活用を推奨する。 	<p>国土交通省「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月策定)に準じて、Live 立会の実施に係る留意点を追記。</p> <p>誤謬</p>
---	--	--

第7節 Live 立会の適応性

汎用的な動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等の機器を用いた場合の Live 立会の適応性を別表－1 に示す。

適応性は、これまで実施してきた Live 立会の試行結果やアンケート結果に基づき、工種・種別ごとに Live 立会による検査等が現地立会による検査等と同等の評価が可能であるか確認し、下記○、△の判定を付している。なお、ここに記載している工種・種別以外の項目について Live 立会適応する場合、実施方法等を監督員と協議の上、その適応について決定するものとする。

○：Live 立会による確認が可能な項目

△：現場立会が必要（映像や音声で判断できない）となる項目

《留意点》

「○：Live 立会による確認が可能な項目」において受注者の創意工夫（特殊な機器の使用等）を妨げるものではない。

また、「○：Live 立会による確認が可能な項目」において検査等の内容や現地状況（通信環境等）により現場立会が必要と判断される場合には、これを妨げるものではなく、契約の適正な履行確認のための施工管理履歴を管理するために現地立会と Live 立会を適切かつ効率的に組み合わせ活用することが重要である。

別表－1 において「△：現場立会が必要（映像や音声で判断できない）となる項目」に該当するのは、確認箇所が狭隘部や広範囲な場合や打音等の現地確認が必要な場合、測量機器を併用した検査の場合などが挙げられる。なお、いずれの場合においても、受発注者の作業効率化や契約の適正な履行として施工履歴を管理するために「△：現場立会が必要（映像や音声で判断できない）となる項目」に Live 立会を適応することを妨げるものではなく、実施方法等を監督員と協議の上、その適応について決定するものとする。

Live 立会の試行結果等を踏まえて工種ごとに Live 立会の適応性を判定した一覧表を新規策定。

【参考】Live 立会利用例

[場 面] 現場等における品質確認検査

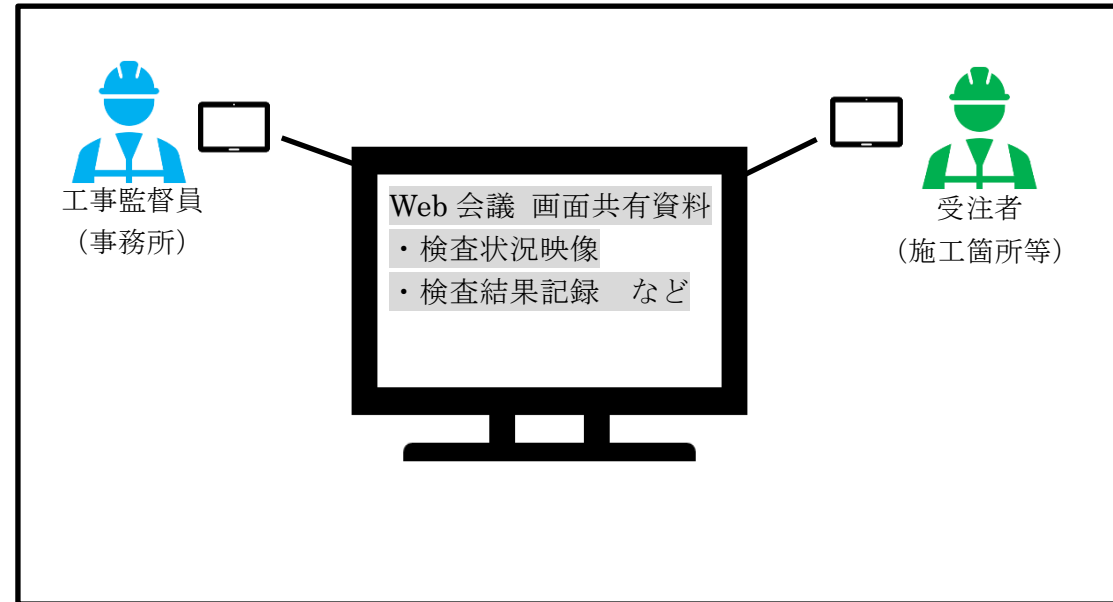
[参加者] 発注者・受注者



【参考】Live 立会利用例

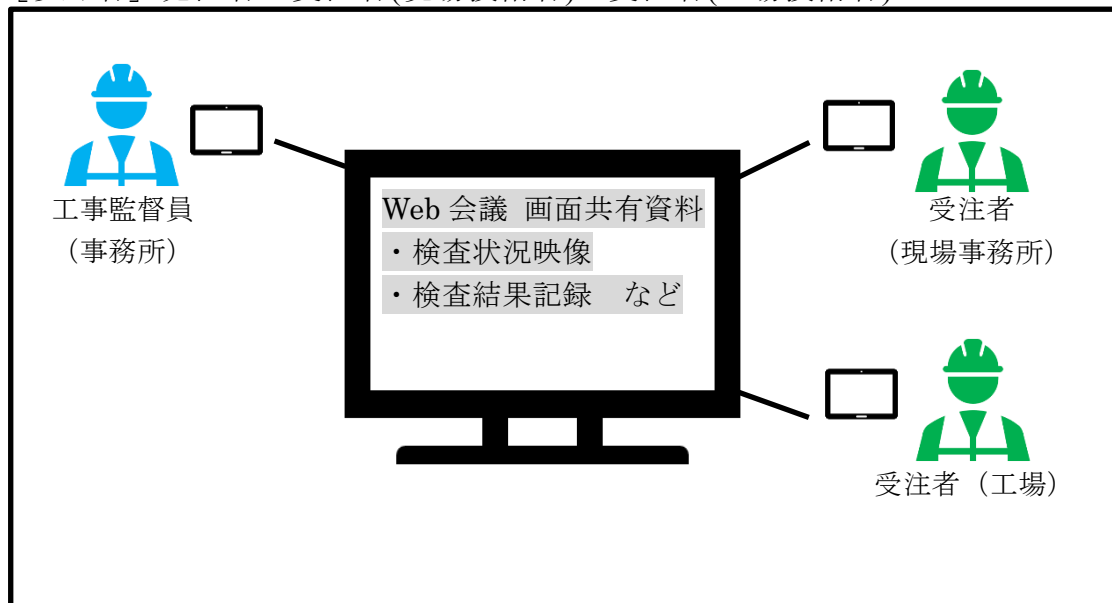
[場 面] 現場等における品質確認検査

[参加者] 発注者・受注者



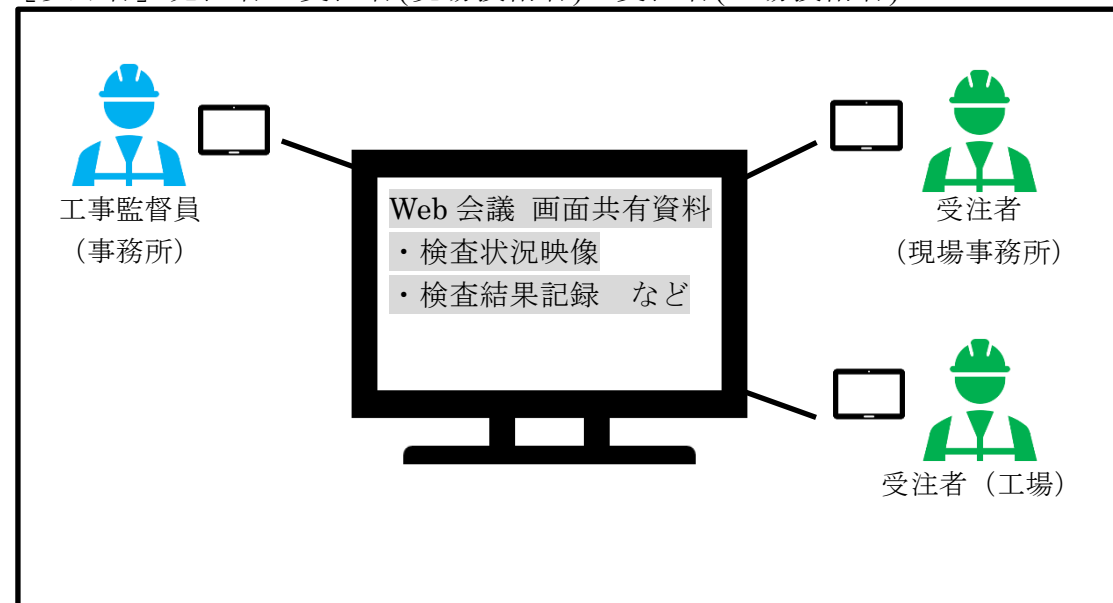
[場 面] 工場等における品質確認検査

[参加者] 発注者・受注者(現場技術者)・受注者(工場技術者)

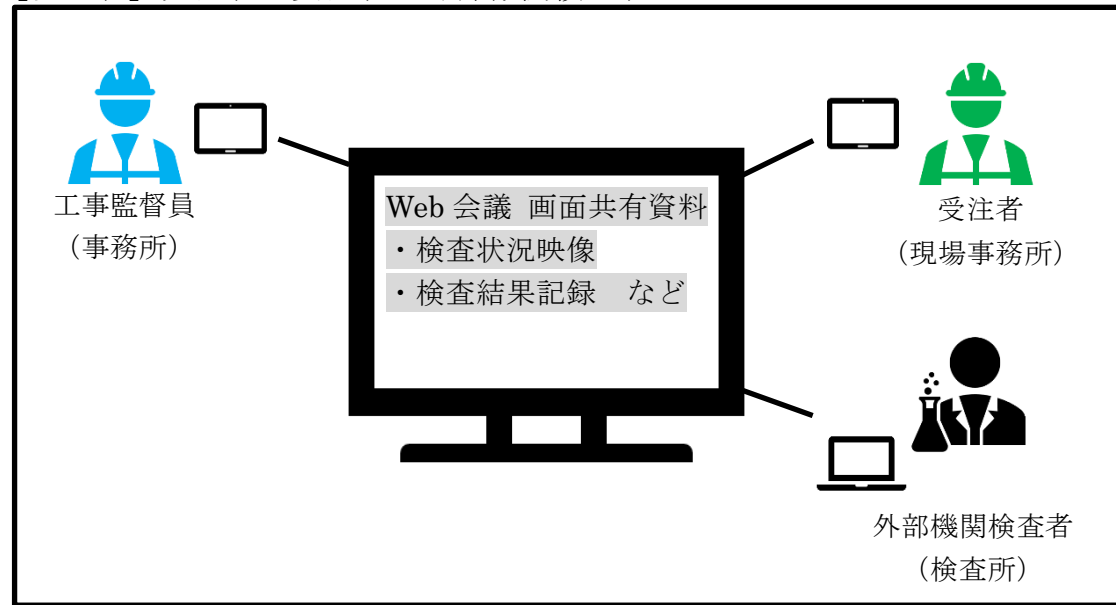


[場 面] 工場等における品質確認検査

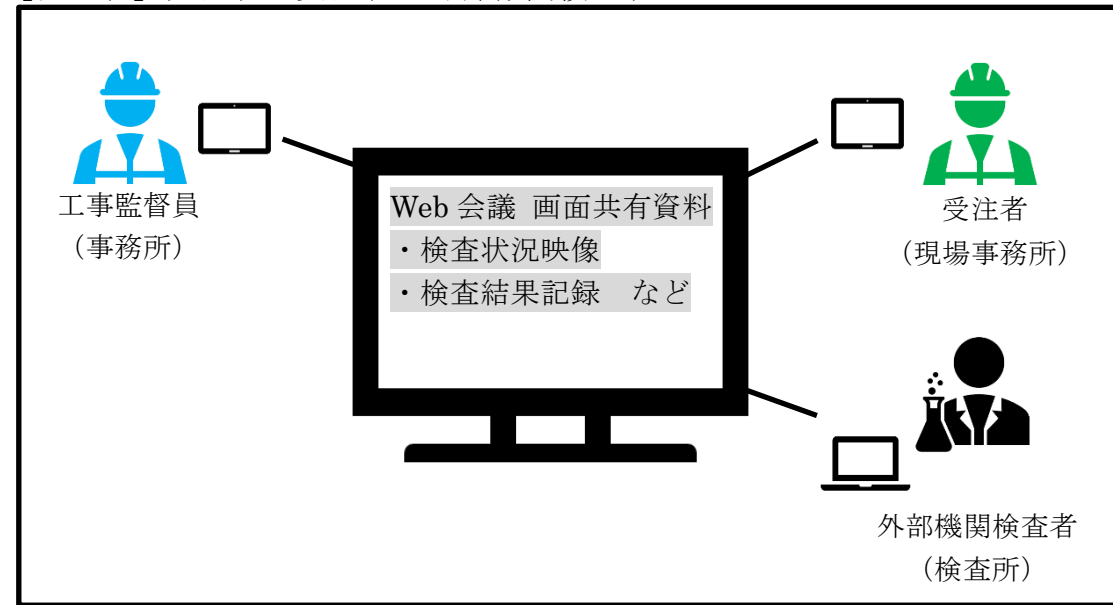
[参加者] 発注者・受注者(現場技術者)・受注者(工場技術者)



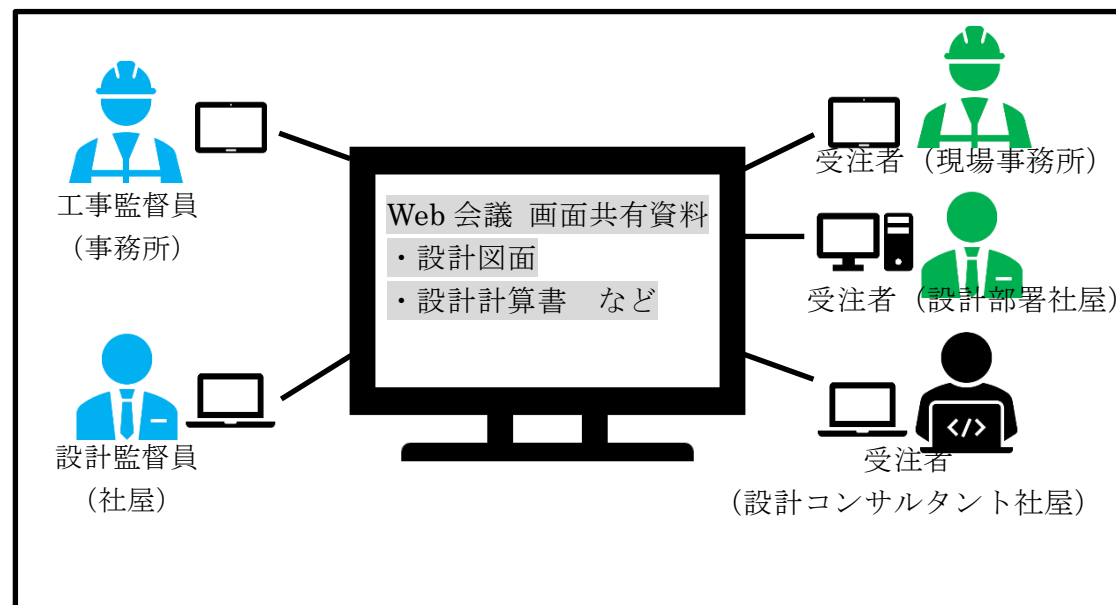
[場面] 外部機関における品質確認検査
[参加者] 発注者・受注者・外部機関検査者



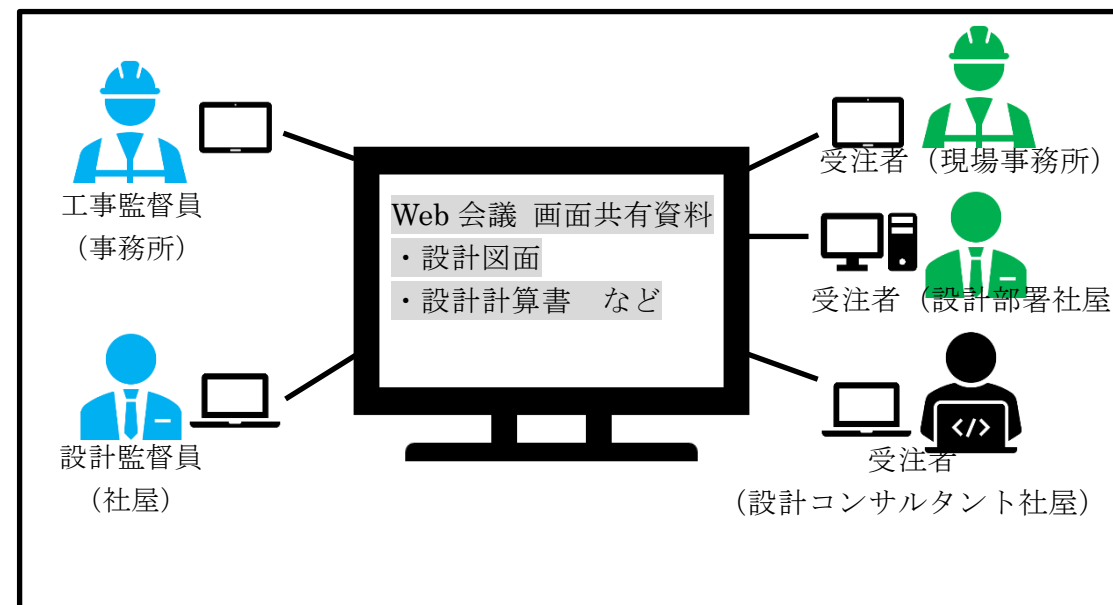
[場面] 外部機関における品質確認検査
[参加者] 発注者・受注者・外部機関検査者



[場面] Web 会議形式による設計打合せ
[参加者] 発注者・受注者 (+設計コンサルタント)



[場面] Web 会議形式による設計打合せ
[参加者] 発注者・受注者 (+設計コンサルタント)



別紙-1

年 月 日

阪神高速道路株式会社
(監督員) 殿

貸与品取扱誓約書

(工事名)

以下貸与品を下記の事項を厳守して使用することを誓います。

貸与品

1. Hi-TeLus 端末 (Surface 本体、充電器、タッチペン、キーボードカバー、マウス) 一式
2. 通信用 SIM カード 一式
3. 防護用ショルダーケース 一式
4. 保存用カバン 一式

記

1. 貸与期間中は自己の責任で管理する。
2. 紛失や破損した場合は、速やかに報告する。
3. 原則、阪神高速道路が実施する Live 立会以外に使用しない。
4. 自己の重大な過失や故意により、貸与品に損害を与えた場合、それを弁償する。
5. 不要となった場合は、速やかに返却する。

(受注者)

(現場代理人名)

貸与品取扱誓約書を追加。

別表-1 Live立会の工種・項目一覧(土木工事)

凡例 ○：Live立会による確認が可能な項目
 △：現場立会が必要(映像や音声で判断できない)となる項目

No.	種別	細別	確認項目	適用性
1	支承	ゴム支承	製品検査	○
2	支承	鋼製支承	製品検査	○
3	その他材料	あと指行アンカー	引抜試験	○
4	土留め工	地中連続壁(壁式)	掘削が既定の深さに達したとき支持地盤の確認	△
5	工場建設工	塗料	工場又は現場への搬入前、抜き取り検査(品質規格(赤外線吸収スペクトル))	○
6	工場建設工	塗料	現場入荷時、使用後、空缶数確認(数量管理)	○
7	工場建設工	表地調整	表地調整後、品質管理	△
8	工場建設工	塗装検査	塗装完了後、塗装外観(しわ、ふくれ、われ、はじき等、外観上の著しい欠陥がないことの確認)	△
9	工場建設工	塗装検査	塗装完了後、塗装外観(中塗りや上塗りの塗色が塗り板見本と照合し、正常であることを確認)	△
10	工場建設工	塗装検査	塗装完了後、乾燥塗膜厚	○
11	工場建設工	溶融亜鉛めっき	外観検査(表面状態、光沢、損傷等)	△
12	工場建設工	溶融亜鉛めっき	膜厚	○
13	基礎	基礎	出来形管理(平面位置(偏心量)、基準天端高、傾斜、回転)	△
14	積層積台	積層積台	出来形管理(積層中心間距離、積層平面位置、傾き、支承の箱数、門柱間隔、基準高)	△
15	橋脚	橋脚	出来形管理(総幅、車道幅)	○
16	高欄・中央分離帯	高欄・中央分離帯	出来形管理(幅、高さ)	○
17	R/C床版	R/C床版	出来形管理(厚さ、平坦性)	○
18	コンクリート構造物	コンクリート構造物	出来形管理(垂直部材・水平部材の長さ寸法、ケーソン・フーチング・柱・はり・桁の断面寸法)	△
19	鋼構造物	鋼桁、箱桁、鋼床版、トラス、アーチ、ラーメン等	出来形管理(部材精度、仮組立て時精度)	○
20	鋼構造物	支承	出来形管理(製作精度(寸法、高さ、平面度、支圧面等))	○
21	鋼構造物	支承	出来形管理(据付け時精度)	○
22	鋼構造物	伸縮装置	出来形管理(仮組立時精度、据付け時精度)	△
23	鋼構造物	塗装検査	出来形管理(乾燥塗膜厚)	○
24	道路土工	切土、盛土、モルタル吹付工、ブロック石積工	出来形管理(形状寸法、勾配、仕上げ面、吹付厚さ等)	△
25	舗装工	下層路盤、上層路盤、基礎、表層、コンクリート版	出来形管理(基準高、幅、厚さ、平坦性等)	△
26	トンネル	トンネル	出来形管理(吹付コンクリート厚、ロックボルト突出量、覆工コンクリート厚、内空断面)	△
27	開削トンネル	開削土工、土留工、囲体工、防水工、継手工	出来形管理(床付高さ、垂直精度、断面寸法、コンクリート厚さ、防水ラップ長さ、止水板ラップ長さ等)	△
28	遮音壁・危険防止柵	遮音壁・危険防止柵	出来形管理(支柱の傾き)	○
29	排水設備	取付金具、加工パイプ、管留付、囲架、集水網等	出来形管理(部材長さ、曲げ角度、基準高、幅、高さ、厚さ)	○
30	防護柵	防護柵	出来形管理(高さ)	○
31	コンクリート工	配合設計(試し練り)	粗骨材、スランプ、水セメント比、空気量、単位水量	○
32	コンクリート工	型枠・支保工	形状・寸法、位置(平面・高さ)、かぶり	○
33	コンクリート工	鉄筋工	材質、加工、スペーサ、固定方法、継手、かぶり、有効高さ、中心間隔	○
34	コンクリート工	製造設備	貯蔵設備、計量設備、ミキサー(兼工場(又はJIS認定工場)以外の場合)	○
35	コンクリート工	製造管理	製造過程、骨材状態管理(兼工場(又はJIS認定工場)以外の場合)	○
36	コンクリート工	レディーミストコンクリート	スランプ、空気量、単位水量、温度(最初の1台等)	○
37	コンクリート工	レディーミストコンクリート	水セメント比	○
38	コンクリート工	レディーミストコンクリート	塩化物イオン	○
39	コンクリート工	レディーミストコンクリート	圧縮強度(標準供試体、現場供試体)	○
40	コンクリート工	舗装用コンクリート	スランプ、空気量、温度(最初の1台等)	○
41	コンクリート工	舗装用コンクリート	塩化物イオン	○
42	コンクリート工	舗装用コンクリート	曲げ強度	○
43	コンクリート工	寒中コンクリート	養生設備・方法・期間、外気温、打込み時・養生中のコンクリート温度	○

現地条件により適用性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない

Live 立会の試行結果等を踏まえて
 工種ごとに Live 立会の適用性を判定した一覧表を新規策定。

別表-1 Live立会の工種・項目一覧(土木工事)

凡例 ○: Live立会による確認が可能な項目
 △: 現場立会が必要(映像や音声で判断できない)となる項目

No.	種別	細別	確認項目	適用性
44	コンクリート工	養生コンクリート	養生設備・方法・期間、外気温、打込み時・養生中のコンクリート温度	○
45	コンクリート工	品質確認	配筋、かぶり、強度(非破壊試験)	○
46	コンクリート工	出来形確認及び記録	形状・寸法、表面状態(ひび割れ、浮き)	○
47	舗装工	アスファルト安定処理路盤混合物	マーシャル試験	○
48	舗装工	配合設計(グースアスファルト混合物)	貫入量、リュエル流動性、動的安定度、曲げ破壊ひずみ	○
49	舗装工	配合設計(粗粒度アスファルト混合物)	マーシャル試験、残留安定度、動的安定度、水浸ホイールラッキング試験、曲げ破壊ひずみ	○
50	舗装工	配合設計(密粒度アスファルト混合物)	マーシャル試験、残留安定度、動的安定度、水浸ホイールラッキング試験、曲げ破壊ひずみ	○
51	舗装工	配合設計(密粒度ギャップアスファルト混合物)	マーシャル試験、残留安定度、動的安定度、水浸ホイールラッキング試験、曲げ破壊ひずみ	○
52	舗装工	配合設計(ポーラスアスファルト舗装混合物)	マーシャル試験、残留安定度、動的安定度、水浸ホイールラッキング試験、曲げ破壊ひずみ等	○
53	舗装工	配合設計(半たわみ性舗装混合物)	マーシャル試験、セメントミルクの充填性、曲げ破壊ひずみ、曲げ強度	○
54	舗装工	受入検査	混合物製造記録、混合物温度	○
55	舗装工	受入検査(グースアスファルト)	リュエル流動性	○
56	舗装工	層間処理工	プライムコート・タックコート・接着剤の使用量・目視等	△
57	舗装工	下層路盤工	ブルーフローリング	△
58	舗装工	上層路盤工	締固め度	○
59	舗装工	床版防水工	R/C床版の表面水分量	△
60	舗装工	グースアスファルト舗装工	現場到着時、舗装時の温度管理(200℃を超えていないこと)	○
61	舗装工	加熱アスファルト舗装工	敷均し・転圧温度管理、転圧回数、交通開放温度、締目	○
62	舗装工	ポーラスアスファルト舗装工	浸透水量、敷均し・転圧温度管理、転圧回数、交通開放温度、締目	○
63	舗装工	半たわみ性舗装工	すべり抵抗値、敷均し・転圧温度管理、転圧回数、セメントミルク施工時温度、締目、交通開放までの養生時間	○
64	舗装工	品質・出来形確認	幅、厚さ・締固め度、平坦性	○
65	基礎工	既製杭工	試験杭(各基礎最初杭)より支持層の深さ・状態、施工法の適否等	△
66	基礎工	既製杭工	溶接施工試験	○
67	基礎工	鋼管ソイルセメント杭工	寸法、施工機器の性能確認	○
68	基礎工	鋼管ソイルセメント杭工	支持層付近の深さに達したとき、支持層への到達・視入れ	△
69	基礎工	鋼管ソイルセメント杭工	現場溶接継手部の施工管理記録(目視検査、浸透探傷試験、放射線透過試験)	○
70	基礎工	場所打ち杭工	試験杭(各基礎最初杭)より支持地盤、杭長の確認	△
71	基礎工	場所打ち杭工	鉄筋かごの形状・寸法	○
72	基礎工	深礎工	掘削が所定の深さに達したとき、支持地盤の確認	△
73	基礎工	オープンケーソン基礎工	掘削が所定の深さに達したとき、支持地盤の確認	△
74	基礎工	オープンケーソン基礎工	圧入用グラウンドアンカー設置後、アンカーの品質確認(確認試験、適性試験)	○
75	基礎工	ニューマチックケーソン基礎工	掘削が所定の深さに達したとき、支持地盤の確認、支持地盤の地耐力の確認	△
76	基礎工	鋼管矢板基礎工	試験杭(各基礎最初杭)より支持層の深さ・状態、施工法の適否等	△
77	基礎工	鋼管矢板基礎工	溶接施工試験	○
78	構台工	躯体工	掘削が所定の深さに達したとき、支持地盤の確認	△
79	構台工	躯体工	支承部の箱抜き施工後、出来形確認	○
80	鋼桁及び鋼製構台工事	工場製作工	溶接施工試験	○
81	鋼桁及び鋼製構台工事	鋼製伸縮装置製作工	ステンレス製とい溶接完了後、溶接割れ検査(浸透探傷試験、磁粉探傷試験)	△
82	鋼桁及び鋼製構台工事	鋼製伸縮装置製作工	ステンレス製とい本体完成後、水張り試験より水密性の確認	△
83	鋼桁及び鋼製構台工事	落積防止装置等製作工	非破壊試験検査	○
84	支承工	支承工	搬入時、据付時の外観検査	△
85	支承工	支承工	現場溶接施工試験	○
86	支承工	支承工	架設完了後、支承据付け検査、機能検査	○

現地条件により適用性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない

Live 立会の試行結果等を踏まえて
 工種ごとに Live 立会の適用性を判定した一覧表を新規策定。

別表-1 Live立会の工種・項目一覧(土木工事)

凡例 ○：Live立会による確認が可能な項目
 △：現場立会が必要（映像や音声で判断できない）となる項目

No.	種別	細別	確認項目	適用性
87	床版工	床版工	打込み中、床版厚さ監視及び鉄筋、型枠の状況確認	○
88	中分・高欄工	高欄工	床版コンクリート強度	○
89	コンクリート主桁製作工	プレテンション桁製作工	プレストレスング時、コンクリートの圧縮強度(供試体による圧縮強度試験より)	○
90	コンクリート主桁製作工	ポストテンション桁製作工	コンクリート打込み時、PC鋼材等が所定の位置に配置されているか、移動することはないか確認	○
91	コンクリート主桁製作工	ポストテンション桁製作工	プレストレス導入時、コンクリート強度等の管理	△
92	道路土工	路体・路床盛土工	路床の最終検査（ブルーローリング試験）	△
93	道路土工	路体・路床盛土工	盛土各層の締固め終了後、各層の締固め状況の確認	○
94	トンネル工	トンネル掘削工	掘削施工中、地山分類の境界	△
95	支保工	材料	ロックボルトの材料規格（外観検査、形状および寸法、品質）	○
96	支保工	ロックボルト工	引抜き試験より引抜耐力を確認	○
97	覆工	覆工	鉄筋及び支保工材料の組立検査	○
98	覆工	覆工	ロックボルトの施工完了検査	○
99	覆工	覆工	組立・振付け完了後、型枠検査	○
100	覆工	覆工コンクリート工	打設後、穿孔又はコアボーリング等による巻戻検査	○
101	インバート工	インバート掘削工	インバート埋め戻し前、コンクリート強度	○
102	防水工	防水工	防水工の施工後、接着状況等	○
103	シールドトンネル工	シールド製作工	工場検査(材料検査、機器検査、溶接検査、外観検査、主要部寸法検査、無負荷作動試験等)	○
104	シールドトンネル工	セグメントの製作	製品検査（外観・寸法検査）、仮組検査（外観・寸法誤差）、載荷試験	○
105	シールドトンネル工	シールドの現地組立	現場組立検査（溶接検査、外観検査、主要部寸法検査、無負荷作動試験、電気絶縁抵抗試験）	△
106	橋脚柱工	工場製作工（支柱）	製作完了後、溶接部検査(外観検査)、浸透探傷試験	○
107	橋脚柱工	工場製作工（門柱）	製作完了後、仮組立て試験	○
108	橋梁排水工	排水工	溶接完了後、外観検査、溶接継手の引張試験	○
109	鋼構造物補修工	接合・対傾構取合部補強工	現場溶接施工試験(外観試験、マクロ試験)	○
110	コンクリート構造物補修工	床版補強工	各工程完了後、施工管理状況の確認	○
111	コンクリート構造物補修工	床版補強工(鋼板接着)	チェックハンマーによる樹脂注入後の充填状況の確認	△
112	コンクリート構造物補修工	ひび割れ注入工	ひび割れ調査に基づく施工数量の確認し、必要量が確保されているか確認	○
113	コンクリート構造物補修工	ひび割れ注入工	出来形確認(購入量、使用数量の確認による)	○
114	コンクリート構造物補修工	グラウト補修工	X線によるシース内への注入状況の検査	○
115	コンクリート構造物補修工	コンクリート表面保護工	出来形管理（表面状態（全面目視））	△
116	コンクリート構造物補修工	コンクリート表面保護工	出来形管理（ひび割れ注入延長、数量等（空缶検査））	○
117	コンクリート構造物補修工	コンクリート表面保護工	出来形管理（材料使用料、仕上げ状態（ウェット膜厚））	○
118	舗装補修工	路面切削工	切削面の出来形検査	△
119	塗装塗装工	現場塗装工	素地調整後、品質確認検査	△
120	伸縮継手補修工	ブラケットの据付け工	アンカーボルトの据付けトルクの出来形検査、提出	○
121	遮音壁工	遮音壁工	製造ロットごとの品質管理	○
122	遮音壁工	遮音壁撤去工	支柱、アンカーボルト、高欄の損傷等を確認	△
123	アンカーボルト工	アンカーボルト工	鉄筋探査器等により既設構台・構面の配筋状況の確認	○
124	アンカーボルト工	アンカーボルト工	超音波探傷器による出来形検査	○
125	アンカーボルト工	アンカーボルト工	アンカーの引抜強度確認	○
126	環梁補強工	現場溶接工	現場溶接施工試験	○
127	環梁補強工	環梁補強工	構造物完成後、外観検査、出来形検査	△
128	環梁補強工	環梁補強工	施工完了後、数量検査(空缶検査)	○
129	環梁補強工	環梁補強工	炭素繊維シートの貼付け状況を目視検査	○

現地条件により適用性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない

Live 立会の試行結果等を踏まえて
 工種ごとに Live 立会の適用性を判定した一覧表を新規策定。

別表-1 Live立会の工種・項目一覧(土木工事)

凡例 ○: Live立会による確認が可能な項目
 △: 現場立会が必要(映像や音声で判断できない)となる項目

No.	種別	細別	確認項目	適用性
130	鋼製橋脚補強工	鋼製橋脚補強工	高力ボルト締め付け完了後目視による外観検査	○
131	鋼製橋脚補強工	鋼製橋脚補強工	構造物完成後、外観検査、出来形検査	△
132	鋼製橋脚補強工	鋼製橋脚補強工	現場溶接完了後、非破壊試験(浸透探傷試験や目視、超音波探傷試験)	○
133	支承接替工	支承接替工	溶接完了後の非破壊試験(目視、浸透探傷試験)	○
134	支承接替工	ボルト孔埋工	溶接完了後浸透探傷検査	○
135	支承接替工	支承接替工	高力ボルトの締め付け完了後外観検査(目視)	○
136	支承接替工	支承接替工	構造物完成後、外観検査、出来形検査	○
137	支承接替工	支承接替工	取替完了後、可動状況を確認するため機能検査	○
138	落橋防止装置・主桁連結工	ボルト孔埋工	溶接完了後浸透探傷検査	○
139	落橋防止装置・主桁連結工	落橋防止装置・主桁連結工	高力ボルトの締め付け完了後外観検査(目視)	○
140	落橋防止装置・主桁連結工	落橋防止装置・主桁連結工	構造物完成後、外観検査、出来形検査	○
141	変位制限装置・拡幅ブラケット工等	ボルト孔埋工	溶接完了後浸透探傷検査	○
142	変位制限装置・拡幅ブラケット工等	変位制限装置・拡幅ブラケット工等	高力ボルトの締め付け完了後外観検査(目視)	○
143	変位制限装置・拡幅ブラケット工等	変位制限装置・拡幅ブラケット工等	構造物完成後、外観検査、出来形検査	○
144	ASR反応抑制対策	ASR反応抑制対策	試験骨材の採取	○
145	鋼管矢板基礎工	異形鋼筋スタッド方式頂版結合工	着工前検査(外観検査、曲げ試験)	○
146	鋼管矢板基礎工	異形鋼筋スタッド方式頂版結合工	施工後、外観検査(表面状態、光沢、損傷等)	△
147	エポキシ樹脂	品質管理	1次試験より基本的な物理性の確認	○
148	エポキシ樹脂	品質管理	グラウト材及び鋼板接着材は、2次試験より、施工に関する性能を確認	○
149	エポキシ樹脂	品質管理	床版等に用いるグラウト材は、3次試験より、耐久性能を確認(クリープ試験、曲げ疲労試験、接着性試験)	○
150	エポキシ樹脂	品質管理	抜き取り試験による室内試験	○
151	エポキシ樹脂	品質管理	現場試験(気温、紙コップ採取によるグラウト材硬化確認)	○
152	エポキシ樹脂	品質管理	現場試験(圧縮降伏強度、曲げ強度、引張強度など)	○
153	あと進行アンカー	品質管理	耐久状況検査、軸力管理、ボルト突出長検査(全数)	○
154	コンクリート工	品質管理	非破壊試験(強度、かぶり)	○

現地条件により適用性が一致しない場合も想定されるため、現場での適用・不適用を拘束するものではない

Live 立会の試行結果等を踏まえて工種ごとに Live 立会の適用性を判定した一覧表を新規策定。

改訂理由	
注意事項	